

# 第1章 総 則

地震・津波対策の基本的視点	(第1節 震-1-2)
想定地震と被害想定	
・ 想定地震、想定条件	(第2節 震-1-4)
・ 千葉県における被害の概要	(第2節 震-1-4)
・ 白子町における被害の概要	(第2節 震-1-11)
津波を伴う想定地震	
・ 千葉県における被害の概要	(第3節 震-1-13)
・ 白子町における被害の概要	(第3節 震-1-13)
減災目標	
・ 首都直下地震対策特別措置法における「特定緊急対策事業推進計画」の認定等	(第4節 震-1-14)

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく千葉県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称、さらに、平成28年4月に発生した熊本地震での教訓も踏まえて、平成29年度修正において地震・津波編を更新したものである。

## 第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は、次のとおりとする。

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

発生頻度の高い地震・津波に対しては「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づき海岸堤防や河川堤防により人命や資産の保護が行われている。ただし、東北地方太平洋沖地震に伴う巨大な津波災害では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。よって、最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があるため、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などを組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進する。

- 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

さらに、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化は発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

それらの被害を踏まえ、千葉県では平成25年3月に県ならびに県下市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところである。これらの被害や検証結果を踏まえた千葉県地域防災計画を参考に、実効性の高い計画とすることが重要である。

- 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

4 最新の知見を踏まえた被害想定調査結果に基づいた被害想定の見直しを図ること。

東日本大震災を受け、平成23年12月27日の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震・津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされた。

今後の技術進歩や新たな知見によって、千葉県が実施する地震・津波被害想定調査の実施に基づき、被害想定の見直しを図る必要がある。

また、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するのかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

## 第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。

また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）などの相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生蓋然性が高い状況にある。

そのため、千葉県では平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

本節では、千葉県が実施・公表した「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」の概要及び本町における被害想定結果を掲げるものとする。

### 1 想定地震、想定条件

千葉県では近い将来大きな影響があると考えられる以下の4つの地震について調査している。

またそれぞれの条件については、住民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースが設定されている。

No	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ <sup>1</sup>	地震のタイプ	30年以内発生確率 <sup>2</sup>	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	50km	プレート内部	70%	H26・27
2	東京湾北部地震	7.3	28km	プレート境界	低い	H19
3	千葉県東方沖地震	6.8	43km	プレート内部	-	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	14km	活断層	0～3%	

1 震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

2 平成26・27年度千葉県地震被害想定調査に基づく

### 2 千葉県における被害の概要

国は、南関東地域直下で今後30年間に70%程度の確率で発生するマグニチュード7程度の地震のタイプがフィリピン海プレート内であると公表し、首都機能に大きな影響を与える可能性がある地震、いわゆる首都直下地震による被害想定調査を行った（平成25年度公表）。

千葉県でも、人口が集中し建物が密集する地域における同タイプの地震として、千葉県北西部直下地震を想定した。以下に、その被害概要を中心に述べる。詳細については、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」による。なお、東京湾北部地震は、千葉県北西部直下地震とは震源位置や地震のタイプが異なり、その発生の可能性が否定されるものではない。

#### (1) 地震動（ゆれ）

千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などに震度6強の地域が広がり、県土の約

40%が震度6弱以上となる。なお、震度7の地域はない。

(2) 建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速8m/秒の場合で、建物の全半壊は約8万1千棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約2万7千人の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、危険度が高い地域が広く分布する。内陸の河川沿いの谷底低地についても危険度が高い地域が分布するが、東京湾沿岸の低地部に比べ危険度は低く、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の被害箇所は、約2,600箇所と予測され、主に震度6弱以上の地域を中心に、道路の陥没や高架部の桁ずれ・段差等が生じると予測される。また、港湾施設では、57バースで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

上水道は、最大約250万人の生活等に支障が生じ、電力は最大約49%の供給が停止し、都市ガスは約47万9千戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

避難者（避難所に避難した者と、在宅での生活に不自由を迫られる者等を含む避難所外避難者の合計）は発災1日後に約30万人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約80万人となり、1ヶ月後でも約50万人が避難生活を送ると予測される。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、千葉県内全ての公共交通機関が停止した場合、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と予測される。また、県外で帰宅困難者となる県民は、東京都で64万5千人、埼玉県で3万6千人、神奈川県で3万6千人、茨城県で2万4千人となる。

鉄道利用者を対象とした主要駅別の帰宅困難者数は、舞浜駅・新浦安駅で約3万2千人、千葉駅で約3万1千人と予測される。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その施設への1日当たりの平均来訪（利用）者を滞留者数として設定すると、東京ディズニーリゾートで約8万6千人等と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

約2,500台のエレベーターで閉じ込めにつながりうるエレベーターの停止が発生し、閉じ込め者数は昼12時で約1,900人と予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約8兆円と予測される。

平成26・27年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

		千葉県北西部直下地震	
地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	
	タイプ	プレート内部	
	震源の深さ	約50km	
	震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	
建物被害	全壊・焼失棟数	約81,200	棟
	半壊棟数	約150,700	棟
施設	道路	被害箇所	約2,600 箇所
	港湾施設	港湾の被害箇所数	57 箇所
ライフライン	電力	供給停止率	約49 %
	都市ガス	停止戸数	約479,000 戸
	LPガス	機能障害世帯数	約82,100 世帯
	上水道	機能支障人口	約2,500,400 人
	下水道	影響人口	約184,600 人
	死傷者数	死者数	揺れ（倒壊等）
急傾斜地崩壊			約10 人
火災			約1,400 人
ブロック塀等の転倒ほか			約30 人
小計		約2,100 人	
重傷者		揺れ（倒壊等）	約3,000 人
		急傾斜地崩壊	- 人
		火災	約660 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約430 人
小計		約4,100 人	
軽傷者		揺れ（倒壊等）	約18,600 人
		急傾斜地崩壊	約10 人
	火災	約1,700 人	
	ブロック塀等の転倒ほか	約690 人	
小計		約21,000 人	
死傷者数合計		約27,200 人	
避難者数	1日後	約298,300	人
	2週間後	約806,600	人
帰宅困難者数（昼12時）	県内	約736,400	人
	県外で帰宅困難者となる県民	約741,000	人
	合計	約1,477,000	人
エレベーター停止台数		約2,500	台
建物	住宅、家財、償却資産、棚卸資産	約7.13	兆円
	ライフライン	電力、通信、都市ガス、上・下水道	約0.47
交通施設	道路、鉄道、港湾	約0.39	兆円
その他公共土木施設		約0.15	兆円
経済被害合計		約8.14	兆円
震災廃棄物	体積	約7,789,300	m <sup>3</sup>

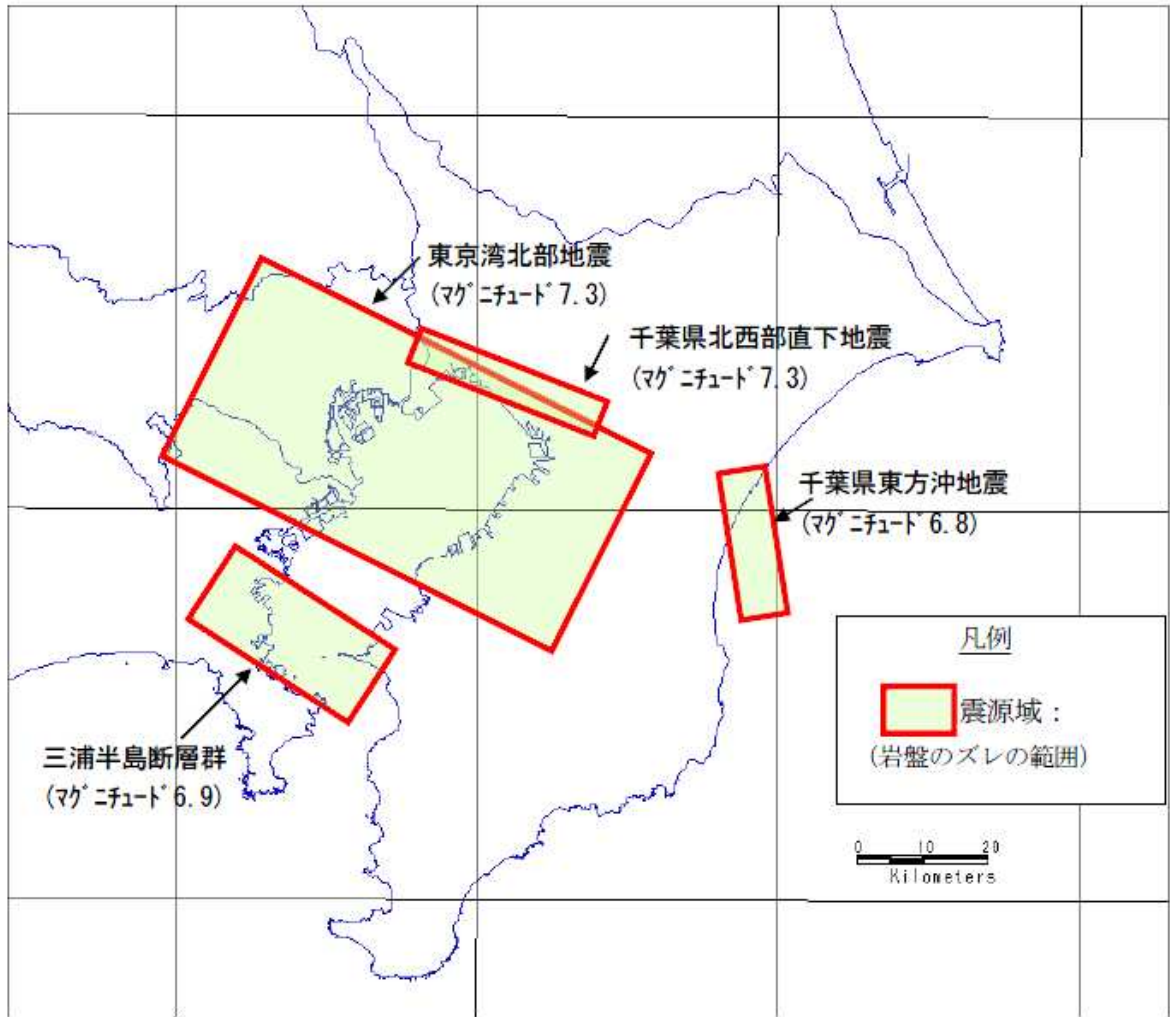
- 1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速8m/sです。
- 2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

平成19年度千葉県地震被害想定調査結果の概要

		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震		
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9	
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層	
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km	
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%	
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟	
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟	
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟	
	交通施設	道路橋梁 <sup>3</sup>	大規模損傷（通行止め）	0 箇所	0 箇所	1 箇所
			中規模損傷（通行止め）	31 箇所	0 箇所	2 箇所
			小規模損傷（交通規制）	417 箇所	20 箇所	103 箇所
	鉄道橋脚	損壊（運行不能）	5 箇所	-	-	
		港湾施設	港湾・漁港の被害数	25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
		都市ガス	停止戸数	374,533 戸	- 戸	- 戸
		LPガス	漏洩戸数	23,667 戸	35 戸	1,483 戸
		上水道	断水戸数	1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
		工業用水	被害箇所数	60 箇所	1 箇所	3 箇所
下水道		影響戸数	64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸	
人的被害		死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
	火災		365 人	0 人	4 人	
	急傾斜地崩壊		59 人	17 人	11 人	
	ブロック塀等の転倒		54 人	20 人	5 人	
	小計		1,391 人	37 人	88 人	
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人	
		火災	1,655 人	0 人	50 人	
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	1,893 人	685 人	170 人	
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人	
	小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人		
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人	
	避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人	
1ヵ月後		610,880 人	6,448 人	30,225 人		
帰宅困難者数（昼12時）	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人		
	東京都+他県から県内	731,022 人	261,867 人	686,418 人		
合計		1,087,816 人	577,036 人	861,528 人		
エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台		
大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港	約20,000 人	- 人	- 人		
	東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	- 人	- 人		
	幕張メッセ	約7,500 人	- 人	- 人		
直接経済被害	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円	
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円	
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円	
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円	
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m <sup>3</sup>	245,563 m <sup>3</sup>	796,334 m <sup>3</sup>	
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m	

- 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。
- 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。
- 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。

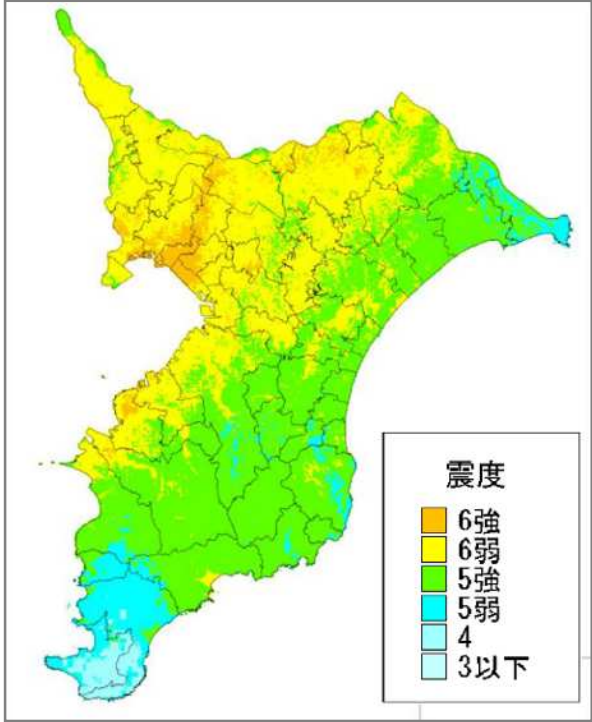
36°



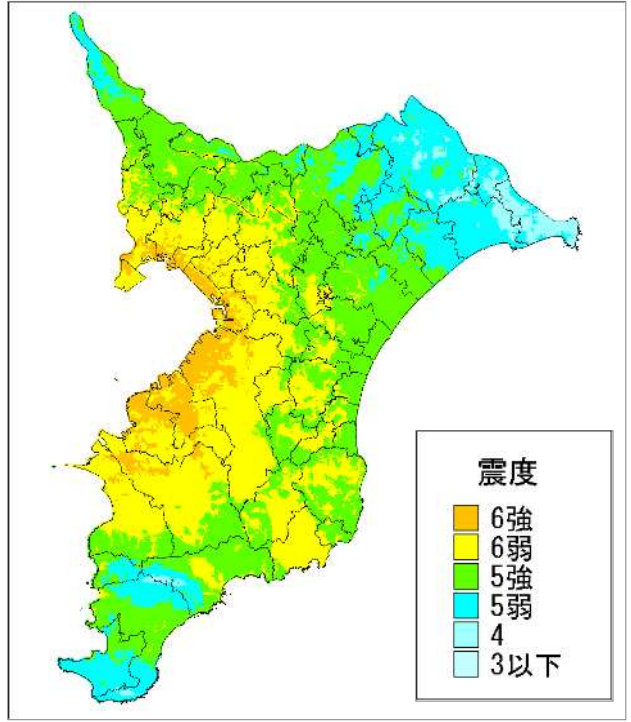
被害想定対象地震の震源域



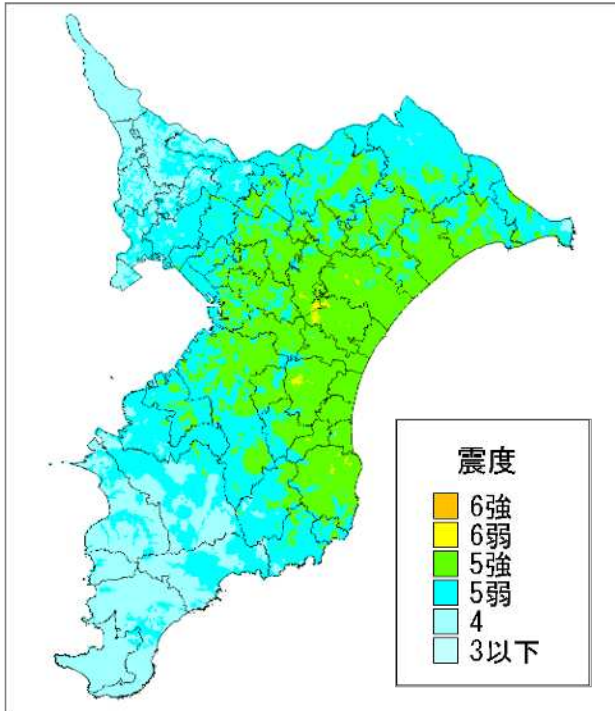
震度分布図



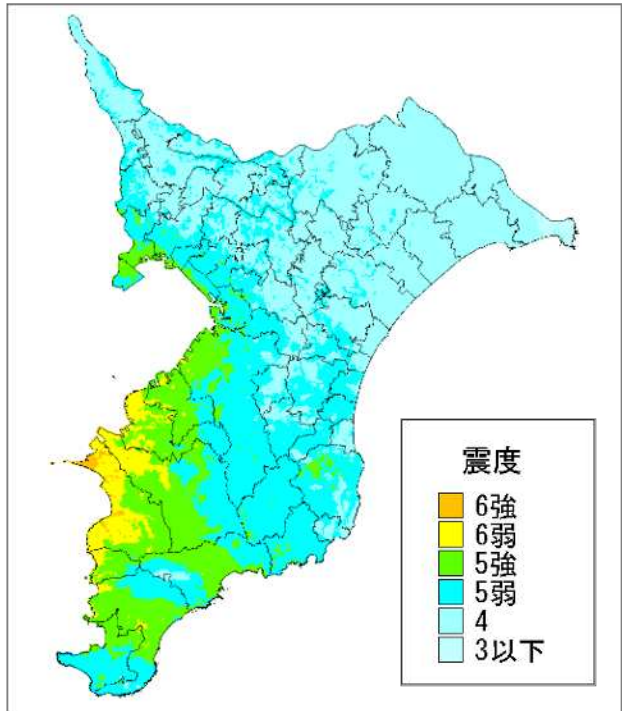
千葉県北西部直下地震 (マグニチュード7.3)



東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

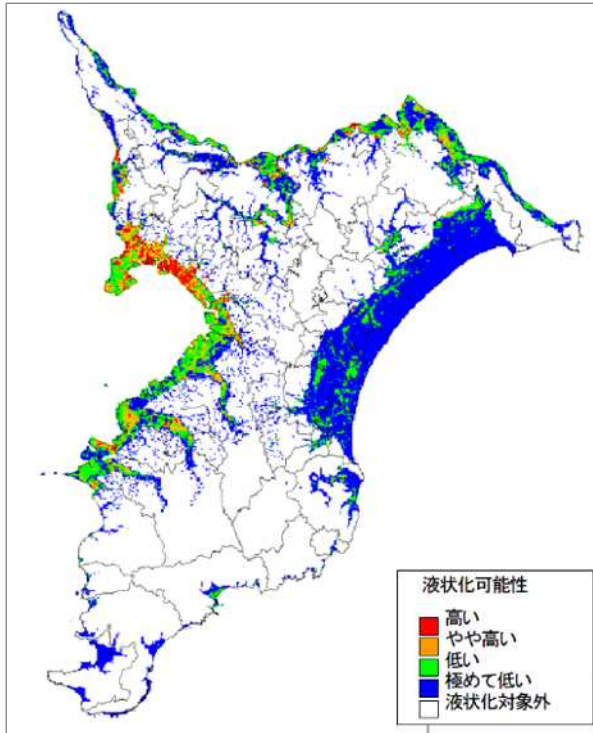


千葉県東方沖地震 (マグニチュード6.8)

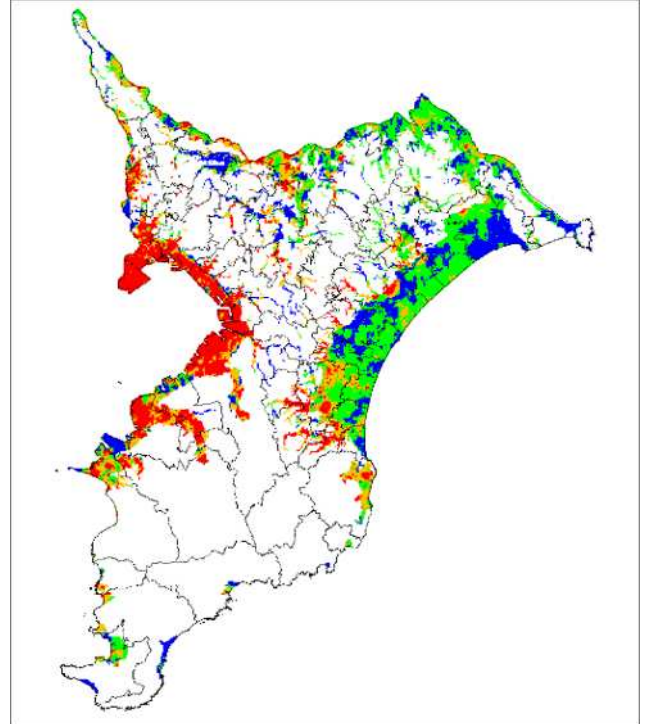


三浦半島断層群の地震 (マグニチュード6.9)

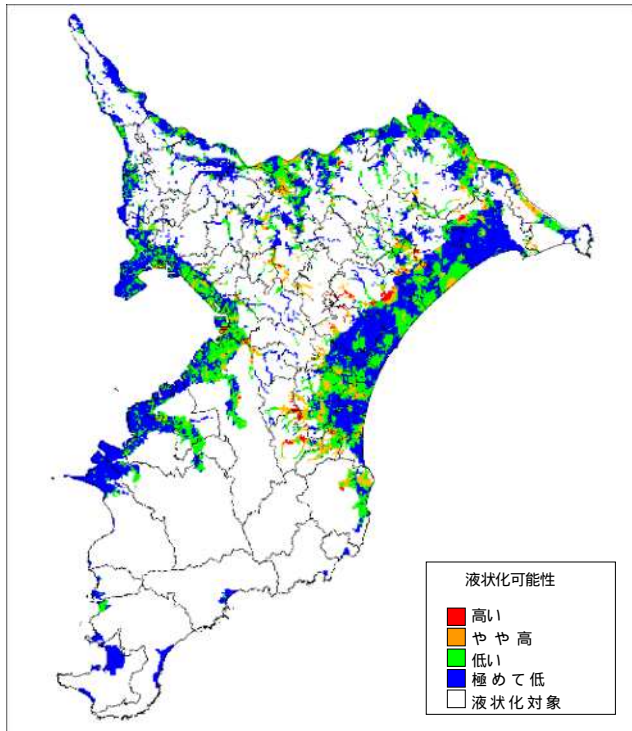
液状化危険度分布図



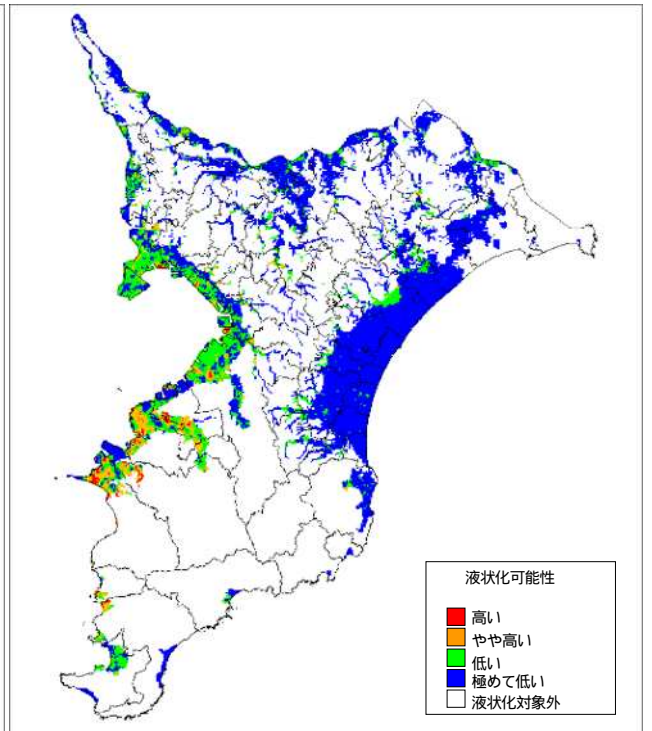
千葉県北西部直下地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



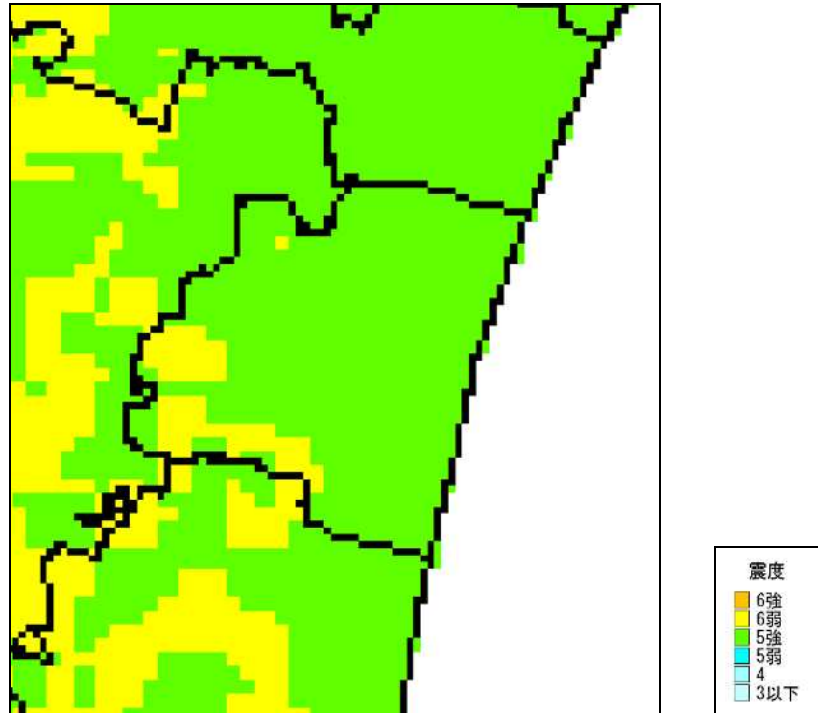
三浦半島断層群による地震

### 3 白子町における被害の概要

本町において最も大きな被害が予測される東京湾北部地震について被害の概要をまとめた。

#### (1) 地震動(ゆれ)

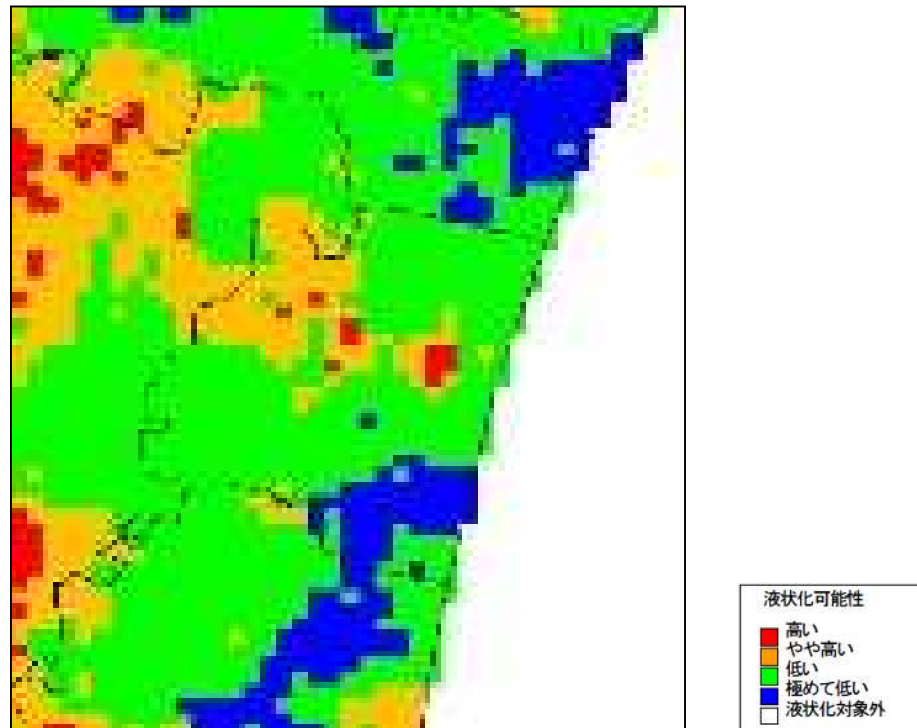
白子町のほぼ全域に震度5強の地域が広がり、南西部に一部震度6弱となる地域がある。



東京湾北部地震 震度分布図

#### (2) 建物被害

地震動による建物全壊棟数は24棟、液状化による建物全壊棟数は10棟と予測され、合計34棟となる。



東京湾北部地震 液状化危険度分布図

(3) 人的被害

地震による建物被害に伴い、負傷者が28名程度、屋内収用物の移転・店頭棟による負傷者が1名、ブロック塀棟の転倒による負傷者が2名、発生する予測である。合計31名である。

(4) 避難者

地震発生から1日後の避難者数は1,388名と予測される。

(5) 被害

項目(単位)		東京湾 北部地 震 (H19)	参考			
			千葉県 北西部 直下地震 (H26・27)	千葉県 東方沖 地震 (H19)	三浦半島 断層群に よる地震 (H19)	
建物全壊 棟数	揺れ(棟)	24	10	1	0	
	液状化(棟)	10	10	6	0	
	急傾斜地崩壊(棟)	0	0	0	0	
	合計(棟)	34	10	7	0	
火災	炎上出火(件)	0	0	0	0	
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	
人的被害	死者	建物被害(人)	0	-	0	0
		火災(人)	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊(人)	0	0	0	0
		ブロック塀等の転倒(人)	0	0	0	0
		屋外落下物(人)	0	0	0	0
		合計(人)	0	0	0	0
	負傷者	建物被害(人)	28	20	6	0
		火災(人)	0	-	0	0
		急傾斜地崩壊(人)	0	0	0	0
		屋内収容物の移転・転倒等(人)	1	-	1	0
		ブロック塀等の転倒(人)	2	0	5	0
		屋外落下物(人)	0	0	0	0
	合計(人)	31	20	12	0	
避難者(1日後)(人)		1,388	30	337	1	
うち、建物被害による避難者		315	20	73	1	

### 第3節 津波を伴う想定地震

#### 1 千葉県における被害の概要

東北地方太平洋沖地震（2011年）は、岩手県北部から茨城県南部までの日本海溝沿いを震源域とした地震である。しかしながら、この震源域の南側に隣接する千葉県東方沖の日本海溝沿いは今回割れ残ったことから、この領域を対象とした「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」（マグニチュード8.2）を想定し、その津波による被害量を算出した。この想定地震の津波シミュレーションでは、銚子市で最大津波高8.8mと予測され、避難行動の有無や避難開始時間を設定し、全員が発災後すぐに避難を開始する条件では、死者数が約10人と予測される一方で、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約5,600人と予測される。また、建物被害は、全壊約2,900棟、半壊約6,700棟と予測される。

なお、元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、本県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.4m程度と予測されている。

地震被害想定の対象とした千葉県北西部直下地震、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しない。

#### 2 白子町における被害の概要

「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」の津波シミュレーションでは、白子町は最大津波高6.2m、早期に避難を開始しない条件では、死者数が約50人、また、建物被害は、全壊約20棟、半壊約530棟と予測される。

また、県による従前の想定である元禄地震（1703年）や延宝地震（1677年）、津波避難のための津波浸水予測（沿岸津波高3m、5m、10m津波）の内10m津波は表の通りと予測される。

No	想定地震名	最高水位 (TP基準) (m)	最高水位 (地殻変動考慮) (m)	津波最短 到達時間 (分)
1	房総半島南東沖日本海溝沿い地震	6.2	6.0	42.2 1
2	元禄地震	8.0	7.9	39.5 1
3	延宝地震	6.2	6.0	41.7 2
4	沿岸津波高10m津波	10.1	-	-

1 第一波 2 代表地点における計算値

なお、国の想定する元禄関東地震の津波シミュレーションでは、白子町は最大津波高1.2m程度、房総半島の南東沖で想定される地震では最大津波高1.2m程度と予測されている。また、千葉県は今後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき最大クラスの津波浸水想定を公表する予定であることから、被害の概要の更新を図る必要がある。

## 第4節 減災目標

### 1 首都直下地震対策特別措置法における「特定緊急対策事業推進計画」の認定等

本町は首都直下地震対策特別措置法の緊急対策区域に指定されていることから、特定緊急対策事業の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画である「特定緊急対策事業推進計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。同法第24条の規定に基づき特定緊急対策事業推進計画に掲げる基本事項は以下となる。

- (1) 特定緊急対策事業推進計画の区域
- (2) 特定緊急対策事業推進計画の目標
- (3) 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容
- (4) 第二号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定緊急対策事業の内容及び実施主体に関する事項
- (5) 前号に規定する特定緊急対策事業ごとの次節の規定による特別の措置の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第四号に規定する特定緊急対策事業に関する事項その他特定緊急対策事業の実施等による地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項



## 第2章 災害予防計画

防災意識の向上	
・ 防災教育	(第1節 震 - 2 - 3)
・ 過去の災害教訓の伝承	(第1節 震 - 2 - 3)
・ 防災広報の充実	(第1節 震 - 2 - 3)
・ 自主防災体制の強化	(第1節 震 - 2 - 6)
・ 防災訓練の充実	(第1節 震 - 2 - 8)
・ 地区防災計画の策定	(第1節 震 - 2 - 9)
津波災害予防対策	
・ 総合的な津波対策の基本的な考え方	(第2節 震 - 2 - 10)
・ 津波広報、教育、訓練計画	(第2節 震 - 2 - 10)
・ 津波避難対策	(第2節 震 - 2 - 12)
・ 避難確保計画の作成	(第2節 震 - 2 - 13)
・ 津波防護施設等の整備	(第2節 震 - 2 - 14)
火災等予防対策	
・ 地震火災の防止	(第3節 震 - 2 - 16)
・ 建築物不燃化の促進	(第3節 震 - 2 - 17)
・ 防災空間の整備・拡大	(第3節 震 - 2 - 19)
消防計画	
・ 消防体制・施設の強化	(第4節 震 - 2 - 20)
・ 消防職員、団員の教育訓練	(第4節 震 - 2 - 20)
・ 市町村相互の応援体制	(第4節 震 - 2 - 20)
・ 消防思想の普及	(第4節 震 - 2 - 21)
・ 町の消防計画及びその推進	(第4節 震 - 2 - 21)
建築物の耐震化等の推進	
・ 建築物等の耐震対策	(第5節 震 - 2 - 23)
・ ライフライン等の耐震対策	(第5節 震 - 2 - 25)
・ 道路及び交通施設の安全化	(第5節 震 - 2 - 27)
液状化災害予防対策	
・ 液状化対策の推進	(第6節 震 - 2 - 29)
・ ライフライン施設、公共施設の液状化対策	(第6節 震 - 2 - 29)
・ 液状化対策の広報・周知	(第6節 震 - 2 - 29)
・ 液状化被害における生活支援	(第6節 震 - 2 - 30)
地盤沈下等予防対策	
・ 地盤沈下の防止	(第7節 震 - 2 - 31)
・ 地籍調査の推進	(第7節 震 - 2 - 32)
・ 河川、ため池施設の安全化	(第7節 震 - 2 - 32)
要配慮者等の安全確保のための体制整備	
・ 避難行動要支援者に対する対応	(第8節 震 - 2 - 33)
・ 要配慮者全般に対する対応	(第8節 震 - 2 - 36)
・ 社会福祉施設等における防災対策	(第8節 震 - 2 - 37)
・ 外国人に対する対策	(第8節 震 - 2 - 37)
情報連絡体制の整備	
・ 町における災害通信施設の整備	(第9節 震 - 2 - 39)
・ 災害情報集約システムの整備	(第9節 震 - 2 - 39)
・ 災害情報一括配信システムの整備	(第9節 震 - 2 - 39)
・ 自治体メールサービスの整備	(第9節 震 - 2 - 40)
・ 全国瞬時警報システムの整備	(第9節 震 - 2 - 40)
・ 県における災害通信施設の整備	(第9節 震 - 2 - 40)
・ 警察における災害通信網の整備	(第9節 震 - 2 - 40)
・ 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備	(第9節 震 - 2 - 40)
・ 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	(第9節 震 - 2 - 40)
・ KDDI株式会社事業所等における災害通信施設等の整備	(第9節 震 - 2 - 40)

・ ソフトバンク株式会社の災害通信施設等の整備	( 第9節	震 - 2 - 41)
・ 非常通信体制の充実強化	( 第9節	震 - 2 - 41)
・ アマチュア無線の活用	( 第9節	震 - 2 - 41)
・ その他通信網の整備	( 第9節	震 - 2 - 41)
・ Lアラートの活用	( 第9節	震 - 2 - 41)
備蓄・物流計画		
・ 食料・生活必需品等の供給体制の整備	( 第10節	震 - 2 - 42)
・ 医薬品及び応急医療資機材等の整備	( 第10節	震 - 2 - 43)
・ 水防用資機材の整備	( 第10節	震 - 2 - 43)
防災施設の整備		
・ 避難施設の整備	( 第11節	震 - 2 - 44)
帰宅困難者等対策		
・ 帰宅困難者等	( 第12節	震 - 2 - 46)
・ 一斉帰宅の抑制	( 第12節	震 - 2 - 46)
・ 帰宅困難者等の安全確保対策	( 第12節	震 - 2 - 47)
・ 帰宅支援対策	( 第12節	震 - 2 - 47)
・ 関係機関と連携した取組み	( 第12節	震 - 2 - 47)
・ 大規模集客施設を管理する事業者の取組み	( 第12節	震 - 2 - 48)
防災体制の整備		
・ 町の防災体制の整備	( 第13節	震 - 2 - 49)
・ 初動体制の強化	( 第13節	震 - 2 - 50)
・ 広域避難者の受入体制の整備	( 第13節	震 - 2 - 50)
・ 業務継続計画策定の検討	( 第13節	震 - 2 - 50)



## 第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、町民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、町民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、町民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本町に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定期的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

### 1 防災教育（総務課、住民課、教育課、生涯学習課、県、防災関係機関）

町、県及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、保護者を含む幼児、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

### 2 過去の災害教訓の伝承（総務課、県）

町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

### 3 防災広報の充実（総務課、生涯学習課、県、防災関係機関）

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及にあたっては、町民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

#### （1）自らの身を守るための知識の広報の充実

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置

- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- カ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- キ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- ク 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ケ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- コ 帰宅困難者の心得
- サ 地震保険の制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識の広報の充実

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識の広報の充実

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要
- エ 罹災証明の制度と活用方法
- オ 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の制度
- カ 被災地への小口・混載の支援物資送付は被災地方公共団体の負担になる等、被災地支援に関する知識普及

(4) 広報手段と内容

防災機関名	媒体	対象	内容
白子町	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 町職員 ボランティア	地域防災計画の概要 各防災機関の震災対策 地震、津波に関する一般知識 出火の防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ハザードマップ（地震・洪水・津波） 避難所、避難路、避難地 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 防災訓練の実施 発生した災害の情報及び町の対応 他

防災機関名	媒体	対象	内容
千葉県	西部防災センター 地震体験車 県民だより ビデオ・DVD パンフレット リーフレット テレビ ラジオ 新聞 インターネット 防災ポータルサイト 講演会 防災学習会 教職員を対象とした 防災教育研修会 学校が地域と連携し て行う防災教育等	一般県民 自主防災組織 事業所 各種団体 児童生徒・幼児 県職員及び市 町村職員 ボランティア	西部防災センターによる啓発活動 地震体験車を活用した啓発活動 防災教育事業の概要 防災基本条例の概要 地域防災計画の概要 各防災機関の震災対策 地震、津波に関する一般知識 地震に関する調査結果 出火の防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル、地下街等における地 震発生時の心得 ライフラインに関する一般知識 地震保険に関する情報提供 避難路、避難地 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等非常持出品の準備 学校施設等の防災対策 建物の耐震対策、家具の固定 災害危険箇所 自主防災活動の実施 各種防災訓練の実施 発生した災害の情報及び県の対応 他
県警察	県警だより ミニ広報紙 パンフレット インターネット等	一般県民 ドライバー	地震、津波に関する一般知識 地震時のドライバーの心得 避難方法、避難時の心得 震災時の交通規制 他
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 講演会等	一般県民 事業所	地震、津波に関する一般知識 出火の防止及び初期消火の心得 室内外、高層ビル、地下街等における地 震発生時の心得 避難方法、避難時の心得 食料、救急用品等非常持出品の準備 各防災機関の震災対策 救助救護の方法 他
東日本 電信電話 株式会社	新聞、パンフレット、 テレビ、ラジオ、 インターネット、 テレホンサービス、 広報車、 広報紙等	一般県民	震災時の電話使用上の心得 施設の耐震性 通信設備の災害対策 震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言ダイヤル171) 他

防災機関名	媒体	対象	内容
株式会社 NTTドコモ	新聞、パンフレット、 テレビ、ラジオ、 インターネット、 iモードサービス、 広報車、 広報紙等	一般県民	震災時の携帯電話使用上の心得 施設の耐震性 通信設備の災害対策 震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板、災害用音声 お届けサービス) 他
KDDI 株式会社	新聞、パンフレット、 テレビ、ラジオ、 インターネット、 EZwebサービス、 広報紙等	一般県民	震災時の電話(携帯電話)使用上の心得 施設の耐震性 通信設備の災害対策 震災時の通信サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他
ソフトバンク 株式会社	新聞、パンフレット、 テレビ、ラジオ、イン ターネット、Yahoo!ケ ータイサービス、広報 紙等	一般県民	震災時の携帯電話使用上の心得 施設の耐震性 通信設備の災害対策 震災時の電話サービス等 (例：災害用伝言板サービス) 他
ガス事業所	パンフレット、チラシ、 テレビ、新聞、ラジオ、 インターネット、 広報紙等	ガス需要家	ガス事業所の防災体制 地震発生時の初動措置 地震発生時のガス栓、マイコンメーター の措置 他
東京電力パワ ーグリッド 株式会社	パンフレット、 広報車、テレビ、 新聞、ラジオ、 インターネット、 広報紙等	一般県民	震災時の電気使用上の心得 電力復旧時の心得 地震発生時の初動措置 施設の耐震性 他
広域水道部	県民だより 県水だより 市町村だより パンフレット インターネット 広報紙等	一般県民	施設の耐震性 地震発生時の応急対策 飲料水の備蓄等 他

#### (5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

#### 4 自主防災体制の強化(総務課、健康福祉課、産業課、商工観光課、ガス事業所、事業所、県)

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

##### (1) 自主防災組織の結成促進・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という

共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町では、地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町は県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

#### 自主防災組織の活動形態

平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震・津波による災害危険度の把握（震度分布・液状化危険度、地域の災害履歴、津波浸水想定区域や津波ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

## （２）事業所防災体制の強化

### ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議し

て選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

#### イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

#### ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

### 5 防災訓練の充実（総務課、ガス事業所、消防本部、県、海上保安庁、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)）

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

#### (1) 消防訓練

消防関係機関は、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、火災を想定した訓練を実施する他、必要に応じて他の関連した訓練と併せて行う。

#### (2) 水防訓練

水防計画に基づき、消防機関及び関係団体により訓練を実施するものとし、特に津波を想定した訓練を必要に応じて、他の関連する訓練と併せて実施する。

#### (3) 避難救助訓練

火災や地震の想定のもとに、学校、診療所、工場、事務所、ホテル、公共施設等において初期消火、避難、誘導救助等の訓練を実施するよう指導する。

特に避難については、収容者等の人命保護のための施設を整備し、従業員教育を徹底するよう指導する。

#### (4) 災害通信連絡訓練

災害時における有線電話等途絶に備え、無線通信訓練を随時実施する。

#### (5) 非常参集訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部設置の迅速化及び初動体制の早期確立を図るため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ちの実施も検討する。

#### (6) 津波避難訓練

津波浸水予想地域の設定に併せ、住民、海水浴客、釣客、サーファー等を対象として、関係機関の協力を得て訓練を実施する。

#### (7) 総合防災訓練

大規模な地震、津波、火災等を想定した具体的な計画のもとに、各関係機関及び一般住民の参加により、避難から救援救護、死体の安置等葬送に関する段取りの確認等、総合的な防災訓練を実施する。

(8) 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(9) 防災関係機関

各機関は、それぞれが定めた防災業務計画に基づいて訓練を行う。

各機関の訓練内容は次のとおりである。

主催	内容
ガス事業所	製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 地震時の出勤訓練 (2) 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 (3) 各事業所間の応援体制訓練 (4) 災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 (5) その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 2 実施回数 年1回以上
東日本電信電話株式会社	震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信疎通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 (8) 国・県・市町村主催の防災訓練等 2 実施回数 年1回以上
株式会社 NTTドコモ	震災予防措置、災害応急対策措置等を円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 1 訓練項目 (1) 災害予報又は警報等の情報伝達 (2) 各種災害対策用機器の操作 (3) 国及び地方自治体等主催の防災訓練等への参加 2 実施回数 年1回以上
KDDI 株式会社	地震防災応急対策に必要な情報等の伝達、社員の安否確認及び避難・救難、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、並びに関係する地方公共団体との連携に関する訓練を毎年1回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

6 地区防災計画の策定（総務課）

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ及び事業者に対して地区防災計画の策定を推進する。

## 第2節 津波災害予防対策

本町は、九十九里浜に面し約6kmの海岸線を有し中央部に南白亀川が流れ周辺は低湿地帯で、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、津波が南白亀川を遡上し堤防・護岸等の構造物への損傷や小船の流出などの被害が発生した。また過去にも、慶長9年12月（1605年2月）の慶長地震（M7.9）、延宝5年10月（1677年11月）の延宝地震（M8.0）、元禄16年11月（1703年12月）の元禄地震（M8.2）や昭和35年5月（1960年5月）のチリ地震津波などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当またはそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、町は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

### 1 総合的な津波対策の基本的な考え方（総務課）

津波対策については、減災や多重防御に重点を置き、住民の避難行動を軸とし、人命を最優先に対策を講じ、海岸保全施設等のハード対策に過度依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じたうえで、海岸保全施設や防波堤や土手、保安林など組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進するものとする。

なお、国が示す「津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針」と県知事が設定する「最大クラスの津波があった場合に想定される津波浸水想定」に基づき、町の津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成に努める。

### 2 津波広報、教育、訓練計画（総務課）

#### （1）津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

##### ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

##### イ 町の取組み

町は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等が取ることができよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会を通じて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

#### （ア）地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること



- c 津波は繰り返し襲ってくること
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、津波避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、保育所職員や親、児童も含め様々な場での総合的な防災教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く町民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

町は、地域住民や事業所等と一体となった実践的な訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、地域住民だけでなく観光客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、

地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 3 津波避難対策（総務課）

#### （1）津波ハザードマップの作成・周知

町は、県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

#### （2）津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、町の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

##### ア 避難指示（緊急）

町は、避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示（緊急）にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）の内容について周知を図るものとする。

（ア）気象庁より津波警報等が発表されたときには、町長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

（イ）停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示をするものとする。

（ウ）我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告の発令を検討するものとする。

##### イ 住民等の避難誘導體制

（ア）地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

（イ）避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

（ウ）避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これら

の者に係る避難誘導體制の整備を図る。

(エ) 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、安全の確保を前提に町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

#### (3) 津波避難体制確立のための県への支援要請

津波が発生した際に、津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、県に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果データの提供及び町の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しへの支援を求め、津波避難体制の確立に務める。

#### (4) 津波情報受伝達体制の確立

##### ア 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

##### イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体(有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等)や組織等を活用し、住民等への津波予警報の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

##### (ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示(緊急)等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

##### (イ) 多様な伝達手段の確保

既に運用を開始したJ - A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、その他、エリアメール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォン、町ホームページ、SNS( twitter、facebook )などのあらゆる情報手段の効果的な活用を検討する。

##### (ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

##### (エ) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

## 4 避難確保計画の作成(総務課、健康福祉課)

### (1) 避難確保計画作成対象等の整理

町は、県による津波災害警戒区域の指定があったとき、町地域防災計画において、下記事項について定めるものとする。

- ・警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地
- ・人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

## (2) 避難確保計画の作成

町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設（以下「避難促進施設」という）の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表しなければならない。

## 5 津波防護施設等の整備（総務課、建設課、県）

### (1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波

県は、海岸保全施設について、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施されている。

町は、河川堤防等について、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備とあわせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を県へ要望する。

### (2) 防災施設点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液化化を含む耐震性診断を実施する。

### (3) 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉門については、津波発生時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう、水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させるなど、適切な防災施設等の運用を図る。

### (4) 護岸等の避難施設、避難口の設置

直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）避難等を設置する。

### (5) 保安林の整備

海岸線に所在する県有の保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化、及び東日本大震災に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにするものとしていく計画となっている。

整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの1種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防御、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果を県がとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととされている。病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう町は県と連携し整備・

育成を図ることとする。

(6) 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年11月17日）」、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（告示）（平成23年12月27日）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の拡充に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

緊急津波避難施設は、南白亀地区の避難困難地域を対象に整備中である。

<資料編6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

(7) 救命胴衣（ライフジャケット）の整備

町は、町民が万が一津波にまき込まれた場合の救命確率を高める補助的な対策として救命胴衣（ライフジャケット）購入補助制度を推進する。

## 第3節 火災等予防対策

関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

### 1 地震火災の防止（消防本部）

#### （1）出火の防止

##### ア 一般家庭に対する指導

消防本部は、一般家庭内における出火を防止するため、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

##### イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

##### ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

##### エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

##### オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的を実施し、保管の適正化の指導を行う。

##### カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

#### （2）初期消火

ア 町及び消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 町及び消防本部は、「自分のまちを自分で守る」という住民自治精神を基本に、自主防災組織

の育成・充実を通して、町民に対する初期消火の知識、技術の普及を図る。

### (3) 延焼拡大の防止

#### ア 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

#### イ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、町及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書(平成21年3月)」を基に、市街地における空中消火について検討する。

#### ウ 常備消防の強化

消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

#### エ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団員の確保のため留意すべき事項

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

## 2 建築物不燃化の促進(建設課)

### (1) 建築物の防火規制

町は、建築物が密集し、震災により多くの被害が生じるおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。

#### ア 防火、準防火地域の指定

本町では、防火・準防火地域の指定は商業地域と重ねて定められている。特に商業施設の密集した市街地での建物の建替え等に際しては、可能な限り耐火建築の促進を図り、木造建築物による延焼等の災害防止を促進する。

イ 上記以外の地域における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

### (2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(3) 防火地域・準防火地域内の建築規制(建築基準法)

	対象		構造
防火地域	1 階数が3以上又は延べ面積が100平方メートルを超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物
	2 その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50平方メートル以内の平屋建ての建築物 (2) 卸売市場の上屋又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は扉で不燃材料で造り又はおおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は扉		制限なし
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの		主要部分を不燃材料で造り又はおおう。
準防火地域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物	卸売市場の上屋又は機械製作工場が不燃材料で造られたものなどを除く	耐火建築物
	2 延べ面積が500平方メートルを超え1,500平方メートル以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 地階を除く階数が3である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物
	4 1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は扉で延焼のおそれのある部分	防火構造 不燃材料で造るか、おおう。
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
1 屋根.....防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第63条)			
2 開口部.....防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。(建築基準法第64条)			
3 外壁部.....防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第65条)			



(4) 防火地域、準防火地域指定状況

平成27年3月31日現在

種類	防火地域	区域名
防火地域	-	-
準防火地域	13ha	白子町中里字浜道、字南浜芝、字北浜芝、字北塩場及び字南塩場の各一部の地域

3 防災空間の整備・拡大（建設課）

(1) 水と緑のネットワークの形成

火災の延焼拡大防止と避難路の確保を図るため、道路や河川と公園・広場等の各地区の拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図っていくものとする。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(3) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

このため、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

## 第4節 消 防 計 画

消防本部は大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

### 1 消防体制・施設の強化（総務課、消防本部）

#### （1）常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、大規模災害の発生に対処するために、財政事情その他必要に応じ県へ支援を要請し、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備の拡充を努める。

#### （2）消防団の充実・強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を町は県と連携して実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、財政事情その他必要に応じ県へ支援を要請し、拡充を推進する。

### 2 消防職員、団員の教育訓練（消防本部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

#### （1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

#### （2）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

##### ア 消防職員

（ア）初任教育

（イ）専科教育

（ウ）幹部教育

（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

##### イ 消防団員

（ア）基礎教育（新任科）

（イ）専科教育（警防科）

（ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

（エ）特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

##### ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

##### エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力をを行う。

### 3 市町村相互の応援体制（総務課、県）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されている。本町においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

県は、県内の消防力の向上及び出動する消防車両等の整備に対し、町の財政事情その他必要に応

じて支援を行う。

#### 4 消防思想の普及（総務課、消防本部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 消防操法大会を開催して消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する
- (5) その他関係機関・関連団体と協力して消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

#### 5 町の消防計画及びその推進（総務課、消防本部）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化  
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
  - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
    - (ア) 密集地域の計画
    - (イ) 重要文化財の計画
    - (ウ) バラック建物等の地域の計画
    - (エ) 重要建物、施設の計画
    - (オ) 高層建物の計画
    - (カ) その他
  - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
  - ウ 港湾等沿岸地域の計画
  - エ その他
- (8) 異常時の消防計画
  - ア 強風時の計画
  - イ 乾燥時の計画
  - ウ 飛火警戒の計画
  - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
  - ア 林野火災の計画
  - イ 車両火災の計画
  - ウ 船舶火災の計画
  - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
  - ア 機械器具操法訓練
  - イ 機関運用及び放水演習
  - ウ 自動車操縦訓練
  - エ 非常招集訓練
  - オ 飛火警戒訓練
  - カ 通信連絡訓練
  - キ 破壊消防訓練

- ク 林野火災防ぎょ訓練
  - ケ 車両火災防ぎょ訓練
  - コ 船舶火災防ぎょ訓練
  - サ 航空機火災防ぎょ訓練
  - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
  - ス 災害応急対策訓練
  - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
- ア 防火思想普及計画
  - イ 予防査察計画

## 第5節 建築物の耐震化等の推進

昭和30年代以降の急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地のなかには、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災や熊本地震においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

### 1 建築物等の耐震対策（総務課、住民課、健康福祉課、建設課、教育課、生涯学習課）

#### （1）既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは引き続き重要な課題である。

このため、千葉県耐震改修促進計画及び白子町耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるものとする。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、町は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置づけ、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

#### ア 町有建築物の整備方針

町有建築物の耐震化は、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先に整備するものとする。特に特定建築物のうち、防災上重要な建築物である復旧拠点施設及び救援・救護施設については、優先的に整備するものとする。

#### イ 民間建築物の整備方針

民間建築物においては、建築物の耐震改修の促進に関する法第4条の規定により定められた基本方針に沿って、住宅及び多数の者が利用する建築物を優先的に整備するが、住宅については、特に既存木造住宅の耐震化の促進を優先するものとする。

#### （2）教育施設の耐震化

##### ア 町立小中学校施設の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の避難所としての役割を持つことから、今後は、近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井や照明器具、窓、外壁等非構造部材の耐震対策を進める。

##### イ 体育施設の耐震化

町は、体育施設について耐震性能の向上を推進する。

(3) 文化財の防災対策

町は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

(4) 災害拠点病院の耐震化

町は、震災時に応急活動の拠点となる災害拠点病院の耐震化について、助成制度の活用による耐震化の支援を行っていくものとする。

(5) 高層建築物における対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進等に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

ウ 共同備蓄

町は、対象となる高層集合住宅の調査、把握、検討を行い、管理組合による共同備蓄を促進する。

(6) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀等の倒壊・落下防止

(ア) 町は県と連携して、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」(昭和58年9月制定)に基づき、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

(イ) 千葉県屋外広告物条例に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ 自動販売機の転倒防止

町は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

(7) 落下物防止対策

ア 「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年11月制定)に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 商業地域など人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(8) 家具・大型家電の転倒防止

町は、広報紙及び町民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(9) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

また、安全対策の啓発として、町は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

## 2 ライフライン等の耐震対策（総務課、環境課、ガス事業所、広域水道部、東京電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱）

都市の地下には上下水道管やガス管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。

震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても上下水道、電気、ガス等の各施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。平成28年4月の熊本地震においても同様に、ライフライン等の一部が寸断したことから被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

また、南関東地域に大地震が発生した場合におけるライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

### （1）水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

#### ア 耐震化の指標作成

水道事業体に、水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を指導する。

#### イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新の指導をする。

#### ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図るよう指導する。

#### エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道体制を整備する。

### （2）小規模下水道施設（コミュニティ・プラント）の安全確保整備

町では、海岸地域の3地区における、し尿・雑排水の集中処理をコミュニティ・プラント（小規模下水道）により行っている。また、処理施設（クリーンセンター）が3箇所整備されており、海岸地域の3地区の町民の安全で衛生的な生活環境を確保するために不可欠な施設である。このため、処理施設は被害を最小限にとどめ、その機能と安全確保の体制を整備しておく必要がある。

また、緊急時において処理水の有効利用が出来るような整備を図る。更に、施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

#### ア 管路等の整備

当町で使用している下水道管は、材質及び接続方法により比較的地震に対して耐久性があるとされているが、地盤の軟弱な地域や地盤急変箇所において、被害が予想される。このため、区間弁等点検を実施し、危険箇所の早期発見と修繕に重点をおき、対処するものとする。

#### イ 処理場の整備

（ア）処理場内の重要施設については、耐震計算を行い、その他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、施設の維持・管理においては日常の点検等による危険箇所の早期発見と、これの改

善を行い、施設の機能維持に努める。

(イ) 非常用発電機は、長時間の運転に備え整備し、燃料の確保に万全を期す必要があり、平常時から体制を整えるように努める。

(ウ) 処理場の機能確保のため、応急復旧に必要な予備品、資機材の整備と補充に努める。

#### ウ 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに各種図面を複数個所に保存する。

### (3) 電気施設

#### ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

#### イ 防災施設の現況

##### (ア) 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度  $0.3 \sim 0.5 G$ 、機器基礎の耐震設計は水平加速度  $0.2 G$  を下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

##### (イ) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では  $154 K V$  以上のケーブルヘッドについては水平加速度  $0.3 G$ 、共振正弦 3 波に耐えるよう耐震設計を行っている。

##### (ウ) 配電設備

震度 6（水平最大加速度  $0.3 G$ ）の地震に対し、おおむね送電可能な施設をしている。

##### (エ) 通信設備

水平加速度  $0.5 G$  に耐えるよう機器を施設している。

#### ウ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

### (4) ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

#### ア 供給施設

(ア) 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置によるガス供給の緊急遮断、整



圧器の操作による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

(ウ) 放散塔管の設置

地震時にガスによる二次災害を防止するため、ガスホルダー及び中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、ガスホルダーに放散塔管を設置している。

イ その他の安全設備

(ア) 地震計の設置

地震発生時、地震動が把握できるよう事業所に地震計を設置するとともに、S Iセンサーの設置を行っている。

(イ) 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム(マイコンメーター)をガス需要家に取付けている。

(5) 電話施設

ア 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6(弱・強)に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

(ア) 交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

(イ) 通信設備の周辺装置(パソコン等)については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備を進める。

ア 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

イ 電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

3 道路及び交通施設の安全化(建設課)

本町における道路の役割りは、住民の日常生活の手段だけでなく、広域化した生活圈、自動車輸送による産業流通機構、房総リゾート化等も考慮して、交通機能を最大限に発揮できるように体系的な道路整備を促進しなければならない。そして、震災時においても、救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダ

ンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備に努める。

また、避難場所と関連性の高い道路について整備を図っていくとともに、災害上、弱点と考えられる橋梁を中心に事業実施を図っていく。なお、町以外の管理道路については必要に応じ、管理者に改善等を要請していく。

## 第6節 液状化災害予防対策

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、本町に液状化の被害はなかったものの、千葉県内において、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。この液状化現象による人的被害はほとんどなかったもの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じた。

また、本町では、千葉県東方沖地震（昭和62年）の際に、沿岸部の一部の地域で、液状化現象が発生し道路等の施設に被害が発生していることから、液状化対策の推進を図ることとする。

### 1 液状化対策の推進（総務課、建設課、環境課、広域水道部）

上下水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、町民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、町民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

### 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（総務課、建設課、環境課、広域水道部）

#### （1）上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施することとし地盤の液状化による鑄鉄管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、すべて耐震継手を導入するなど対策を講じる。

#### （2）小規模下水道施設（コミュニティ・プラント）

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

#### （3）道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

#### （4）河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施するよう施設管理者に要請する。

### 3 液状化対策の広報・周知（総務課、建設課）

#### （1）液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの広報・周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、町民にわかりやすく広報・周知する。

また、町民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、町民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

#### （2）住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、町民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。町民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して町民に広報する。

#### (3) 建築物の液状化対策講習会の開催

町は建築技術者等を対象に液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、千葉県が開催する「建築物の液状化対策講習会」に参加する。

#### 4 液状化被害における生活支援（健康福祉課）

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

## 第7節 地盤沈下等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、地下水の取水規制や河川施設の安全化等の措置を講じるものとする。

### 1 地盤沈下の防止（環境課、ガス事業所）

#### （1）計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

昭和40年代には、京葉臨海地域では船橋市を中心に年間20cmを超える地盤沈下が、また、九十九里地域においても10cmを超える沈下がみられた。

これに対し、法律・条例等により地下水及び天然ガスカン水汲上げ量の削減と涵養の促進を進めてきたところであり、近年は沈下が鎮静化の傾向を示しているところである。

なお、九十九里地域では、いまだ沈下が見られることや北総地域でも一部沈下が見られることから、今後も、これらの沈下の原因である地下水位変動の把握等の監視を行っていく。

#### （2）地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら、適切な対策を行うことが肝要である。地盤沈下の原因には、

- 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの
- 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの
- 地震時の砂層の液状化・流動化による砂層の収縮によるもの
- 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため次の施策を講じることとする。

ア 地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例等）に基づく適切な指導を実施する。

本町はこの法令の指定地域に含まれていないが、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した井戸に限り設置できるようにする等の対策を講じる。

イ 天然ガスカン水汲上げ対策としては、県による地盤沈下防止協定に基づく「天然ガスカン水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」及び沈下の大きい地域についてのかん水汲上げ自主規制の指導に準じて措置する。

また、新たな天然ガス開発計画に対しても、県の「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っており、その内容は以下のとおりである。

#### 天然ガス井戸設置基準

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| a | 市街地（都市計画法第7条による市街化区域）を除く区域  |
| b | 海岸線からの距離が500mの範囲を除く区域       |
| c | 標高5m以上の区域                   |
| d | 公共建造物からの距離が250m以上の区域        |
| e | 年間地盤沈下量がおおむね2cm以内の区域        |
| f | 上ガスにより農作物等に被害が発生しないと認められる区域 |

ウ 地下水揚水対策としては、臨海工業地帯においては、地下水の採水制限等を定めた環境の保全に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導する。

エ 、 、 の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。  
また、千葉県東方沖地震及び東北地方太平洋沖地震時の液状化 - 流動化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

## 2 地籍調査の推進（建設課）

本町における地籍調査実施状況は、地籍調査実施対象6地区の内、4地区（南日当・北日当・福島地区、関第一地区、関第二地区、鷲・北高根・中里第一地区）にて実施済みである。また、中里第二・幸治・鷲地区、五井・八斗地区については現在実施中である。今後、古所地区、剃金地区、牛込地区、浜宿地区を順次調査する予定となっている。

## 3 河川、ため池施設の安全化（県）

地震に伴う河川の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

### （1）河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町及び県等は、高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

本町においても「災害時要援護者支援マニュアル」を作成し、町は、これらガイドライン、手引き及びマニュアルに基づき、要配慮者の安全確保体制の整備を図ることとする。

### 1 避難行動要支援者に対する対応（健康福祉課）

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。必要に応じて、県に支援を要請する。

#### （1）全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、町地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

#### （2）避難行動要支援者名簿作成上の重要事項

##### ア 避難支援等関係者となる者

町における避難支援等関係者となる者は、長生郡市広域市町村圏組合消防本部、茂原警察署、町民生委員児童委員、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター、自治会長、自主防災組織とする。

##### イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する町民とする。

- （ア）要介護認定3～5を受けている者
- （イ）身体障害者手帳1・2級に該当する者
- （ウ）療育手帳Aを所持する知的障害者
- （エ）精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する者
- （オ）町長が必要と認める者

##### ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係各課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等で、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の関係機関に対して、情報提供を求められることができることとされていることから、県及び関係機関を通じて積極的に必要な情報の取得に努める。また、その際の情報提供の依頼及び提供に際しては、法令（災害対策基本法49条の10第4）に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることとする。

##### エ 名簿の更新に関する事項

名簿更新の仕組みとしては、以下を基本とする。

(ア) 新たに本町に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

(イ) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 避難指示（緊急）等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

(イ) 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援は、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全が確保された上で実施されることが前提となる。そのため、町は、避難支援等関係者と協力の上、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう啓発も含めて行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。必要に応じて、県に支援を要請する。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報や民生委員、消防団、自主防災組織等と協力し、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に要配慮者本人又はその家族から同意を得ることとする。また、平常時から要配慮者と接している



市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

- (イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握に努める。
- (ウ) 所在把握には、自治会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みを推進する。

#### イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

##### (ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 町は、町地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
- b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
  - 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
  - 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
  - 避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

##### (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

##### (ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

##### (エ) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

#### ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（町の条例に特別の定めのある場合を除く）、町地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

#### エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

##### (ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、

避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

2 要配慮者全般に対する対応（健康福祉課）

(1) 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

(2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及

び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

町は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策(健康福祉課)

町は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、県との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策(健康福祉課、商工観光課)

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

町は、県が行う語学ボランティア派遣制度を活用し必要に応じて、県へ語学ボランティアの派

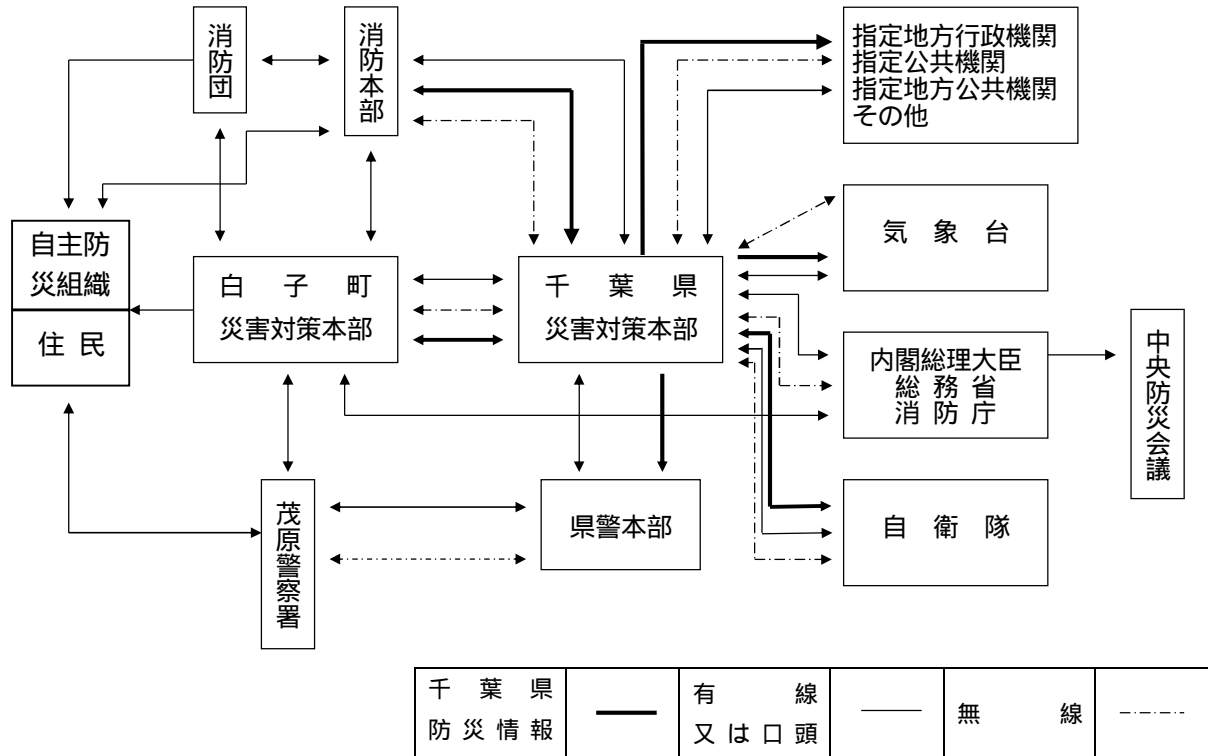
遣を要請し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

## 第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

### 【通信連絡系統】



#### 1 町における災害情報通信施設の整備（総務課）

町は、デジタル防災行政無線等の整備拡充に努め、庁舎を親局とし、子局56局を開設している。震災時には、緊急の情報伝達的手段として、また安全確保のための広報手段として活用している。町は、町防災行政無線等の整備拡充に努める。

また、更に確実な情報伝達的手段として、戸別受信機の普及も推進する。

#### 2 災害情報集約システムの整備（総務課）

災害時における警報、注意報、地震情報、津波情報、台風情報などの災害情報や、防災施設情報及び防災地図などの各種情報を集約し、住民に向け迅速な情報提供及び、情報の共有化を図るため、「災害情報集約システム」を運用している。

#### 3 災害情報一括配信システムの整備（総務課）

災害時に住民等に対し、収集した情報を迅速に提供するために、「災害情報一括配信システム」を運用している。

本システムでは、防災行政無線、エリアメール、自治体メールサービス、SNSなどへの一括配信を可能とし、災害情報の迅速・確実な提供手段として活用している。

#### 4 自治体メールサービスの整備（総務課）

白子町メール配信サービスに登録した住民等に対し、J - A L E R T（全国瞬時警報システム）受信機から発信される国民保護情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報等の自動配信や、町内の株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社やソフトバンク株式会社利用者に配信される緊急速報メール（エリアメール）に同時配信をできるシステムを運用している。

#### 5 全国瞬時警報システムの整備（総務課）

本町においても整備済みであるJ - A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメール、衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

#### 6 県における災害通信施設の整備（県）

##### （1）県防災行政無線の整備

千葉県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

##### （2）防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

##### （3）防災情報システムの整備

千葉県は、災害時における県庁と県出先機関、町等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

#### 7 警察における災害通信網の整備（県警察）

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

町長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

#### 8 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備（東日本電信電話株）

東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業所災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 9 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備（株NTTドコモ）

株式会社NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 10 KDDI株式会社事業所等における災害通信施設等の整備（KDDI株）

KDDI株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

11 ソフトバンク株式会社の災害通信施設等の整備（ソフトバンク株）

ソフトバンク株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

12 非常通信体制の充実強化（総務課）

町は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

13 アマチュア無線の活用（総務課）

町は、災害時の通信手段の確保として、平常時からアマチュア無線局等との協力体制の整備に努めるものとする。

14 その他通信網の整備（総務課）

町は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

15 Lアラートの活用（総務課）

町は、Lアラート（災害情報共有システム）を利用し、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」への効率的な情報伝達を行えるよう、活用検討に努める。

## 第10節 備蓄・物流計画

町は、町民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、町民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

### 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（産業課）

#### （1）備蓄意識の高揚

各家庭やマンション、事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭やマンション、事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、町民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

#### （2）備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

<資料編7-1 救援物資の備蓄状況>

#### （3）帰宅困難者支援に係る備蓄

町は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

#### （4）災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町は県と連携して対応する体制整備に努めるものとする。

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。



## 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（県）

### （1）災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、長生健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等の備蓄を図る。

また、外房薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

## 3 水防用資機材の整備（産業課、建設課）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。また、水防用資機材は、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

### （1）水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長2 kmについて1箇所割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

## 第11節 防災施設の整備

地震災害から町民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

町は、学校、保育所、ふれあいセンター等を避難所として指定している。今後、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、耐震性を確保し、要配慮者に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

### 1 避難施設の整備（総務課、健康福祉課、建設課、県）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月改訂）」、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」により避難所等の選定を行う。

<資料編6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

#### （1）指定緊急避難場所の指定等

##### ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

##### イ 指定緊急避難場所の周知

町及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

##### ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

#### （2）指定避難所の指定等

##### ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

#### イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、吊り天井や照明器具、窓、外壁等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備(その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。)の整備に努める。
- (ウ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (エ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (オ) 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (カ) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。
- (キ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (ク) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ケ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

#### (2) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

<資料編6-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

#### (3) 震災対策用貯水施設等の整備

町は、水道事業者等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

なお、水道事業者は飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備について、積極的に協力をするものとする。

#### (4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、高層建築物等における消防活動等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、町は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

<資料編5-2 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧>

## 第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、千葉県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や周辺都県、市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、千葉県民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

### 1 帰宅困難者等（住民課）

#### (1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

#### (2) 帰宅困難者の発生予想数

「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、千葉県内での帰宅困難者（県民以外を含む）は最大約73万6千人と、千葉県外で帰宅困難者となる県民は約74万1千人と予測される。また、一宮町、睦沢町、長生町、白子町における平日12時における帰宅困難者は、約5千百人を超えると予測される。

### 2 一斉帰宅の抑制（総務課、住民課、商工観光課、教育課、生涯学習課）

#### (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、県及び市町村は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

#### (2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、SNS（twitter、Facebook等）、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### (3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

さらに、近隣市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、

ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町及び県は、企業・学校・保育所など関係機関に対し、従業員等や児童生徒等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策（住民課、県）

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、町及び県は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設等における利用者保護の要請

大規模集客施設等における利用者保護のため、町及び県は、あらかじめ大規模集客施設等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒等の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策（総務課、住民課、県）

(1) 帰宅支援対象道路の周知

千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都区市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町及び県は、千葉県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、近隣市町村や事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 関係機関と連携した取組み（総務課、県）

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

千葉県、市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

6 大規模集客施設を管理する事業者の取組み（総務課）

大規模集客施設等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第13節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平常時から近隣市町村、県、防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模災害の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

### 1 町の防災体制の整備（総務課）

町は、職員に対し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう日ごろより訓練等を通じて、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、各課等に応急対策マニュアルを策定するように努める。

また、各課等は、災害時に円滑に連携が図れるよう、日ごろから情報交換を緊密に行っておくとともに、研修および訓練等を通じ連携体制の強化を図る。

#### (1) 庁舎の防災対策

町は、停電時の通信手段確保等のために非常用発電機等のより一層の確保に努めるとともに、庁舎の浸水に備えて発電機等の上層階や水密区画への移設や浸水防止板の準備に努めるものとする。

#### (2) 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を行うものとする。

また、一部の班に過度な負担がかかることのないよう、様々な災害対応業務を庁内各班で応援・分担できるよう努めると共に、配備体制の見直しを図り災害対策本部員並びに本部連絡調整グループが交替要因を確保でき、長期的な災害対応を行えるよう検討するものとする。

#### (3) 町職員の災害対応能力向上

町は、職員の災害対応能力の強化を図るため、被災地支援への職員派遣に努めるものとする。

#### (4) 災害対策代替施設・用地の決定

町は、災害対策代替施設や用地として、庁舎代替施設、町内物資拠点、遺体安置場所、仮埋葬場所、災害ゴミ仮置き場、自衛隊や緊急消防救助隊の野営場所、ライフライン事業者の修繕隊前線基地、臨時ヘリポート、ボランティアセンター設置場所、応援職員宿泊施設等の決定に努めるものとする。

#### (5) 罹災証明書の発行

町は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努めると共に、罹災証明書が義援金や様々な被災者支援制度との関わりが強いことから、被災者台帳システムとして庁内で統一的に運用する方法について検討に努めるものとする。

#### (6) 備蓄対策の強化

町は、救助活動の迅速な実施に備えて、病院や福祉施設、危険物の貯蔵庫、人口密集地の場所が記載されている地図の作成と保管に努めるものとする。

#### (7) 応援受入計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制の整備に努める。

町は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の

確保に努めるものとする。

(8) ヘリコプター利用の事前協議

町は、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

(9) 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定、救援物資調達や輸送・荷捌き・倉庫管理などの物流業務、燃料調達、葬送等について、事業者との協定の締結等連携強化に努める。

2 初動体制の強化（総務課）

町は、災害発生時に職員の動員配備を迅速に行うため非常配備体制別職員名簿を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努める。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、更新し、関係職員に対してその旨の周知を図る。

3 広域避難者の受入体制の整備（総務課）

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

4 業務継続計画策定の検討（総務課）

町は、大規模地震等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画の作成に努める。作成にあたっては、必要に応じて県に支援を要請する。

(1) 業務継続計画の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

(2) 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素について定めておくものとする。

- ア 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理



## 第3章 災害応急対策計画

<b>災害対策本部活動</b>	
・ 町の活動体制	(第1節 震 - 3 - 4)
・ 他機関に対する応援要請等	(第1節 震 - 3 - 13)
・ 指定行政機関等の活動体制	(第1節 震 - 3 - 13)
・ 災害対策本部等と国、県及び防災関係機関との連携	(第1節 震 - 3 - 13)
・ 災害救助法の適用手続等	(第1節 震 - 3 - 14)
<b>情報収集・伝達体制</b>	
・ 災害情報通信連絡系統	(第2節 震 - 3 - 16)
・ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達	(第2節 震 - 3 - 19)
・ 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報	(第2節 震 - 3 - 20)
・ 関係機関における措置	(第2節 震 - 3 - 25)
・ 被害情報等収集・報告取扱計画	(第2節 震 - 3 - 26)
・ 災害時の広報	(第2節 震 - 3 - 32)
<b>水防計画</b>	
・ 水防の目的	(第3節 震 - 3 - 34)
・ 水防の責任	(第3節 震 - 3 - 34)
・ 津波における留意事項	(第3節 震 - 3 - 34)
・ 安全配慮	(第3節 震 - 3 - 34)
・ 水防本部の組織	(第3節 震 - 3 - 35)
・ 水防本部の配備体制と活動内容	(第3節 震 - 3 - 35)
・ 水防本部の連絡系統	(第3節 震 - 3 - 36)
・ 洪水予報	(第3節 震 - 3 - 40)
・ 水防活動	(第3節 震 - 3 - 40)
・ 水防配備の解除	(第3節 震 - 3 - 40)
<b>地震・火災避難計画</b>	
・ 計画方針	(第4節 震 - 3 - 41)
・ 実施機関	(第4節 震 - 3 - 41)
・ 避難の勧告又は指示等	(第4節 震 - 3 - 41)
・ 住民等の避難誘導等	(第4節 震 - 3 - 42)
・ 避難所の開設・運営	(第4節 震 - 3 - 43)
・ 安否情報の提供	(第4節 震 - 3 - 44)
<b>津波避難計画</b>	
・ 計画方針	(第5節 震 - 3 - 45)
・ 実施機関	(第5節 震 - 3 - 45)
・ 避難の指示等	(第5節 震 - 3 - 45)
・ 津波警報等の伝達	(第5節 震 - 3 - 45)
・ 住民等の避難行動	(第5節 震 - 3 - 46)
・ 住民等の避難誘導	(第5節 震 - 3 - 46)
・ 避難所の開設・運営	(第5節 震 - 3 - 47)
・ 安否情報の提供	(第5節 震 - 3 - 47)
<b>要配慮者等の安全確保対策</b>	
・ 避難誘導等	(第6節 震 - 3 - 48)
・ 避難所の開設、要配慮者の対応	(第6節 震 - 3 - 48)
・ 福祉避難所の設置	(第6節 震 - 3 - 49)
・ 避難所から福祉避難所への移送	(第6節 震 - 3 - 49)
・ 被災した要配慮者等の生活の確保	(第6節 震 - 3 - 49)
<b>消防・救助救急・医療救護活動</b>	
・ 消防活動	(第7節 震 - 3 - 50)
・ 救助・救急	(第7節 震 - 3 - 51)
・ 危険物等の対策	(第7節 震 - 3 - 52)
・ 医療救護	(第7節 震 - 3 - 53)

警備・交通の確保・緊急輸送対策	
・ 千葉県警察災害警備計画	(第8節 震-3-57)
・ 交通規制計画	(第8節 震-3-57)
・ 交通規制の指針	(第8節 震-3-59)
・ 緊急輸送	(第8節 震-3-59)
・ 緊急通行車両の確認等	(第8節 震-3-59)
・ 規制除外車両の確認等	(第8節 震-3-60)
・ 交通情報の収集及び提供	(第8節 震-3-60)
・ 震災発生時における運転者のとるべき措置	(第8節 震-3-60)
・ 道路管理者の通行の禁止又は制限	(第8節 震-3-61)
・ 道路啓開	(第8節 震-3-61)
救援物資供給活動	
・ 応急給水	(第9節 震-3-62)
・ 食料・生活必需品等の供給体制	(第9節 震-3-63)
・ 燃料の調達	(第9節 震-3-66)
広域応援の要請及び県外支援	
・ 受援計画	(第10節 震-3-67)
・ 国等に対する応援要請	(第10節 震-3-67)
・ 県に対する応援要請	(第10節 震-3-68)
・ 県による応急措置の代行	(第10節 震-3-68)
・ 県による他都道府県等に対する応援要請	(第10節 震-3-68)
・ 市町村間の相互応援	(第10節 震-3-68)
・ 民間団体等への協力要請	(第10節 震-3-69)
・ 消防機関の応援	(第10節 震-3-69)
・ 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	(第10節 震-3-69)
・ 水道事業体等の相互応援	(第10節 震-3-69)
・ 資料の提供及び交換	(第10節 震-3-70)
・ 経費の負担	(第10節 震-3-70)
・ 海外からの支援受入れ	(第10節 震-3-70)
・ 県外被災県等への支援	(第10節 震-3-70)
・ 広域避難	(第10節 震-3-70)
自衛隊への災害派遣要請	
・ 災害派遣の要請	(第11節 震-3-72)
・ 災害派遣の方法	(第11節 震-3-72)
・ 災害派遣要請の手続等	(第11節 震-3-73)
・ 知事への災害派遣の要請の要求	(第11節 震-3-74)
・ 自衛隊との連絡	(第11節 震-3-74)
・ 災害派遣部隊の受入体制	(第11節 震-3-74)
・ 災害派遣部隊の撤収要請	(第11節 震-3-75)
・ 経費負担区分	(第11節 震-3-76)
・ 自衛隊の即応態勢	(第11節 震-3-76)
学校等における児童生徒等の安全対策と文化財の保護	
・ 防災体制の確立	(第12節 震-3-77)
・ 応急教育の実施	(第12節 震-3-78)
・ 学用品の調達及び支給	(第12節 震-3-78)
・ 授業料等の減免・育英補助の措置	(第12節 震-3-79)
・ 学校給食の実施	(第12節 震-3-79)
・ 文化財の応急対策	(第12節 震-3-79)

#### 帰宅困難者等対策

- ・ 一斉帰宅抑制の呼びかけ (第13節 震 - 3 - 80)
- ・ 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機 (第13節 震 - 3 - 80)
- ・ 大規模集客施設における利用者保護 (第13節 震 - 3 - 80)
- ・ 帰宅困難者等の把握と情報提供 (第13節 震 - 3 - 80)
- ・ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (第13節 震 - 3 - 80)
- ・ 徒歩帰宅支援 (第13節 震 - 3 - 81)
- ・ 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送 (第13節 震 - 3 - 81)

#### 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

- ・ 保健活動 (第14節 震 - 3 - 82)
- ・ 飲料水の安全確保 (第14節 震 - 3 - 82)
- ・ 防疫 (第14節 震 - 3 - 82)
- ・ 死体の搜索処理等 (第14節 震 - 3 - 83)
- ・ 動物対策 (第14節 震 - 3 - 85)
- ・ 災害廃棄物及び障害物の除去 (第14節 震 - 3 - 85)

#### 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- ・ 応急仮設住宅の提供等 (第15節 震 - 3 - 89)
- ・ 被災した住宅の応急修理計画 (第15節 震 - 3 - 89)
- ・ 建築資材の確保 (第15節 震 - 3 - 90)
- ・ 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備 (第15節 震 - 3 - 90)
- ・ 被災宅地危険度判定支援体制の整備 (第15節 震 - 3 - 90)
- ・ 罹災証明書の交付 (第15節 震 - 3 - 91)

#### ライフライン関連施設等の応急復旧

- ・ 水道施設 (第16節 震 - 3 - 92)
- ・ 小規模下水道施設（コミュニティ・プラント） (第16節 震 - 3 - 92)
- ・ 電力施設 (第16節 震 - 3 - 93)
- ・ ガス施設 (第16節 震 - 3 - 94)
- ・ 通信施設 (第16節 震 - 3 - 95)
- ・ 放送機関 (第16節 震 - 3 - 98)
- ・ 郵政業務 (第16節 震 - 3 - 98)
- ・ 道路・橋梁 (第16節 震 - 3 - 98)
- ・ その他公共施設 (第16節 震 - 3 - 98)

#### ボランティアの協力

- ・ 災害ボランティアセンターの設置 (第17節 震 - 3 - 100)
- ・ ボランティアの活動分野 (第17節 震 - 3 - 100)
- ・ ボランティアとして協力を求める個人、団体 (第17節 震 - 3 - 100)
- ・ ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (第17節 震 - 3 - 101)
- ・ 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (第17節 震 - 3 - 101)
- ・ ボランティア受入体制 (第17節 震 - 3 - 102)
- ・ 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 (第17節 震 - 3 - 103)
- ・ ボランティアコーディネーターの養成 (第17節 震 - 3 - 103)

## 第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

### 1 町の活動体制（総務課）

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに必要がある場合は、白子町災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

#### (1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁において町内の震度観測点で震度を4又は5弱と発表したとき、若しくは気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報を発表したときは、次の措置を講ずる。（自動配備）

（ア）地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

（イ）被害状況の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに町長に報告する。

また、必要に応じ、県、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

#### (2) 白子町災害対策本部

白子町災害対策本部の組織及び編成は「白子町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

<資料編 1 - 2 白子町災害対策本部条例>

ア 組織編成

【本 部】



## イ 町災害対策本部の設置又は廃止の通報及び発表

### (ア) 災害対策本部の設置

町長は、次の基準に達し、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において配備を指令する必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置する。町長が不在、連絡不能等の場合は、副町長が設置の決定を代行する。

- a 気象庁において町内震度を5強以上と発表したとき（自動配備）
- b 町の地域に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで町長が、必要があると認めるとき
- c 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房、に「大津波警報」を発表したとき（自動配備）
- d 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）
- e 気象庁が南海トラフ地震に関する情報（臨時）を発表したとき（自動配備）

(イ) 本部員は、本部を設置する必要があると認めるときは、総務課長に本部の設置を要請することができる。

(ウ) 総務課長は本部員より、要請があったとき、又は本部を設置する必要があると認めるときは、本部の設置を町長に要請しなければならない。

### (エ) 災害対策本部の廃止

本部長は、本部の設置後、町域について災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは本部を廃止する。

その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

## ウ 災害対策本部の設置場所

白子町役場庁舎をもって本部設置場所とし、2階会議室を本部室とするが、庁舎の被災状況に応じて、代替場所を選定する。

## エ 災害対策本部の設置又は廃止の通知

町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事、隣接市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報するとともに報道機関に発表する。

通知先	通知方法
県その他防災関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者	県防災行政無線、電話、FAX
町民	町防災行政無線、ウェブサイト、広報車
隣接市町村	県防災行政無線、電話、FAX

## オ 本部室の構成等

### (ア) 本部室

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- b 災害対策本部の配備体制の変更に関すること
- c 避難の勧告・指示、警戒区域の設定に関すること
- d 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること
- e 災害救助法の適用要請に関すること
- f その他重要事項に関すること

### (イ) 本部連絡員

- a 本部連絡員は本部長の命を受けて、各班相互間の連絡調整及び各種の情報収集の事務を担当する。
- b 本部長命令及び本部の審議決定事項等は、本部員及び本部連絡員を通じて各班に連絡する。
- c 各班で聴取した事項、決定された事項若しくは処置された事項のうち、本部又は他の班

が承知しておく必要がある事項については、本部員及び本部連絡員を通じて各班及び本部長に連絡する。

d 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

【災害対策本部事務分掌】

班及び班長	班員（職員）	事 務 分 掌
総務班 総務課長	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置運営に関する事。</li> <li>2. 気象、その他情報の受理及び伝達に関する事。</li> <li>3. 県、その他防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4. 本部及び各班との連絡調整に関する事。</li> <li>5. 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>6. 消防団員の動員に関する事。</li> <li>7. 災害見舞及び視察者に関する事。</li> <li>8. 罹災証明に関する事。</li> <li>9. 災害関係予算及び資金に関する事。</li> <li>10. 町有財産の応急・復旧に関する事。</li> <li>11. 災害見舞金等の受入れに関する事。</li> <li>12. 報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>13. 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>14. 防災行政無線及び広報活動に関する事。</li> <li>15. 被害状況収集、集計に関する事。</li> <li>16. 被害状況調査の総括に関する事。</li> <li>17. 災害の記録及び統計に関する事。</li> <li>18. 緊急通行車両の申請に関する事。</li> <li>19. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>20. 他班に属さない事項に関する事。</li> </ol>
税務班 税務課長	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災者の収容に関する事。</li> <li>2. 被災者の収容状況報告に関する事。</li> <li>3. 収容者、被災者に対する救助物資の給与又は貸与に関する事。</li> <li>4. 家屋の被害調査に関する事。</li> <li>5. 被害状況の報告に関する事。</li> <li>6. 町税の減免に関する事。</li> <li>7. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>8. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
住民班 住民課長	住民課 保育所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人的被害調査に関する事。</li> <li>2. 死体の埋火葬に関する事。</li> <li>3. 保育所の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>4. 被災保育児童の把握に関する事。</li> <li>5. 帰宅困難者の対応に関する事。</li> <li>6. 相談窓口の設置に関する事。</li> <li>7. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>

班及び班長	班員（職員）	事務分掌
健康福祉班 健康福祉課長	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害救助法摘要手続に関する事。</li> <li>2. 救助物資の配分に関する事。</li> <li>3. 見舞金の配分に関する事。</li> <li>4. 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援に関する事。</li> <li>5. 医療機関等との連絡調整及び救護所の設置に関する事。</li> <li>6. 福祉避難所の開設、運営に関する事。</li> <li>7. 死体の処理及び安置に関する事。</li> <li>8. 飲料水の供給に関する連絡調整に関する事。</li> <li>9. 日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関する事。</li> <li>10. 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>11. 所管施設の被害調査及び応急・復旧に関する事。</li> <li>12. 災害弔慰金、見舞金等の支給に関する事。</li> <li>13. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>14. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
環境班 環境課長	環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の防疫、清掃に関する事。</li> <li>2. 廃棄物の処理に関する事。</li> <li>3. コミプラ施設の応急修理、復旧に関する事。</li> <li>4. ペットに関する事。</li> <li>5. 環境保全対策に関する事。</li> <li>6. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>7. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
産業班 産業課長	産業課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 応急食糧の調達、輸送に関する事。</li> <li>2. 器材、資材の調達、輸送に関する事。</li> <li>3. 農地及び農業用施設の応急対策に関する事。</li> <li>4. 排水機場に関する事。</li> <li>5. 農地及び農畜産物並びに農業用施設の応急対策に関する事。</li> <li>6. 各種農業団体との連絡に関する事。</li> <li>7. 被災農林水産業者の復旧及び融資について。</li> <li>8. 家畜等の防疫に関する事。</li> <li>9. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>10. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
商工観光班 商工観光課長	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 衣料、生活必需品の調達、輸送に関する事。</li> <li>2. 商工業の被害調査に関する事。</li> <li>3. 被害商工業者の復旧及び融資に関する事。</li> <li>4. 観光客の避難誘導に関する事。</li> <li>5. 商工関連団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>7. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>



班及び班長	班員（職員）	事務分掌
建設班 建設課長	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、河川、橋梁等の被害調査及び応急・復旧に関する事。</li> <li>2. 緊急輸送道路の確保に関する事。</li> <li>3. 交通規制に関する事。</li> <li>4. 道路等における障害物の除去に関する事。</li> <li>5. 水防に関する事。</li> <li>6. 建築物の応急危険度判定に関する事。</li> <li>7. 建設業者との連絡調査に関する事。</li> <li>8. 町営住宅の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>9. 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>10. 住宅の応急修理に関する事。</li> <li>11. 一般住宅等の建設物の被害状況の把握に関する事。</li> <li>12. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>13. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
教育班 教育課長	教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童、生徒の救護及び避難対策に関する事。</li> <li>2. 被災児童、生徒に対する教科書、学用品等の支給に関する事。</li> <li>3. 応急教育に関する事。</li> <li>4. 小中学校における避難所の設置及び避難者の収容に関する事。</li> <li>5. 教育、その他管理施設の被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>6. 所管する避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>7. ヘリコプター離発着場開設の支援に関する事。</li> <li>8. 児童、生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関する事。</li> <li>9. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>10. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
生涯学習班 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文化財の被害調査及び応急・復旧に関する事。</li> <li>2. 青少年センター等施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>3. 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関する事。</li> <li>4. その他、各班の応援に関する事。</li> <li>5. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> </ol>
給食班 学校給食センター所長	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給食センターの被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>2. 被災者の炊出しに関する事。（調理所施設）</li> <li>3. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
ガス班 ガス事業所長	ガス事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス事業施設の被害調査及び応急・復旧に関する事。</li> <li>2. ガス漏洩通報の受付に関する事。</li> <li>3. 本部長の指示による各班の応援に関する事。</li> <li>4. 所管車両の管理及び配備に関する事。</li> <li>5. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>
出納班 会計課長	会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害資金の出納に関する事。</li> <li>2. 本部長の指示により各班の応援に関する事。</li> <li>3. その他、各班の応援に関する事。</li> </ol>

班及び班長	班員（職員）	事 務 分 掌
広域北消防署 署 長	広域北消防署	1. 水火災及びその他の災害救助、救急情報に関すること。 2. 水火災及びその他の災害予防、警戒及び防御に関すること。 3. 人命の救助及び救急に関すること。 4. 危険物及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5. 町民の防災意識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6. 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
消防班 広域消防団 第七支団 副支団長	広域消防 第七支団 団 員	1. 消防団員の動員に関すること。 2. 消防機関の連絡に関すること。 3. 消防、水防施設の整備に関すること。 4. 水害、火災、その他の災害に係る救助業務に関すること。 5. 死体の捜索に係ること。 6. 災害発生による情報の収集及び広報に関すること。 7. 海岸、河川等の危険地域の警戒及び応急措置に関すること。 8. 水害、災害の警戒防御に関すること。 9. 避難者の誘導に関すること。

### (3) 職員の配備

#### ア 職員の待機体制

各課等の長は、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

#### イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課
情報収集体制	気象庁において町内の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備） 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波注意報」を発表したとき（自動配備） 気象庁において町内の震度観測点で震度を3以下と発表し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき	災害関係課の職員で情報連絡活動を円滑に行える体制とする。	総務課 建設課
災害警戒体制	気象庁において町内の震度観測点で震度を5弱と発表したとき（自動配備） 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波警報」を発表したとき（自動配備） 気象庁において町内の震度観測点で震度を4以下と発表し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき [東海地震] 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき（自動配備）	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 ガス事業所 自衛消防隊

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する町本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課
災害対策本部 第1配備	気象庁において町内の震度観測点で震度を5強と発表したとき (自動配備)	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を構成するすべての町の機関
	気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波警報」を発表したとき (自動配備)		
	地震又は津波により局地災害が発生した場合 津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき		
災害対策本部 第2配備	[東海地震] 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき (自動配備)	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とする。	同上
	[南海トラフ地震] 気象庁が南海トラフ地震に関連する情報(臨時)を発表したとき(自動配備)		
災害対策本部 第3配備	気象庁において県内の震度観測点で震度を6強以上と発表したとき (自動配備)	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	同上
	町内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき		

注) 配備の特例措置

各対策班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議のうえ、本部長の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

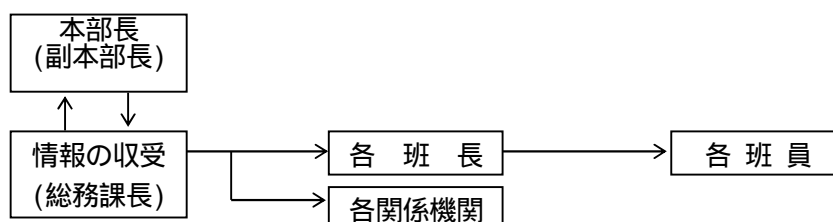
(4) 職員の動員

ア 動員体制の確立

各班長は、それぞれの各班の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



## ウ 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で伝達を行う。

### (ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話、職員参集メール等により行う。

### (イ) 勤務時間外

電話、職員参集メール等

休日夜間等勤務時間外において宿日直者は、次に掲げる情報を収受し、あるいは自ら承知したときは、総務課長(総務班長)に連絡して、その指示等必要に応じて各関係職員に連絡する。

- a 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報等があったとき。

また、各課等の長は、所属の各職員の住所及び連絡方法を把握しておき、連絡員を配し、直ちに動員できるよう措置する。

## エ 職員参集等

### (ア) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

本部員(班長)、本部事務局職員、本部連絡員、情報連絡員、各所属の情報収集体制職員

### (イ) 初動対応職員以外の職員

原則として勤務地へ登庁するものとする。

### (ウ) 自主登庁又は自主参集

町本部を構成するすべての職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置(災害対策本部第1配備以上)の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

### (エ) 各班の体制確立及び相互応援配備の報告

災害応急対策は、総合的、迅速かつ確に実施されなければならない。本部長の配備体制の指示に基づき、各班の体制確立が完了したときは、直ちに総務課長はその人員等を本部長に報告、繁忙な班との相互応援を行う。

### (オ) 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、町職員等災害対応従事者の健康を確保するため、交代体制の管理や食料・物資・資機材の確保に努める。

### (カ) 消防本部に対する伝達及び動員

- a 災害対策本部を設置した場合、その配備体制についての消防本部への伝達は、総務課長(本部事務局長)が行うものとする。
- b 伝達の方法は、電話、口頭等の方法のうち最も迅速、確実にできる方法により行う。
- c 消防長は、総務課長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

2 他機関に対する応援要請等（総務課、健康福祉課）

(1) 他機関に対する応援要請

ア 県知事及び市町村に対する応援要請

本部長は町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合災害が発生するおそれがある場合において、応援措置を行うため必要があると認めるときは本部会議を招集し、協力要請を協議の上、災害対策基本法第67条及び第68条の規定に基づき応援を要請するものとする。

なお、そのいとまがない場合は直接本部長が決定し、直ちに協力要請を行うものとする。

イ 自衛隊の災害派遣要請の依頼

本編 本章 第11節「自衛隊への災害派遣要請」を参照するものとする。

ウ 長生地域合同救護本部に対する応援要請

健康福祉課長は迅速な医療提供体制を確保するため、長生健康福祉センター及び県により長生健康福祉センター内に設置される合同救護本部と積極的な連絡調整を行うとともに、医療救護班及び医療資機材等の応援を要請するものとする。

(2) 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「長生郡市広域災害対応計画」に基づき迅速・円滑に応援が行えるよう体制を整備しておくものとする。

<資料編2-4 協定一覧>

3 指定行政機関等の活動体制（指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

4 災害対策本部等と国、県及び防災関係機関との連携（総務課、県）

町は、県の災害対策本部、国の緊急災害対策本部との連携を図り、災害応急対策を進めるものとする。

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、

医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

現地調整所には、各関係機関の現場責任者等を配置し、二次災害の防止に配慮しつつ、応急対策活動上必要な事項(相互の体制、活動区域及び活動内容等)についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

## 5 災害救助法の適用手続等(健康福祉課、県)

### (1) 災害救助法の目的

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

### (2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 町の区域内で住家の滅失した世帯数が、40世帯以上である場合

イ 県の区域内で住家の滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が、20世帯以上である場合

ウ 県の区域内で住家の滅失した世帯数が、12,000世帯以上である場合、又は、災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

### (3) 救助の実施機関

ア 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

### (4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の搜索及び処理

コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

### (5) 被災世帯の算定基準

#### ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### イ 住家の滅失等の認定

##### (ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床

面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 町

(ア) 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事(本部事務局)に報告する。

(イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(ウ) 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、本町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、本町及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するものとする。

告 示
平成 年 月 日の 災害に関し 月 日から 市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。
年 月 日
千葉県知事

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

<資料編2 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

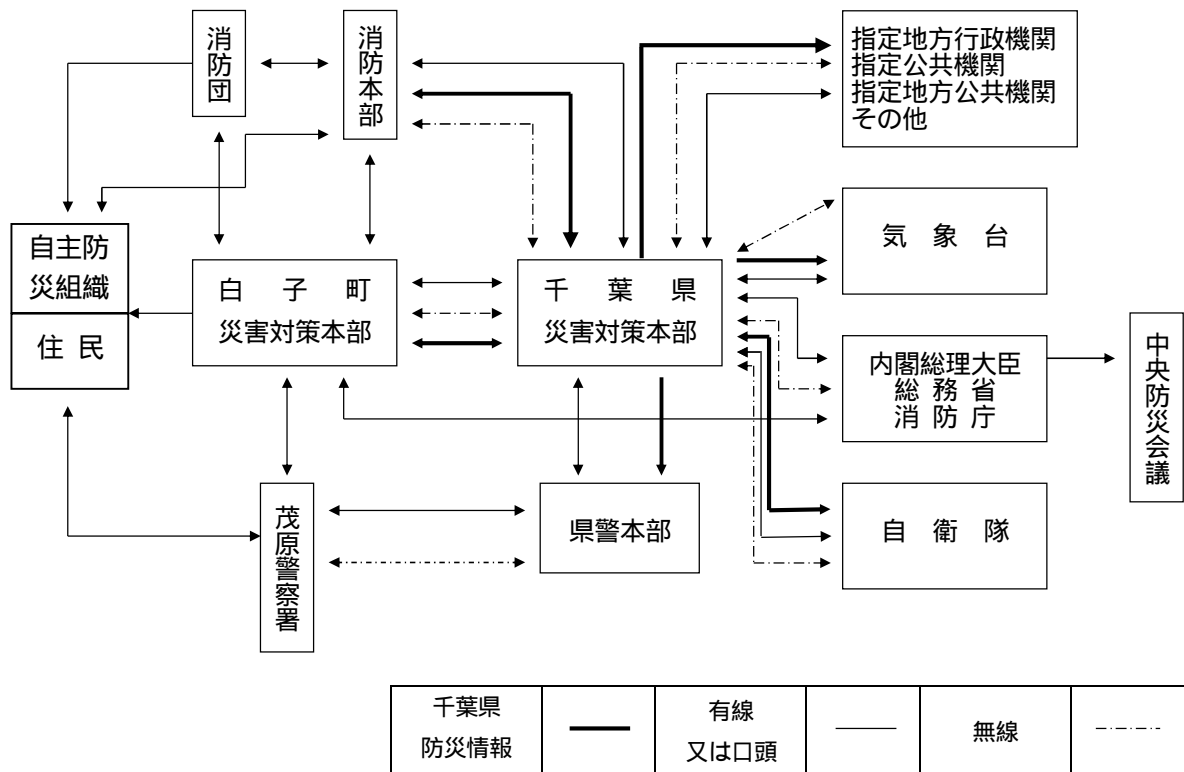
## 第2節 情報収集・伝達体制

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等の要配慮者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

### 1 災害情報通信連絡系統（総務課）

#### （1）通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。





(2) 通信連絡手段

区分	方法
町	1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線等を中心に、市町村の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話株式会社の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。
県警察	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線、消防電話等を利用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他各防災機関	1 それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 災害時における白子町防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

町役場無線室では、通信回線の使用状況を常に把握・監視するものとする。

イ 通信の統制

通信状況が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、白子町防災行政無線管理運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町はあらかじめ東日本電信電話株式会社に災害時優先電話 利用有資格者として登録済みである。

・登録番号 0475(33)2577 白子町役場

イ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号から「非常（緊急）」

の旨及び必要事項を東日本電信電話株式会社に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

ウ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における町役場等の一般加入電話の円滑な運用を期するため、町災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

イ 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(ア) 警察通信施設

(イ) 国土交通省関係通信施設

(ウ) 海上保安部通信施設

(エ) 日本赤十字社通信施設

(オ) 東日本電信電話株式会社通信施設

(カ) 東京電力グループ通信施設

(キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

(ク) 東京ガス株式会社通信施設

ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

<資料編4 - 1 利用可能な他の通信施設>

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

(ク) 遭難者救護に関するもの。

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため

の資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

#### イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

#### ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

#### エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

#### オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

### (10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

## 2 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達（県）

### (1) 情報の収集

県は地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集する、千葉県震度情報ネットワークシステムを運用している。

本システムでは、県内全市町村の86観測点で観測された震度情報が、防災行政無線等の回線を経由して、県庁に設置されている震度情報ネットワークサーバに自動的に収集される。

収集された震度情報は、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

### (2) 情報の伝達

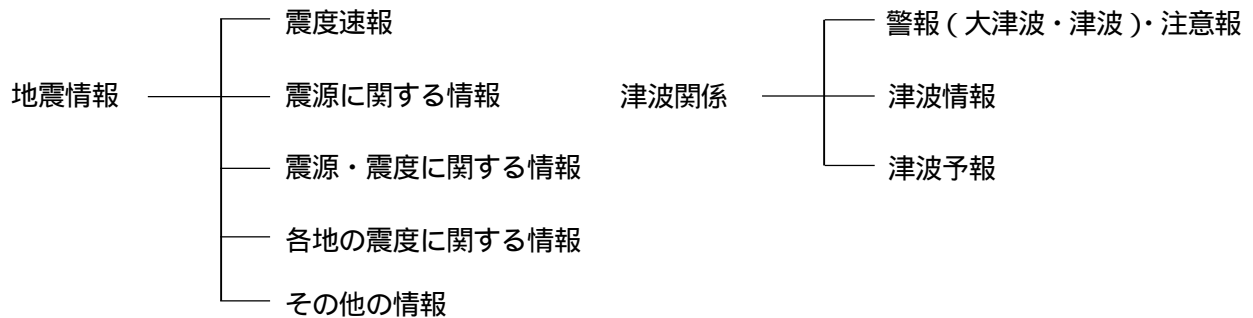
本システムで観測される震度情報については、自動的に気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。

また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として、消

防庁にも自動伝送される。

### 3 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報（気象庁、総務課、県警察）

#### （1）情報等の種類



#### （2）情報等の発表

##### ア 地震情報

##### （ア）震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。

千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表され、白子町は南部に位置する。

##### （イ）震源に関する情報

震度3以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

##### （ウ）震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度3以上。
- ・津波警報または注意報発表時。
- ・若干の海面変動が予想される場合。
- ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

##### （エ）各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

##### （オ）その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

##### （カ）推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

##### （キ）遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上。

・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(ク) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（6ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成29年2月1日現在）。

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表される。

なお、白子町は、津波予報区の千葉県九十九里・外房に属している。

< 津波警報、注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ >

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m < 予想高さ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖以下だが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

\* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表する この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

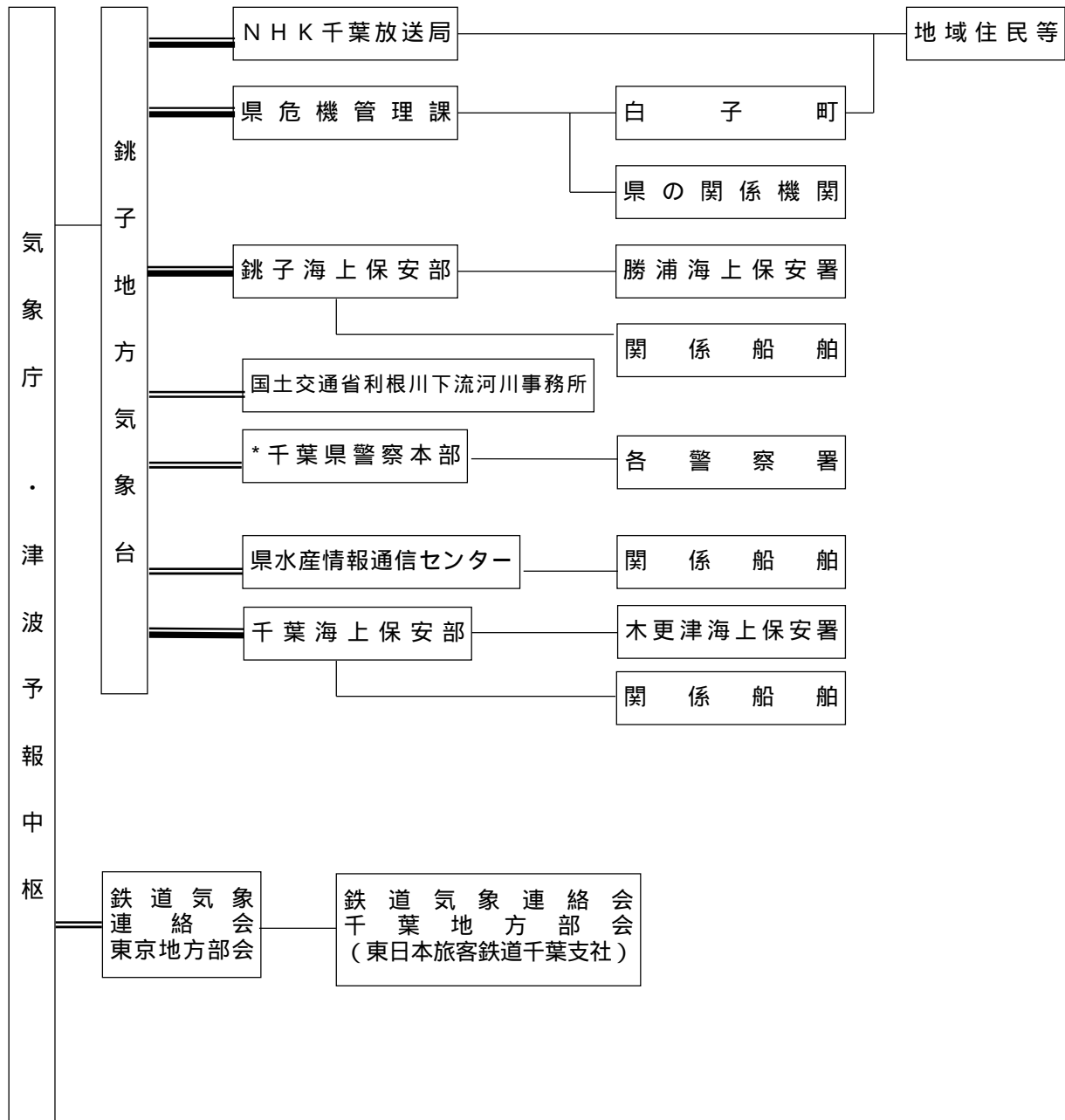
(3) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(4) 受伝達系統等

地震、津波情報は、県防災情報システム及び県防災行政無線により受信し、関係機関や地域住民等へ、防災行政無線、広報車等の手段により伝達する。

津波予報伝達系統図



地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

東日本電信電話株式会社千葉事業部については、東日本NWオペレーションセンタ（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

==== 法令（気象業務法等）による通知

===== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 \*気象業務支援センターを經由



4 関係機関における措置（総務課、消防本部、県、県警察、防災関係機関）

区 分	内 容
町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
県 警 察	1 津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて町長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する。 2 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消 防 本 部	各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
国 土 地 理 院	国土地理院は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚 子 地 方 気 象 台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海 上 保 安 庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放 送 機 関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他各防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

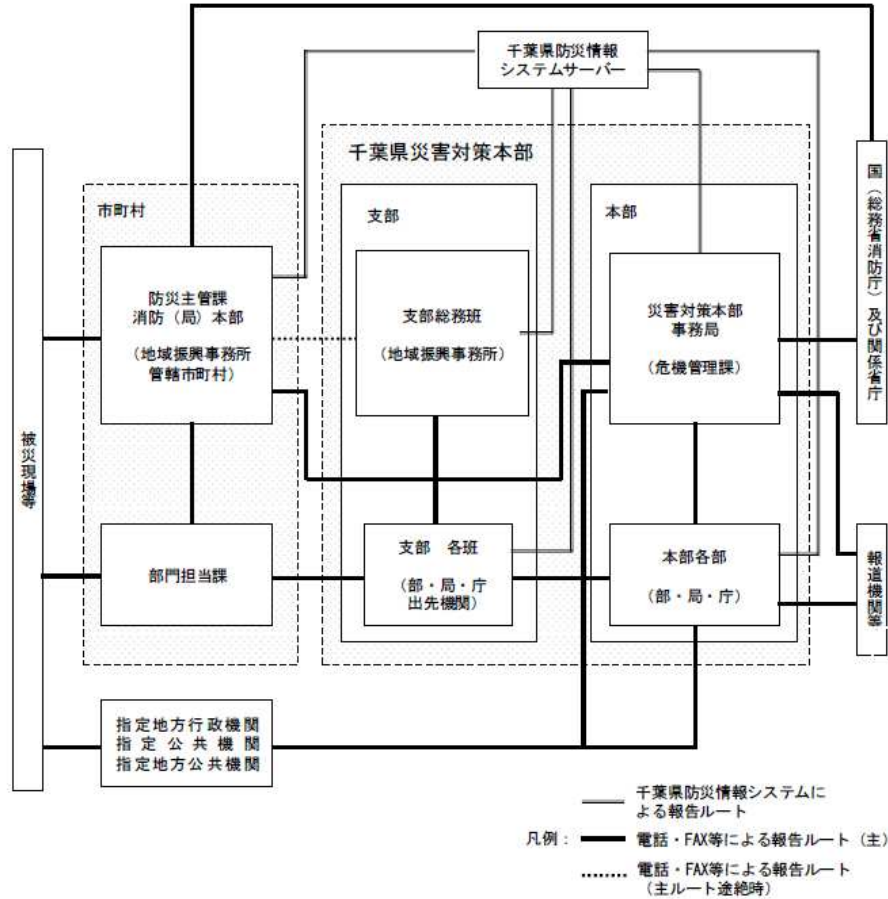
5 被害情報等収集・報告取扱計画（総務課、県、防災関係機関）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

（1）被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

本部各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

（2）報告手続

ア 報告基準

以下の（ア）から（カ）の基準に該当する災害の場合、本部事務局（危機管理課）へ報告する。

（ア）町内で震度5弱以上の地震が発生した場合。

（イ）町内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。

（ウ）近隣市町村に災害対策本部が設置された場合。

（エ）災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合。

（オ）上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。

（カ）上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が生じた場合。

イ 報告の種別等

本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、下表「報告一覧」のとおり。

< 報告一覧 >

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	覚知後直ちに 第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [ 電話、FAX ]
	支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当 部防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [ 電話、FAX及び端末入力 ]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [ 端末入力及び文書 ]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日現在までに発生した災害について報告	4月20日まで [ 端末入力及び文書 ]
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [ 文書等 ]
災害詳細報告	市町村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで 県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [ 電話、FAX及び端末入力 ]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	・ 同上 [ 電話、FAX ]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

ウ 町が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害が発生した場所又は地域

(エ) 被害の状況(被害の程度等は下表「被害認定基準」に基づき判定する。)

(オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

b 主な応急措置の実施状況

c その他必要事項

(カ) 災害による住民等の避難の状況

(キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

(ク) その他必要な事項

<被害の認定基準>

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにして いる世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	

区 分	認 定 基 準	
そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。
畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。	

区 分	認 定 基 準
公共施設 被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

### (3) 各機関が実施する情報収集報告

#### ア 町

町域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」により、被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

#### イ 県警察の情報収集

(ア) 警察本部長及び警察署長は、知事又は町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- a 災害の種別、発生日時及び場所
- b 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
- c 避難者の状況
- d 交通規制及び緊急交通路の要否
- e ライフラインの状況
- f 治安状況及び警察関係被害
- g その他災害警備活動上必要な事項

(イ) 警察本部長及び茂原警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

(ウ) 警察本部長及び茂原警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

#### ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

### (4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領、災害に強い情報システム等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ 町は、罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

#### (5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

##### ア 総括責任者

町長は総括責任者として、管内の確実な被害状況を取りまとめ、県等に報告する。

##### イ 取扱責任者

町内の被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう各対策班に被害報告取扱責任者を定める。この責任者は各対策班の班長をもってあてる。

#### (6) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

#### (7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

##### ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49013(地上系) 048-500-90-49013(衛星系)(消防庁震災等応急室)

FAX 120-90-49033(地上系) 048-500-90-49033(衛星系)( " )

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7527(消防庁震災等応急室)

FAX 03-5253-7537( " )

##### イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320(地上系) 012-500-7320(衛星系)(危機管理課)

FAX 500-7298(地上系) 012-500-7298(衛星系)( " )

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175(危機管理課)

FAX 043-222-1127( " )

#### (8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国(消防庁)又は県(危機管理課)へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

##### ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線(県防災行政無線を使用)

電話 120-90-49102(地上系) 048-500-90-49102(衛星系)(消防庁宿直室)

FAX 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49036(衛星系)( " )

(イ) 一般加入電話

電話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)

FAX 03-5253-7553 ( " )

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系)(県防災行政無線統制室)

FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系)( " )

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)

FAX 043-222-5219 ( " )

6 災害時の広報(総務課、県、防災関係機関)

(1) 広報活動要領

町は、県や防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ(連動する各種インターネットサービスを含む。) 県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課に問い合わせの上、手続きを実施する。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 町外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 町防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) インターネット、白子町ホームページ、メールを活用した広報

イ 報道機関への発表

町は、Lアラート(災害情報共有システム)を利用し、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して情報を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法についてイン



ターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への放送要請

町及び県が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

< 放送要請協定機関及び窓口 >

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送株式会社 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
株式会社ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送 編成局報道部	-	-	03-3287-7622	03-3287-7696

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

< 報道要請協定機関 >

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、  
日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、  
日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、全国朝日放送株式会社

## 第3節 水防計画

町内の各河川、海岸等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、千葉県が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

### 1 水防の目的（総務課、建設課、消防本部、県）

千葉県水防計画に基づき、津波による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体等の間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

（注）津波とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

### 2 水防の責任（総務課、建設課、消防本部、県）

#### （1）町

町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### （2）千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

#### （3）知事は、指定した沿岸について津波により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知する。

#### （4）一般町民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

### 3 津波における留意事項（総務課、建設課、消防本部、県）

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員（消防団員）自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員（消防団員）自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員（消防団員）自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 4 安全配慮（総務課、建設課、消防本部、県）

水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員（消防団員）自身の安全は確保しなければならない。

水防団員（消防団員）自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。

- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。

5 水防本部の組織（総務課、建設課、消防本部、県）

（１）町

水防本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部事務分掌に準ずるものとする。

（２）県

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置かれる。

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長（長生土木事務所長）がその管内の配備体制をとる。

6 水防本部の配備体制と活動内容（総務課、建設課、消防本部、県）

（１）水防配備

県水防本部又は現地指導班長（長生土木事務所長）の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

（２）水防配備体制

町水防配備体制は、下記の通り。

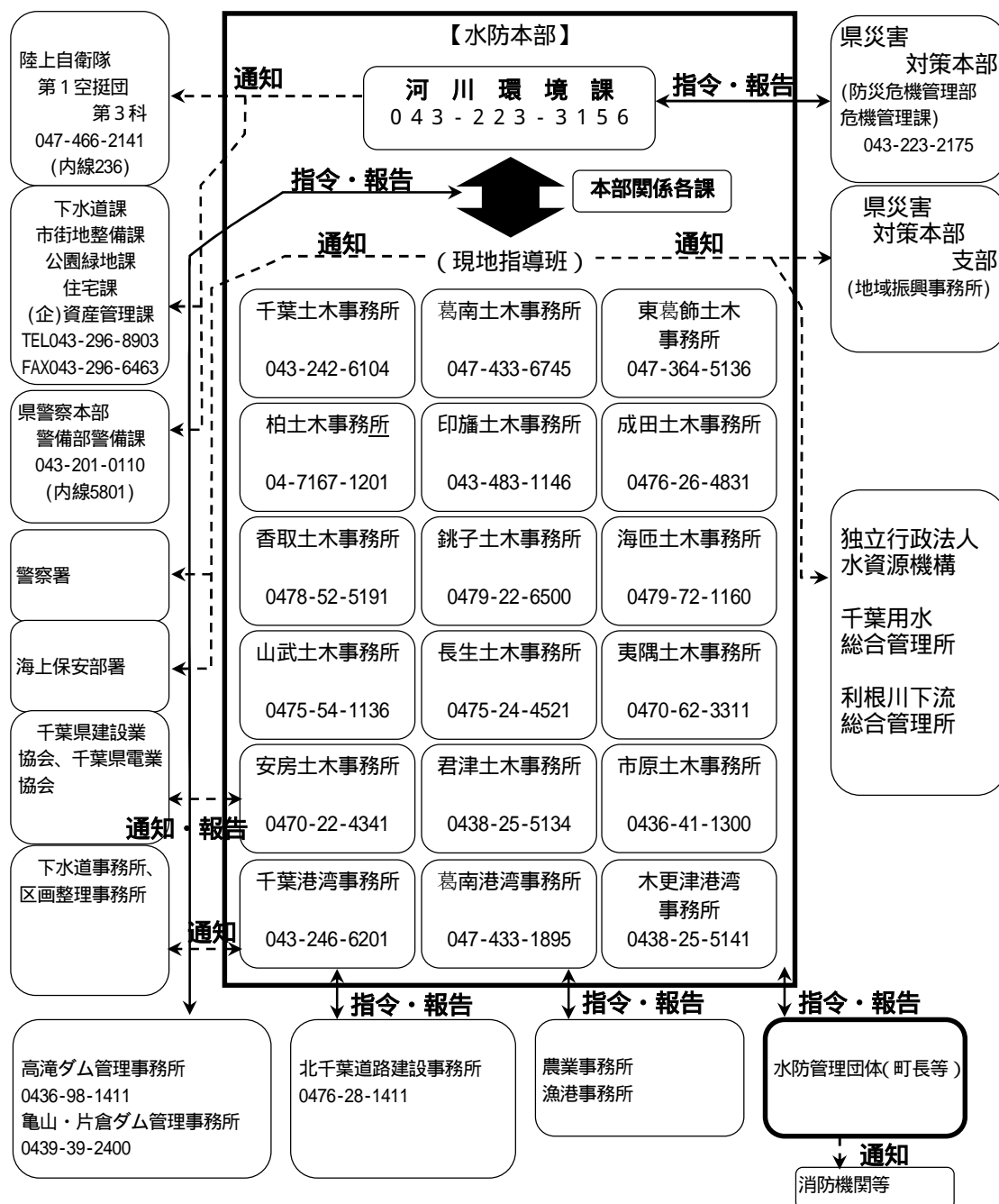
千葉県		白子町
水防配備体制	配備基準	水防配備体制
水防準備体制	津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。	情報収集体制
水防注意体制	津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。	
水防警戒体制	津波警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。	災害警戒制
水防非常第1体制	津波等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第1配備体制にあるとき	災害対策本部第1配備
水防非常第2体制	津波等により県下全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。	災害対策本部第2配備

7 水防本部の連絡系統（総務課、建設課、消防本部、県）

(1) 水防本部指令情報伝達系統

水防本部指令情報の連絡系統は、次のとおりである。

< 水防本部水防指令情報伝達系統 >



1) —→ 必ず連絡すること

2) - - - → 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡をすること

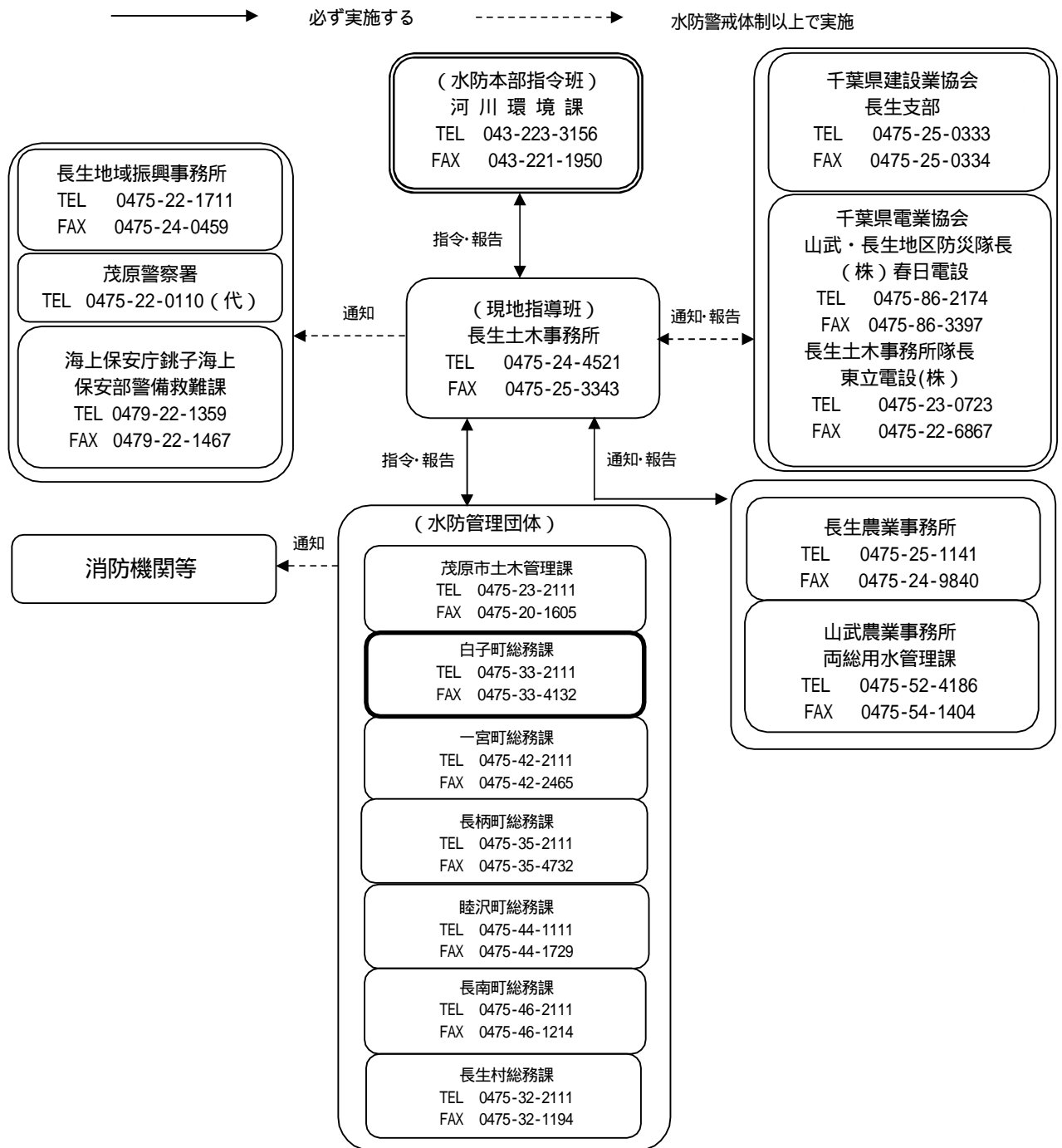
土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統図によること

知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは町長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(2) 長生土木事務所情報伝達系統

長生土木事務所との連絡系統は、次のとおりである。

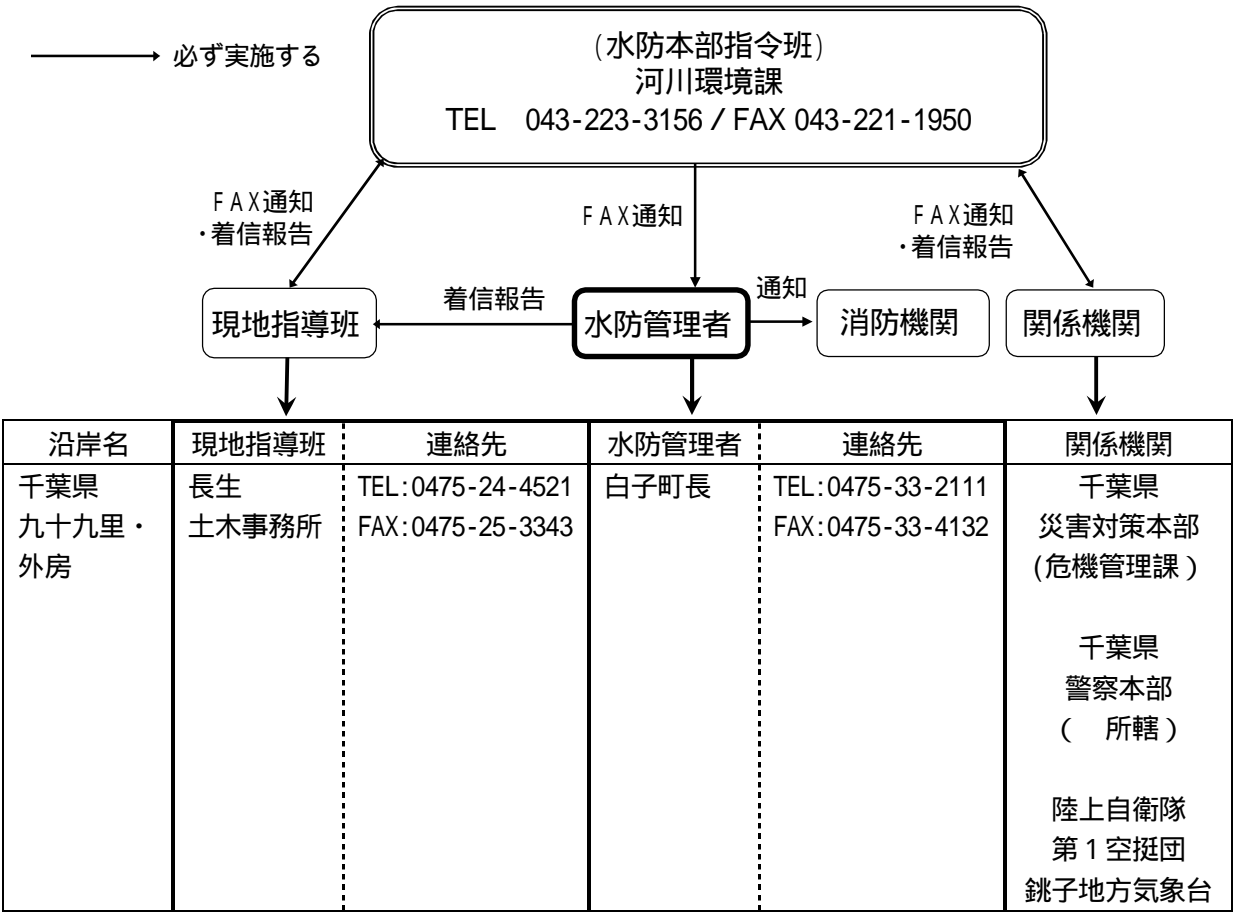
< 水防本部水防指令情報伝達系統 長生土木事務所 >



(3) 津波に係わる沿岸域水防警報の伝達系統

津波に係わる沿岸域水防警報の連絡系統は、次のとおりとする。

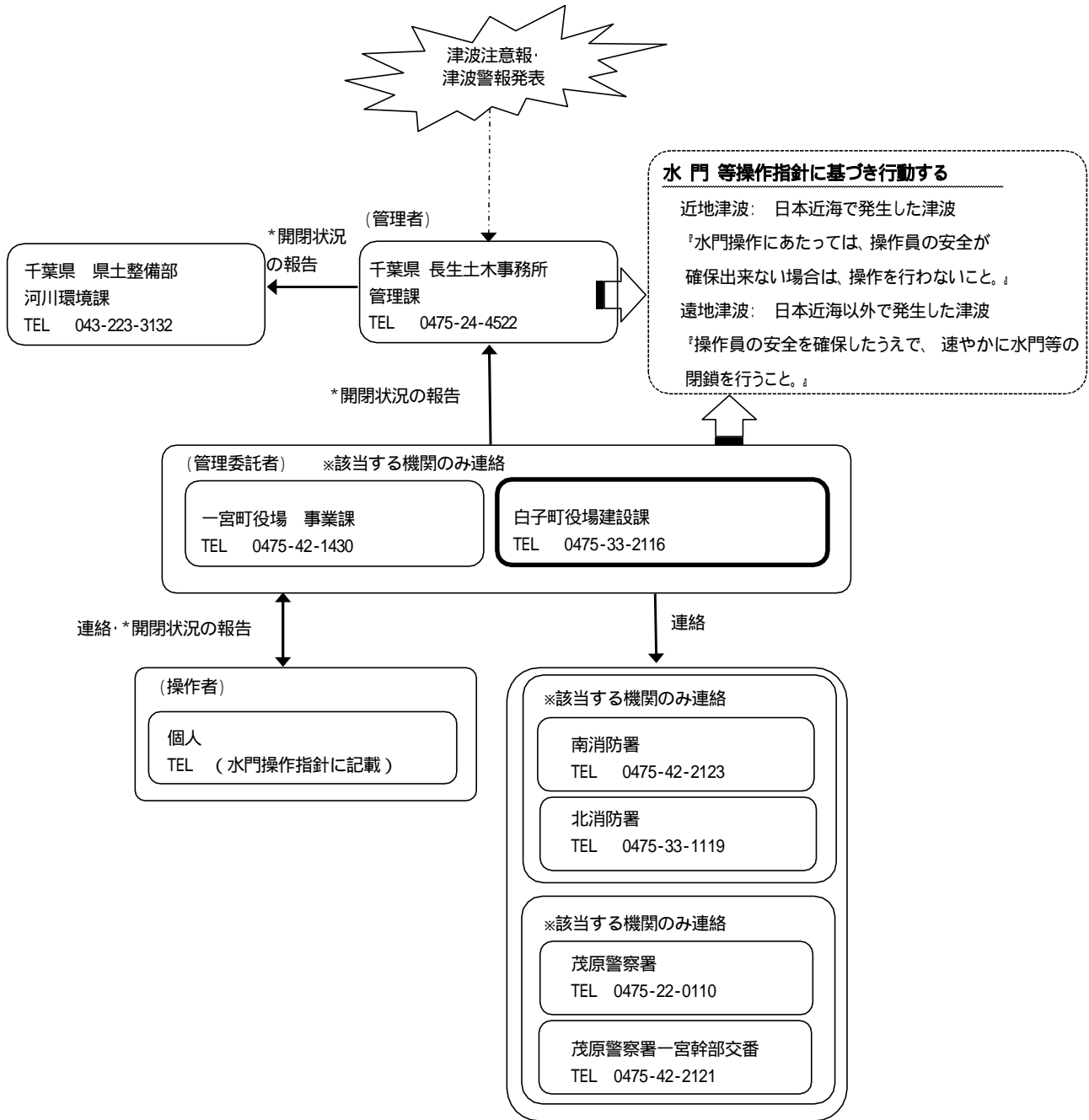
< 千葉沿岸域水防警報の伝達系統 >



(4) 津波に係わる水門等を開閉操作した場合の伝達系統

津波に係わる水門等の開閉状況についての連絡系統は、次のとおりとする。

< 水門（樋門・陸閘）の操作に係わる連絡体制 長生土木事務所 >



< 津波に関係のある水門（樋門・陸閘）一覧表 長生土木事務所 >

級別	河川 海岸名	施設名	地先名（住所）	排水機・門扉諸元		操作に要する 時間(目安)	管理者	管理体制	操作者 再委託先
				型式	規格（寸法・排水量）				
(二)	南白亀川	剃金水門	白子町剃金	ステンレス製 ローラーゲート	4000×3600×1門	20分	千葉県 (河川環境課)	委託 (白子町)	個人

## 8 洪水予報（気象庁、県）

### （１）気象庁が単独で行う津波の予報

本編 本章 第２節 ３「気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報」の通り。

### （２）千葉県知事が行う水位情報の通知等

#### ア 津波に関する水防警報の種類と活動内容

知事は、沿岸における津波への対応について必要と認めるとき水防警報を発表するが、水防活動に従事する者は津波情報と現地の状況を把握した上で総合的に判断して行動するものとする。

水防警報	種類	内容発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1)津波警報が解除されたとき 2)水防活動の必要があると認められなくなったとき

出動する場合において、水防活動に従事する者は常に最新の情報を得られるよう情報機器（ラジオ等）を携帯し、自身の避難時間を確保した上で活動すること。（本編 本章 本節 ３「津波における留意事項」及び４「安全配慮」参照。）

## 9 水防活動（総務課、建設課、産業課、消防本部）

海岸線では津波の被害が予想される。これら海岸線の監視、町管理にかかる河川・水路等の水防活動は建設班が行う。

### （１）水防活動の内容

ア 水防活動の概要は次のとおりとする。

（ア）班員の招集に関すること

（イ）水防資機材の調達に関すること

（ウ）気象情報等の収集整理、連絡に関すること

（エ）海面監視、潮位、河川・水路の水位等の巡回・監視に関すること

（オ）災害の程度により、他班及び県、防災関係機関への応援を要請すること

イ 津波収束後、局地的に浸水した箇所は、ポンプ等をもって排水作業を実施する。また、これらの低地帯等の侵入地は、事後、居住者を通じて盛土等の指導をする。

ウ 津波予警報の伝達系統については、本編 本章 第２節 １「災害情報通信連絡系統」による。

### （２）水防配備指令伝達系統

災害対策本部が発令されるまでは、担当課長が、発令された後は本部長の指示により水防活動を実施する。

水防活動については、管理者、防災関係機関と十分な連携をとりながら行う。

## 10 水防配備の解除（総務課、県）

### （１）県の水防配備の解除

水防本部長は、津波のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めるときは、水防配備体制を解除する。

### （２）町の水防配備の解除

町は、津波のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班（長生土木事務所）を通じ、水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。



## 第4節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

### 1 計画方針（健康福祉課）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」及び「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、平成28年3月）」、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」、「千葉県津波避難計画策定指針」（平成28年10月改訂）」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

### 2 実施機関（総務課、健康福祉課、県、県警察、海上保安庁）

#### （1）避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 町長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（町長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

#### （2）避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、学校等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 避難の勧告又は指示等（総務課、県、県警察、自衛隊）

（1）地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 町長等の措置

町長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にい不在ときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告および避難指示（緊急）の内容

町長等が避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難勧告又は避難指示（緊急）を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や消防団、自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 住民等の避難誘導等（総務課、健康福祉課、消防本部、県警察）

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の町地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

<資料編 6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

## 5 避難所の開設・運営（総務課、健康福祉課、教育課）

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、指定避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

### （１）避難所の開設

開設は原則として本部長（町長）の指示で行うが、夜間等、突発的な災害等、避難の必要が生じると判断される場合、予め町長が任命した直行職員又は居合わせた職員が施設入口の開錠を行い、開設の準備を行う。

（２）町は、学校、ふれあいセンターを指定避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（津波）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

（３）町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定の促進に努める。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

（４）大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、町職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

（５）町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

（６）町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

（７）町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

（８）町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成29年7月）」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努める。

（９）町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャ

ワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

#### (10) 開設・運営の留意事項

##### ア 避難者名簿の作成

避難者名簿は、避難所運営の基礎資料となるため、避難した住民等に用紙を配布し、各世帯単位に記入するよう指示し、避難者名簿（別記様式）を作成する。さらに避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

##### イ 要配慮者への配慮

避難所運営にあたっては、次の事項に配慮する。

(ア) 要配慮者用専用スペース

(イ) 間仕切り

(ウ) 段差の解消

##### ウ 女性への配慮

避難所運営にあたっては、次の事項に配慮する。

(ア) 女性専用の相談窓口

(イ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置

(ウ) 女性専用の物資配布

(エ) 防犯対策

##### エ ペット対策

ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

##### オ 報告

避難所を開設し、避難住民の収容を終えた後、各施設の管理者は、本部班に報告を行うものとする。なお、連絡の方法は、防災行政無線、電話、伝令等による。

本部班長は県、警察署等関係機関に概ね次の状況を連絡・報告する。

(ア) 避難所開設の日時、場所、施設名

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

#### (11) 避難所の閉鎖

ライフラインの復旧や応急仮設住宅の建設等により、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合は、避難者に避難所の閉鎖を予告・周知したうえで、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

<資料編 6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧>

#### 6 安否情報の提供（総務課、消防本部、県、県警察）

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

## 第5節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。町は、住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に住民等に最も身近な町があらゆる手段を活用し、迅速かつ的確に実施し住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

### 1 計画方針（総務課）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

町は「千葉県津波避難計画策定指針」（平成28年10月改訂）に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

### 2 実施機関（総務課、健康福祉課、県、県警察、海上保安庁）

実施機関については、本編 本章 第4節 2「実施機関」の定めるところによる。

### 3 避難の指示等（総務課、県、県警察、自衛隊）

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する。

避難指示（緊急）の対象とする区域は、下記の通り。

津波警報、注意報の種類と解説及び発表される津波の高さについては、本編 本章 第2節 3「気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報」の通り。

避難指示（緊急）発令の契機		避難指示（緊急）の対象とする区域
津波警報、 注意報等	大津波警報	白子町津波ハザードマップで浸水する地域（沿岸の水深1m地点で平均海水面から10mの津波高を想定） （千葉県が想定最大クラスの津波に伴う津波浸水想定を公表した場合には、当該区域に変更）
	津波警報	海岸堤防等が無い又は海岸堤防が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域
	津波注意報	海水浴客、漁業従事者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域
地震動	震度4程度以上の強い揺れ	白子町津波ハザードマップで浸水する地域 停電、通信途絶などにより津波警報等を適時に受けることができない状況において対象となる
	揺れは弱いが1分以上の長い揺れ	

出典）避難勧告等に関するガイドライン 内閣府 平成29年1月 p2、41

### 4 津波警報等の伝達（総務課、関係各課、県）

（1）県は、銚子地方气象台から送られた津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により町及び各消防機関へ伝達する。

（2）町は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、3に示す避難勧告等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難指示等を行うなど、迅速

かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。

ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難勧告等の伝達に努めるものとする。

(3) 町は、防災関係機関、海水浴場の管理者等と相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(4) 海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

## 5 住民等の避難行動

(1) 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が気象庁の津波警報等の発表や町からの避難指示（緊急）等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、津波浸水想定区域内に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や町からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動を行う。

そして、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

## 6 住民等の避難誘導（総務課、健康福祉課、商工観光課、消防本部、県警察）

(1) 町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

(2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

(3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、警察官、町職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした

上で、行うものとする。

また、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全が確保を前提とする。

7 避難所の開設・運営（総務課、健康福祉課、教育課）

避難所の開設・運営については、本編 本章 第4節 5「避難所の開設・運営」の定めるところによる。

8 安否情報の提供（総務課、消防本部、県、県警察）

安否情報の提供については、本編 本章 第4節 6「安否情報の提供」の定めるところによる。

## 第6節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

### 1 避難誘導等（健康福祉課）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

#### （1）避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

#### （2）避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

ア 介護を要する高齢者及び障害者

イ 病弱者

ウ 乳幼児及びその母親・妊婦

エ 高齢者・障害者

オ 児童

#### （3）緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

### 2 避難所の開設、要配慮者の対応（総務課、健康福祉課、商工観光課、県）

#### （1）避難所の開設は、本編 本章 第4節 5「避難所の開設・運営」による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。



- ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き(千葉県、平成29年7月)」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置(健康福祉課)

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

- (2) 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送(健康福祉課)

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保(健康福祉課)

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第7節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、罹災者の医療救護に万全を期するものとする。

### 1 消防活動（総務課、消防本部、海上保安庁）

#### （1）活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

#### （2）活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

#### （3）活動の基本

##### ア 常備消防

##### （ア）避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

##### （イ）重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

##### （ウ）消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

##### （エ）市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

##### （オ）重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

##### イ 消防団

##### （ア）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

##### （イ）消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための

消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

ウ 海上保安部(署)

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(4) 県内消防機関相互の応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、県内消防機関に応援を要請する。

また要請した消防力では対応できない場合は、千葉県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請する

2 救助・救急(総務課、健康福祉課、消防本部、県警察)

(1) 活動体制

町、消防本部及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県警、県医師会、茂原市長生郡医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対 応 措 置
消 防 本 部	救 助 ・ 救 急 活 動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救 急 搬 送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

機関名	項目	対応措置
消防本部	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。
海上保安部(署)		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 危険物等の対策(総務課、商工観光課、消防本部、ガス事業所、県)

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
町	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取り扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1 必要に応じて保管措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関との密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機

関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
町	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。</li> <li>2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
町	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置</li> <li>2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置</li> <li>3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報</li> </ol>
県教育委員会	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発災時の任務分担</li> <li>2 出火防止及び初期消火活動</li> <li>3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止</li> <li>4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止</li> <li>5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底</li> <li>6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</li> <li>7 避難場所及び避難方法</li> </ol>

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。</li> <li>2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。</li> <li>3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。</li> </ol>
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。</li> <li>2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。</li> <li>3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出</li> </ol>

	動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
海上保安部 (署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止

#### 4 医療救護（健康福祉課、消防本部、県、県警察）

##### (1) 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

<資料編 7 - 2 町内及び郡市内の救急医療機関>

##### (2) 医療救護

###### ア 実施機関

(ア) 医療救護は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(ウ)(ア)により町長が行う場合は、次により実施する。

- a 茂原市長生郡医師会の長と締結した協定に基づき茂原市長生郡医師会が組織する救護班
- b 茂原市長生郡歯科医師会が組織する救護班
- c 外房薬剤師会が組織する救護班
- d 日本赤十字社千葉県支部・分区長が組織する救護班

(エ)(ア)及び(イ)により知事が行う場合は、次により実施する。

- a 県が組織する救護班
- b 日本赤十字社千葉県支部(以下「日赤県支部」という。)の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- c 社団法人千葉県医師会(以下「県医師会」という。)の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- d 社団法人千葉県歯科医師会(以下「県歯科医師会」という。)の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- e 社団法人千葉県薬剤師会(以下「県薬剤師会」という。)の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班

- f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
- h 国立病院機構で組織する救護班
- i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>（以下「DMAT」という。）及び救護班

#### イ 救護班等出動の要請

- (ア) 町長は、必要に応じて茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日赤県支部長・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。
- (イ) 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか 連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- (ウ) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

#### ウ 救護班等の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 軽症患者等に対する医療
- (エ) 避難所等での医療
- (オ) 助産救護

#### エ 救護所の設置

救護所は町又は県が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

#### オ 避難所救護センターの設置

- (ア) 町は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。
- (イ) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。
- (ウ) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。
- (エ) 避難所救護センターの業務は長生健康福祉センター長が統括する。

#### カ 医薬品等の調達

- (ア) 医薬品、医療資器材の確保

町は、救護のための医療器具及び薬品の確保について、茂原市長生郡医師会及び外房薬剤師会等に協力を要請する。不足する場合は、千葉県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて県内血液センターや日本赤十字社千葉県支部等に供給を依頼する。

#### キ 傷病者の搬送体制

- (ア) 町との協定等に基づき出動した医療チームの責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を町長又は知事に要請する。  
原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重傷者を優先する。
- (ウ) 町民は自らの安全を確保した上で、救護所への搬送が必要と思われる傷病者等について、

自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

ク 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本編 本章 第8節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等による。

ケ 地域医療体制への支援

町又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 広域医療救護

長生郡市において多数傷病者が発生し災害対策基本法に基づく医療救護活動を行う必要が生ずる災害が起こり、地域における通常の医療供給を上回る傷病者が発生した場合に、広域医療救護所(公立長生病院)で広域的な傷病者の受け入れを行い、重症度別の応急医療救護活動を行う。

ア 設置基準

(ア) 災害対策本部を設置した茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町の市町村(以下「被災市町村」という)における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に、被災市町村と乙が協議して設置する

(イ)(ア)に示す協議のいとまがない場合は、公立長生病院の判断で設置可能

イ 設置期間

(ア) 原則として災害発生から72時間

(イ) 設置終了の判断は、設置市町村と公立長生病院の協議により行う

ウ 活動要員

(ア) 市町村から各1名を派遣する

エ 広域医療救護所における傷病者への対応

(ア) 来院した全ての傷病者のトリアージをトリアージポストで行う

(イ) トリアージされた傷病者に対して、重症度に応じた処置を行う

(ウ) 処置困難な傷病者に対しては、域外搬送の手配を行う

オ 大規模災害発生時における住民周知

(ア) 広域医療救護が設置された医療機関名

(イ) 広域医療救護が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて

(ウ) 広域医療救護と避難所の役割分担について



## 第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため町民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

### 1 千葉県警察災害警備計画（県警察）

#### （1）基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

#### （2）警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

##### ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

##### イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

##### ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

#### （3）災害警備活動要領

##### ア 要員の招集及び参集

##### イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

##### ウ 装備資機材の運用

##### エ 通信の確保

##### オ 負傷者の救出及び救護

##### カ 避難誘導及び避難地区の警戒

##### キ 警戒線の設定

##### ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

##### ケ 報道発表

##### コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

##### サ 死傷者の身元確認、死体の収容

##### シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

##### ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

##### セ 協定に基づく関係機関への協力要請

##### ソ その他必要な応急措置

### 2 交通規制計画（総務課、建設課、消防本部、県警察、自衛隊）

#### （1）被災施設の応急対策方法

##### ア 交通支障箇所の調査

町長は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

#### イ 調査及び報告

建設課（建設班）は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

（ア）建設課（建設班）は、町の管理する道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告するものとする。

（イ）町長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに町域を管轄する長生土木事務所長に報告するものとする。

#### （２）交通規制

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

#### ア 道路管理者の通行禁止又は制限

町は、道路法第４６条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### イ 公安委員会の交通規制

（ア）公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

（イ）公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第７６条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

（ウ）公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

#### ウ 茂原警察署長の交通規制

茂原警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第５条又は第１１４条の３の規定により、道路における交通の規制を行う。

#### エ 警察官の交通規制等

（ア）警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第６条又は第７５条の３の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

（イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警

察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の3)

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア)自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記エ(イ)の職務の執行について行うことができる。

(イ)自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3 交通規制の指針(建設課、県警察)

(1)被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2)交通規制の対象となる道路は、主として千葉県地域防災計画 第3章 第7節 第4 緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)」の中から選定する。

(3)前記2(2)イ(イ)の緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(4)緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5)交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

(6)直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

<資料編5-5 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画>

4 緊急輸送(県)

千葉県では、災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路(緊急輸送道路) 港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

当町に特に関連する災害時における県の指定する緊急輸送道路は、主要地方道飯岡・一宮線、同茂原・白子線が2次路線となっており、災害時には、交通規制により広域的な緊急輸送を確保する道路として指定されている。

5 緊急通行車両の確認等(県、県警察)

(1)緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、別に定める。

(2)緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車

両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」）を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

<資料編5 - 4 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等>

<資料編5 - 6 町各部の車両保有数>

## 6 規制除外車両の確認等（県警察）

### （1）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

（2）規制除外車両の確認 規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

（3）規制除外車両の事前届出・確認 緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。

## 7 交通情報の収集及び提供（県警察）

（1）交通情報の収集は、航空機、車両、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

（2）交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

## 8 震災発生時における運転者のとるべき措置（総務課、建設課）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

（1）走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

（2）通行禁止区域等においては、次の措置をとること

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

## 9 道路管理者の通行の禁止又は制限（建設課）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

## 10 道路啓開（建設課、県）

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

### （1）緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

### （2）土地の一時使用

（1）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

### （3）関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

## 第9節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、千葉県からの救援物資の供給支援は、町からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

また、町及び県は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 1 応急給水（健康福祉課、広域水道部、県）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

#### （1）実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、及び長生郡市広域市町村圏組合水道部は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

<資料編2 - 4 協定一覧>

#### （2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

#### （3）水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。運搬給水は、長生郡市広域市町村圏組合水道部の給水タンク、ポリタンクにより給水する。

イ 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

#### （4）県営水道の応急給水

町は県と密接に連携し、震災により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対する応急給水を要請する。

(5) 補給水利の現況

補給場名	所在地	有効容量 ( $m^3$ )	現有施設能力	水源種別
			( $m^3$ /日)	
山之郷浄水場	長柄町山之郷260-2	600	6,166	地下水
皿木浄水場	長柄町皿木176	13,000	8,444	地下水
長南浄水場	長南町岩撫1	1,590	2,890	地下水
真名配水場	茂原市真名1720	14,000	50,600	浄水受水
大沢配水場	茂原市大沢1225	10,000	40,310	浄水受水

2 食料・生活必需品等の供給体制(産業課、商工観光課、県)

町は、震災時において、被災者等に対する食料や生活必需品を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者等の協力を得て体制を整備し、物資の調達を図る。

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 実施機関

ア 食料及び生活必需品の供給は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 救援物資の確保

町は、被災者及び応急対策従事者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護する。

ア 食料の調達

町は、備蓄する食料のほか、町内業者と協定による必要な食料の調達を図るが、町単独で必要量を調達できないときは、県に救援物資の供給要請し県備蓄食料の支援を受ける。

イ 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、病弱者、障害者等には必要に応じて食べやすい食料の供給を行う。また、乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

ウ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編2-4 協定一覧>

エ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、支援物資を調達する。

<資料編2-4 協定一覧>

オ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(3) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する

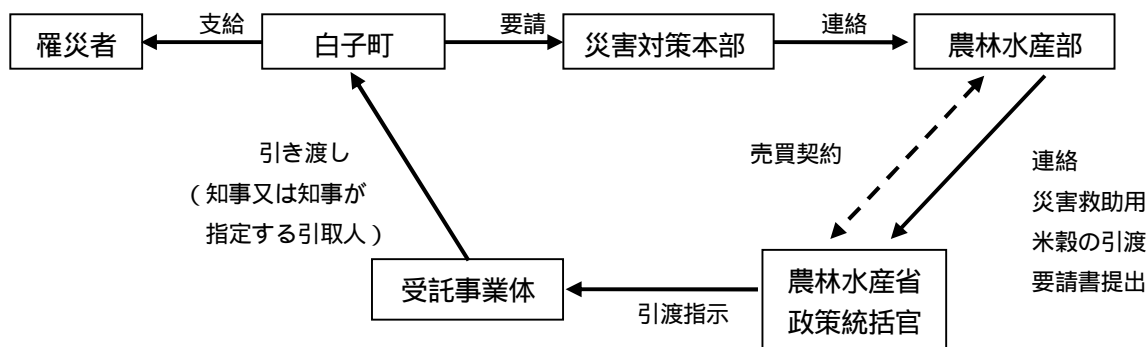
基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

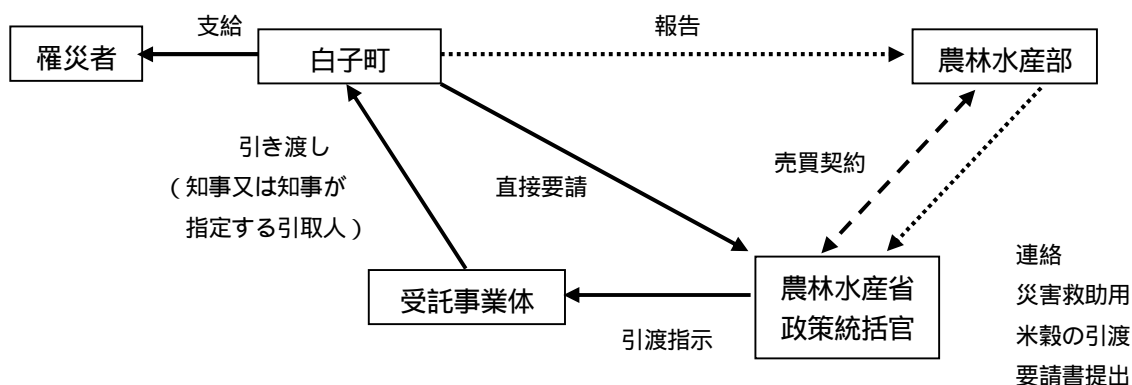
町から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約を締結する。

町からの要請を受け、県が要請する場合



町が直接、要請した場合

町が直接、政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて政策統括官に連絡する。

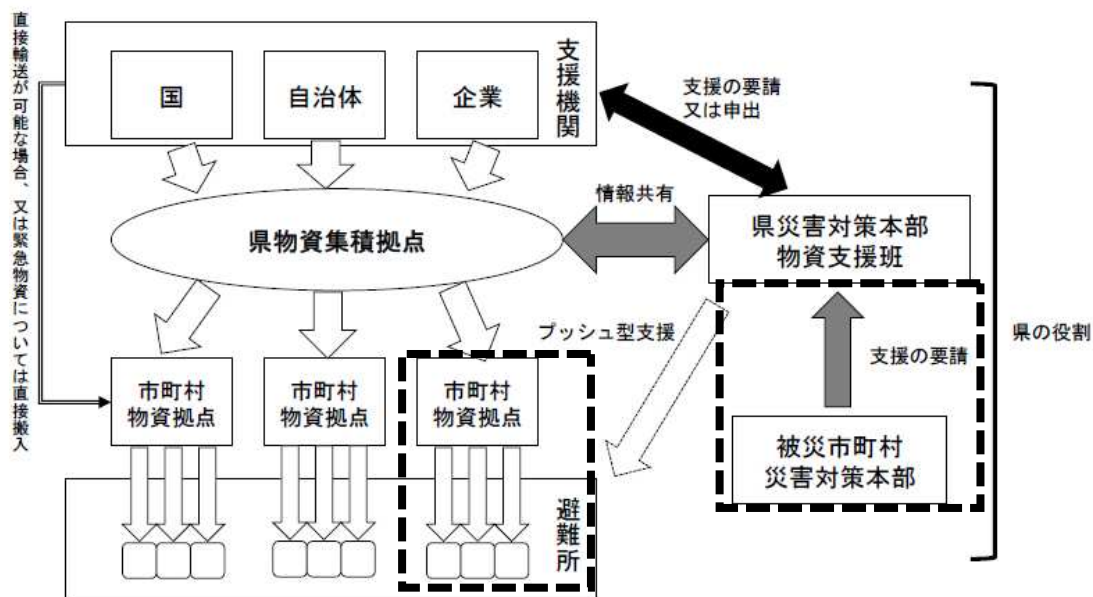


(4) 県による救援物資の供給体制の確保


千葉県は、「千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月28日）」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。





※市町村は避難所ニーズの把握と、避難所までの物資輸送を行う。

 :町実施部分

出典) 千葉県大規模災害時における応援受入計画 P28

#### ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

千葉県は、災害時において、千葉県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、千葉県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制とする。

#### イ 県物資拠点の確保

千葉県は、県物資集積拠点の設定について「千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月28日）」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

#### ウ 町物資拠点の確保

町は、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

#### エ 避難所等の物資ニーズの把握

町は、発災後の時間経過と共に変遷する、避難所や車中・テント泊、自宅で避難生活を送る避難者の物資ニーズの把握を行う。

#### オ 町物資拠点の確保

町は、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

#### カ 輸送車両等の確保

町は、民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、町物資拠点から避難所までの迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

#### キ その他の輸送手段の選定

千葉県は、道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

#### (ア) 海上輸送

##### a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

##### b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

###### 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

###### 造船所

平常時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

###### 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、千葉県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

#### (イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

#### ク 災害ボランティアの活用

千葉県県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

### 3 燃料の調達（県）

千葉県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

また、千葉県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

さらに、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

## 第10節 広域応援の要請及び県外支援

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

### 1 受援計画（総務課）

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、応援要員の宿泊施設、応援要員との情報共有の方法等について必要な準備を整えた受援計画を定める。

#### 【応援をうけることが考えられる業務一例】

- 発災直後の救助活動
- 物資輸送とその配分
- 建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定
- 応急給水活動
- 医療救護活動
- 避難所対応
- し尿処理
- ごみ処理
- ライフライン復旧作業
- 避難所での保健活動
- 罹災証明関係事務
- 応急仮設住宅の入居申込み受付・説明
- 各種被災者生活支援制度に係る申請書の審査事務
- 復興計画策定支援

### 2 国等に対する応援要請（総務課、県）

(1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

(2) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

また、指定行政機関の長又は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

さらに、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の3第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の3により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請

する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

### 3 県に対する応援要請（総務課、県）

町は災害応急措置の必要が認められる際に、千葉県に対し応援要請を行い、職員の派遣及び必要物資の提供などの応援を受ける。

千葉県は、特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしている。

町は、大規模災害時において県からの「プッシュ型」支援等を視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 4 県による応急措置の代行（県）

千葉県は、県内で災害が発生した場合において、被災により町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該町に代わって行うものとする。

### 5 県による他都道府県等に対する応援要請（県）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

#### (1) 九都県市災害時相互応援に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「九都県市応援調整都県市マニュアル」、「九都県市応援調整本部行動マニュアル」により広域応援を行う。

#### (2) 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

#### (3) 震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

#### (4) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

<資料編2 - 4 協定一覧>

### 6 市町村間の相互応援（総務課、県）

(1) 被災町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成8年2月23日）」に基づき、他の町長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し町を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

(3) 町長は、市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

#### 7 民間団体等への協力要請（総務課）

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対して協力を要請する。

<資料編2 - 4 協定一覧>

#### 8 消防機関の応援（総務課、消防本部、県）

(1) 町長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」等に基づき、他市町村に消防機関等による応援を要請する。

<資料編2 - 4 協定一覧>

<資料編2 - 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱>

(2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を町以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

<資料編2 - 2 千葉県消防広域応援隊運用要綱>

(3) 町以外の市町村は、町からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県）

県土整備部長は、県及び町の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

#### 10 水道事業者等の相互応援（広域水道部）

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

また、下水道についても、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

<資料編2 - 4 協定一覧>

11 資料の提供及び交換（総務課、県）

- (1) 町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

12 経費の負担（総務課）

- (1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合  
国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合  
指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

13 海外からの支援受入れ（総務課、県）

- (1) 国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。
- (2) 海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。
  - ア 協力の内容、期間、人員
  - イ 入国上の問題点
  - ウ 市町村、消防機関の意向

14 県外被災県等への支援（総務課、県）

東日本大震災及び熊本地震被災地に以下のを行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。

- (1) 人材支援
  - ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）
  - イ 保健師チームの派遣
  - ウ スクールカウンセラー等の派遣
  - エ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣
  - オ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等  
水道局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。
  - カ 職員の派遣
- (2) 物資支援
  - ア 医薬品等
  - イ 救援・義援物資
- (3) その他
  - ア 被災者の移送
  - イ 震災に係る広域的な火葬受入
  - ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

15 広域避難（総務課、住民課、県）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとするとしている。町は、被災の状況に応じて、広域避難に関する支援要請又は広域避難者の受入れを実施する。

( 1 ) 広域避難の調整手続き等

ア 県内市町村間における広域避難に関する支援要請及び受入れ

(ア) 県内市町村間における広域避難に関する支援要請

町は、区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、千葉県に対し、広域避難の支援要請を実施する。

(イ) 県内市町村間における広域避難者の受入れ

他市町村が千葉県に対し、広域避難者の受入れ支援要請を行った場合、千葉県は、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとされている。町は、受入れ先として選定され協議を受けた際、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、千葉県の支援のもと、当該被災者の受入れを実施する。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

(ア) 都道府県域を越える広域避難に関する支援要請

町は、都道府県域を越える広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、千葉県に対し、広域避難の支援要請を実施する。千葉県は、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとされている。

(イ) 都道府県域を越える広域避難者の受入れ

他の被災都道府県から千葉県に対し、広域避難の受入の協議があった場合には、千葉県は県内市町村との調整の上、受け入れ先を決定することとされている。受け入れ先と決定され要請があった場合には、千葉県による支援のもと、広域避難者の受入れを実施する。

( 2 ) 広域避難者への支援

町は、千葉県の東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた場合、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

## 第 1 1 節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は、災害派遣の要請を行う。

### 1 災害派遣の要請（総務課、県）

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、災害対策基本法第 6 8 条の 2 の規定に基づき、知事に対し、災害派遣の要請を行うものとする。

### 2 災害派遣の方法（総務課、県）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

#### （ 1 ）知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度 6 強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### （ 2 ）知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で派遣要請の要求ができないときは、町長から自衛隊に通報し、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

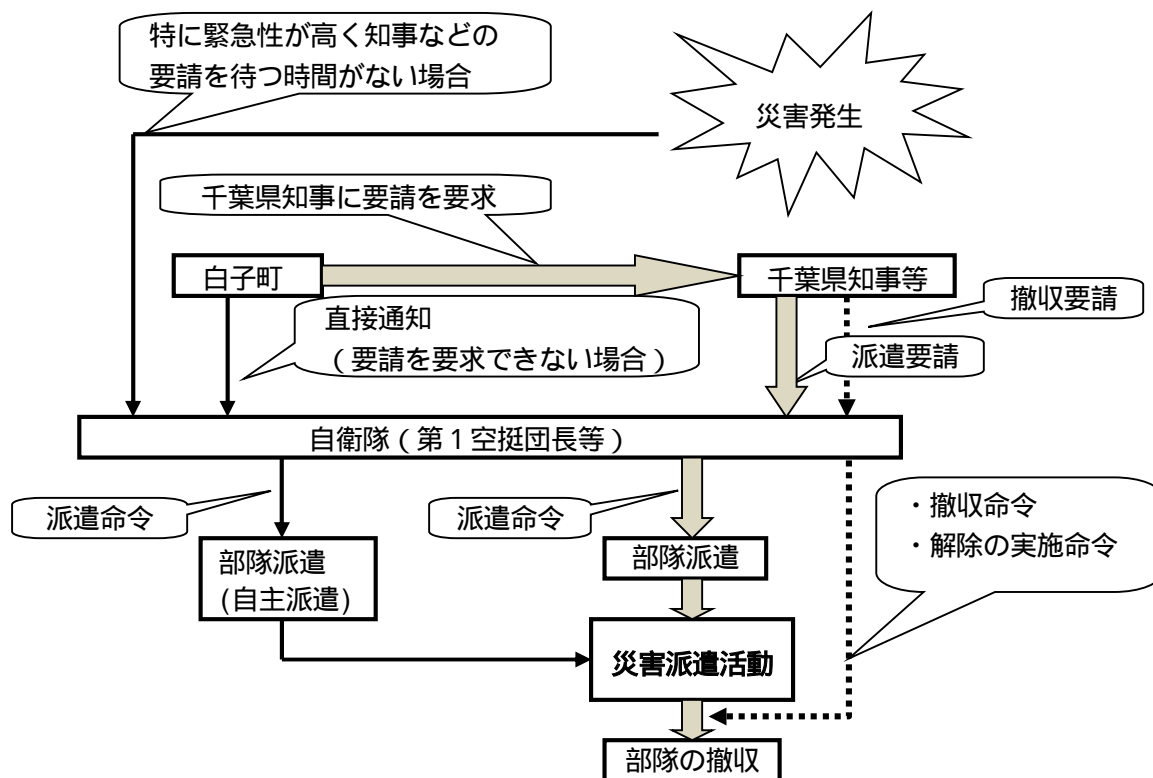
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。



(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等（県）

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

- ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。  
ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。
- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (イ) 派遣を希望する期間
  - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (エ) その他参考となるべき事項
- イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。  
ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通報する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団 長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	第 1 補 給 処 長	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1

<資料編 5 - 1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧>

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請または自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（総務課）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（県、自衛隊）

(1) 情報の交換

千葉県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制（総務課、県）

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、

緊急輸送等)についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

町長及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

(4) 自衛隊装備品の主要性能等

<資料編5-2 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧>

<資料編5-3 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または町が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請(総務課)

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

## 8 経費負担区分（総務課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

## 9 自衛隊の即応態勢（自衛隊）

### (1) 情報収集

震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。

### (2) 初動対処態勢

#### ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

#### イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

## 第12節 学校等における児童生徒等の安全対策と文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒等の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒等に対する支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

### 1 防災体制の確立（教育課）

#### （1）防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

#### （2）事前準備

ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

（ア）計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

（イ）児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

（ウ）町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。

（エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

（オ）交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

#### （3）災害時の体制

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護及び児童生徒等に周知徹底を図る。

#### （4）災害復旧時の体制

ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒等の一部または全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。

エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

## 2 応急教育の実施（教育課）

### （1）応急教育の予定施設

ア 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

被災の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が被害を受けた場合	1 特別教室・屋体施設等を利用する。 2 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた場合	1 公民館等公共施設を利用する。 2 隣接学校の校舎を利用する。
町内大部分(広域な範囲)について大被害を受けた場合	1 避難先の最寄りの学校・公民館公共施設を利用する。
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	1 住民避難先の最寄りの学校・災害を受けなかった最寄りの学校・公民館公共施設等を利用する。 2 応急仮校舎を建設する。

イ 応急教育実施の予定施設については、応急危険度判定の後、関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るようにする。

### （2）応急教育方法

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

ア 学校施設が罹災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育ができるように措置する。

イ 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・公民館・その他民有施設等を借り上げて実施する。

ウ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、学習の方法や内容等をあらかじめ周知させる。

エ 長期にわたり授業不可能な場合は、学校と児童生徒等との連絡方法や学習上の組織(地区組織)などの整備と活用を十分にする。

オ 町内の教職員の動員態勢を整え、各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。なお、教員の不足により応急教育の実施に使用を来す場合には、県へ教員の斡旋を要請する。

## 3 学用品の調達及び支給（教育課）

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

### （1）実施機関

教材・学用品の給与は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

### （2）学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

（ア）災害によって住家が全壊（焼）流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

（イ）小学校児童及び、中学校生徒

（ウ）学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

（ア）学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

（イ）被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

（ウ）実施に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 授業料等の減免・育英補助の措置(税務課、教育課)

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

5 学校給食の実施(学校給食センター、教育課)

町は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ、県に対し物資等の調達及び指導・助言を要請する。

6 文化財の応急対策(生涯学習課、県)

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を經由し県に報告する。

ウ 千葉県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告することとされている。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行うこととされている。

イ 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

## 第13節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（総務課、住民課）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、国、県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

### 2 企業、学校、保育所など関係機関における施設内待機（事業所、住民課、商工観光課、教育課、生涯学習課）

企業及び学校、保育所など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

### 3 大規模集客施設における利用者保護（事業所）

大規模集客施設を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

### 4 帰宅困難者等の把握と情報提供（総務課、住民課、県）

#### （1）帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

#### （2）帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

### 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（総務課、住民課、県）

#### （1）一時滞在施設の開設

町及び県は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、地震発生時に準じ、予め一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、町は、区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

#### （2）一時滞在施設への案内又は誘導



大規模集客施設等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援（総務課、住民課）

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市と災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、県と連携して支援の要請を行う。

<資料編 2 - 4 協定一覧>

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、町は、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、防災行政無線、防災情報メール、ホームページ等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送（総務課、住民課、健康福祉課）

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

## 第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

### 1 保健活動（健康福祉課、県）

- (1) 町、長生健康福祉センターは、災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、情報の共有・交換を行う。
- (2) 町は、茂原市長生郡医師会及び長生健康福祉センターの保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。  
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 町、長生健康福祉センターは、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、連携して予防活動を実施する。
- (4) 町は、避難所を設置した場合において、長生健康福祉センターの支援を得て、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を支援する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 町は平常時から長生健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 長生健康福祉センターは、(1)から(4)までの活動をする際、町から、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について聴取した上で、県に報告する。  
県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、市町村のニーズに応じた派遣を行うこととされている。

### 2 飲料水の安全確保（健康福祉課、県）

長生健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

### 3 防疫（環境課、県）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

#### (1) 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

#### (2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき町及び県が実施する。

#### (3) 災害防疫の実施方法

##### ア 検病調査及び健康診断

町及び茂原市長生郡医師会は、長生健康福祉センター及び関係機関が実施する避難所等を重

点にした検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断に協力する。

イ 防疫措置の強化

町は、災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報の徹底

町は、地域住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報及び防疫活動等に関する広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第 2 7 条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(ア) 浸水家屋、下水等その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

(イ) 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。

(ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。

(エ) 状況により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

長生健康福祉センターは、感染症法第 1 9 条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

町は、防疫活動の実施にあたっては、必要な防疫用薬剤を長生健康福祉センターに要請する。県は、町からの要請に応じ直ちに供給できるよう、長生健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図る。

(6) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生健康福祉センターに報告する。

4 死体の捜索処理等(住民課、健康福祉課、県、県警察、海上保安庁)

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収用するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に行わせることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また千葉県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく死体の処理体制を構築するために、町、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施することとされている。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等(以下「検案医師等」という。)により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設(死体収容所(安置所)、検視場所)の確保は、県及び町が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

- ア 町長は、検案医師等について、茂原市長生郡医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

### (3) 災害救助法による救助の基準等

#### ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

#### イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等は混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

死体の処理は、町が、茂原市長生郡医師会及び日赤県支部地区・分区その他関係機関の協力のもとに実施する。なお、これに先立つ死体の検視については、県警本部が行う。

#### (ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
- b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、町長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に死体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に死体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、町長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）刑事訴訟法第229条（検視）検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

#### (イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

#### ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

#### (ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

#### (イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

#### エ 記録及び報告

町は、死体の処理状況等を随時本部長に報告するとともに、書類を整備し、所掌業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

#### オ 死体の輸送

(ア) 検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て、死体収容所（安置所）に輸送し、収容する。

(イ) 災害救助法が適用された場合も同様の措置を行う。

#### カ 死体収容所（安置所）の設営及び死体の収容

(ア) 死体収容所（安置所）の開設

- a 死体の身元を識別するため、埋葬が行われるまでの間、一時保存することが必要なため、町は死体収容所（安置所）を開設する。
- b 死体収容所（安置所）は、被害現場付近の寺院、神社等に開設する。適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等設備し収容する。

（イ）死体の収容

- a 町は、死体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名、番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。
- b 死体収容所（安置所）において、町は埋火葬許可証を発行する。
- c 町は、家族その他から死体の引き取りを希望する者がいるときは、死体処理票により整理のうえ引き渡す。

（４）その他

ア 県警察における計画

（ア）死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

（イ）身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、町長又は知事と緊密に連絡し、町及び県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

（ウ）死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部（署）における計画

（ア）災害により周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

（イ）必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当る。

（ウ）収容した死体は、町長又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、町長又は知事の行う措置に協力する。

5 動物対策（環境課、県）

町は、長生健康福祉センター及び動物愛護センター等と連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

6 災害廃棄物及び障害物の除去（環境課、広域事務局、県）

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

（１）災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルの策定を推進し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

#### ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、町長が実施するものとする。

（イ）災害等による大量の廃棄物が発生し、本町で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（平成9年7月31日）」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、千葉県を通じて「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

（ウ）町は、県に対し、震災廃棄物処理計画策定に関する助言、震災廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

#### イ 廃棄物の収集と処理

##### （ア）町における組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

##### （イ）災害廃棄物の処理方針

###### a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として町の最終処分場で適正に処分することとする。

###### b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

###### c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

###### d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

###### e 災害廃棄物の分類に関する方針

災害廃棄物は、下記に示す12種類に分類するものとする。

###### 《災害廃棄物の分類（12種類）》

可燃系混合物

不燃系混合物

コンクリート系混合物

木質系混合物

廃家電等

処理困難物：布団等

：廃畳等

金属系混合物

廃自動車等

危険物・有害物等：消火器

: 灯油  
: ガスボンベ

f し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

町において、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握し、備蓄に努めるとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討する。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に行わせることができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、町長は、道路法第16条の規定により、町が管理する道路については、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物の除去を行う。

この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ウ 河川・海岸関係障害物除去計画

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

エ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととする

ことができる。

本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省水・大気環境局大気環境課)を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 千葉県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策

千葉労働局は、平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者へ指導している。震災後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。



## 第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

### 1 応急仮設住宅の提供等（建設課）

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の共有や住宅の応急修理を実施する。

#### (1) 応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

##### ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### イ 供与の方法

###### (ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

###### (イ) 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(ウ) 高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

### 2 被災した住宅の応急修理計画（建設課）

災害により、住家が半焼、又は半壊し、そのままでは当面の生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

#### (1) 実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

### 3 建設資材の確保（建設課、産業課）

- (1) 町は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建設業者が不足し、又は建設資材を調達できない場合は、県に調達又はあっせんを要請する。
- (2) 災害応急復旧用材（国有林材）及び県有林材の供給要請
  - ア 国有林材の供給  
町長は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。
  - イ 県有林材の使用  
町長は、災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し県有林材の提供を要請する。

### 4 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備（建設課、県）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

- (1) 応急危険度判定の実施
  - ア 実施機関  
(ア) 町長は、応急危険度判定の実施を決定した場合は、必要に応じて県等の協力を受けて早急に実施本部を設置する。  
(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。
- (2) 応急危険度判定体制の整備  
町は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める要綱等に基づき、県内における応急危険度判定に関する実施体制の整備を図る県の指導のもと、10都県被災建築物応急危険度判定協議会（「震災時等の相互応援に関する協定」平成8年6月締結）の規約に基づき、広域的な相互支援体制の整備に努める。
- (3) 判定士の確保  
町は、次の方法により、建物の応急危険度判定の有資格者を確保する。
  - ア 県、他市町村の応援を要請する。
  - イ 町内の関係団体へ要請する。
  - ウ ボランティアの派遣を要請する。
- (4) 判定作業の概要
  - ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)に従って行う。
  - イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分する。
  - ウ 判定は目視にて行う。
  - エ 判定結果表を目立つ場所に貼る。
  - オ 判定結果について必要に応じて使用者らに説明する。
- (5) 応急危険度判定後の措置  
町は、必要に応じて相談窓口の設置や建築関係団体への協力要請を行う。

### 5 被災宅地危険度判定支援体制の整備（建設課、県）

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

- (1) 被災宅地危険度判定体制の整備  
町は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努める県の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づ

き、町内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

震災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 判定士の確保

町は、次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

ア 県、他市町村の応援を要請する。

イ 町内の関係団体へ要請する。

ウ ボランティアの派遣を要請する。

(3) 判定作業の概要

ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に従って行う。

イ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分する。

(4) 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立ち入り禁止の措置をとる。

(5) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

千葉県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱(平成15年3月6日決定)に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理にあたる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

6 罹災証明書の交付(総務課)

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

(1) 発行手続

罹災証明書の発行事務は、総務班において取扱う。総務班が個別的に調査した結果をもとに、総務課が罹災台帳を作成する。罹災証明書は、被災者の申請(別紙様式)に基づき、この罹災台帳で確認することによって発行する。罹災台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに、必要な場合は再調査の上判断する。

(2) 証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次のような被害とする。

ア 人的被害

(ア) 死亡

(イ) 行方不明

(ウ) 負傷

イ 物的被害

(ア) 全壊又は全焼

(イ) 流失

(ウ) 半壊又は半焼

(エ) 床上浸水

(オ) 床下浸水

(カ) 一部損壊

(3) 証明手数料

罹災証明書作成の手数料は、無料とする。

## 第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災、熊本地震などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

町及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

### 1 水道施設（総務課、健康福祉課、広域水道部）

震災時において、広域水道部は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

#### （1）活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

#### （2）応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

##### ア 復旧の優先順位

（ア）取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

（イ）主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

##### イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

##### ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

< 資料編 2 - 4 協定一覧 >

#### （3）広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

### 2 小規模下水道施設(コミュニティ・プラント)（環境課）

#### （1）応急活動体制

管轄する小規模下水道施設（コミュニティ・プラント）に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。

#### （2）緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、応急対策を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

#### （3）応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。復旧にあたっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

#### （4）防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、小規模下水道施設(コミュニティ・プラント)の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

小規模下水道施設(コミュニティ・プラント)の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電力施設(東京電力パワーグリッド株)

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておく。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

a 全回線送電不能の主要線路

b 全回線送電不能のその他の線路

c 一部回線送電不能の重要線路

d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

#### 4 ガス施設（ガス事業所）

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、災害発生時には、事業所の保安計画に基づく「ガス漏洩えい及び導管事故等処理要領」及び「白子町ガス事業所災害対策要領」に基づき応急対策を実施する。

##### (1) 非常災害体制の確立

###### ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、ガス事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

###### イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、ガス事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ・ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

###### ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、または、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業所に非常災害対策本部を設置するとともに、全社的な応急活動組織を編成する。

##### (1) 応急対策

###### ア 震災時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関等から、被害情報等の情報収集を行う。
- (イ) 事業所設備等の点検を行う。
- (ウ) 整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。
- (オ) その他、状況に応じた措置を行う。

#### イ 応急措置

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

#### ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

#### エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輛には、無線を搭載している。

### (2) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、町民の不安除去のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、町等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

#### ア 地震発生時には

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。  
この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス事業所に連絡すること。
- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

#### イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合。

- (ア) メータ左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

#### ウ 供給を停止した場合

- (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス事業所から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業所が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

### (4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、町、県等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

## 5 通信施設（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

(1) 東日本電信電話株式会社千葉事業部

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時無線電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達



及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般町民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

## 6 放送機関（放送機関）

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

## 7 郵政業務（日本郵便株）

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。また、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱を実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

(1) 災害時における窓口業務の維持を行う。

(2) ゆうちょ銀行株式会社の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(4) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(5) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

(6) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

## 8 道路・橋梁（建設課）

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

建設班は、所管する道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

## 9 その他公共施設（県）

地震が発生した場合、河川、海岸保全施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図

るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

( 1 ) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

( 2 ) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

## 第17節 ボランティアの協力

町は、大規模震災時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、町災害ボランティアセンターについては、町社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、県社会福祉協議会と締結している千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、災害時における相互支援マニュアルが整備されていることから、町及び県は、その運営を支援する。

また、町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

### 1 災害ボランティアセンターの設置（健康福祉課、町社会福祉協議会）

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、白子町村社会福祉協議会が行うことができる。

### 2 ボランティアの活動分野（健康福祉課、町社会福祉協議会）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

#### （1）専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等の要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

#### （2）一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等の要配慮者の介護
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

### 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（健康福祉課、町社会福祉協議会）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

#### （1）個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士

エ ボランティア活動の一般分野を担う個人

オ その他

(2) 団 体

ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団

イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会

ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー

エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部

オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（健康福祉課、町社会福祉協議会）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、町民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（健康福祉課、町社会福祉協議会）

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

町は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を県と調整の上、派遣を要請する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

平常時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

また、被災地周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び町による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

町は、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

6 ボランティア受入体制（健康福祉課、町社会福祉協議会）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活

動するボランティアの把握に努め、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（健康福祉課、町社会福祉協議会）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 ボランティアコーディネーターの養成（健康福祉課、町社会福祉協議会）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要であるため県等で実施している研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーの養成を図る。

## 第4章 災害復旧計画

被災者生活安定のための支援	
・ 被災者に関する支援の情報の提供等	(第1節 震-4-2)
・ 被災者生活再建支援金	(第1節 震-4-2)
・ 公営住宅の建設等	(第1節 震-4-3)
・ 災害援護資金	(第1節 震-4-3)
・ 生活福祉資金	(第1節 震-4-4)
・ 町税の減免等	(第1節 震-4-4)
・ 生活相談	(第1節 震-4-5)
・ 雇用の維持に向けた事業主への支援	(第1節 震-4-6)
・ 義援金	(第1節 震-4-6)
・ その他の生活確保	(第1節 震-4-7)
・ 中小企業への融資	(第1節 震-4-8)
・ 農林漁業者への融資	(第1節 震-4-8)
津波災害復旧対策	
・ 河川、海岸施設	(第2節 震-4-9)
・ 津波災害廃棄物処理	(第2節 震-4-9)
ライフライン関連施設等の復旧対策	
・ 水道施設	(第3節 震-4-10)
・ 小規模下水道施設(コミュニティ・プラント)	(第3節 震-4-10)
・ 電力施設	(第3節 震-4-10)
・ ガス施設	(第3節 震-4-11)
・ 通信施設	(第3節 震-4-12)
・ 農林・水産業施設	(第3節 震-4-12)
・ 公共土木施設	(第3節 震-4-13)
激甚災害の指定	
・ 激甚災害に関する調査	(第4節 震-4-14)
・ 特別財政援助額の交付手続き等	(第4節 震-4-14)
災害復興	
・ 体制の整備	(第5節 震-4-15)
・ 災害からの復興に関する基本的な考え方	(第5節 震-4-15)
・ 想定される復興準備計画	(第5節 震-4-15)
・ 復興対策の研究、検討	(第5節 震-4-16)



## 第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた町民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、町民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

### 1 被災者に関する支援の情報の提供等（総務課、県）

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する町からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

### 2 被災者生活再建支援金（総務課、県）

#### （1）目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

#### （2）対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

#### （3）対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### （4）支援金の支給額

支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

被災世帯からの支給申請は町で受付を行い、県を經由して、公益財団法人都道府県会館に書類が提出される。

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(2)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、町とする。(県から町への補助方式：補助率10/10)

ウ 支援金の支給額は上記(4)と同等とする。

3 公営住宅の建設等（建設課）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

なお公営住宅の建設等を行うにあたっては県の指導・支援を受けて実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

町は、県及び関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

4 災害援護資金（健康福祉課、会計課）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、下表に掲げる額に満たない世帯。

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち、4人を除いた者1人につき30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円	

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合

150万円以内

(イ) 家財の1/3以上の損害

250万円以内

- (ウ) 住居の半壊 270万円以内  
     ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を  
     取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円以内
- (エ) 住居の全壊 350万円以内
- イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合
- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円以内
- (イ) 住居の半壊 170万円以内  
     ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を  
     取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円以内
- (ウ) 住居の全壊((エ)を除く) 250万円以内  
     ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を  
     取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円以内
- (エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円以内
- (3) 貸付条件
  - ア 貸付期間 10年(うち据置期間3年、特別な場合は5年)
  - イ 利子 年3%(据置期間中は無利子)
  - ウ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 白子町役場 健康福祉課に申し込む。

## 5 生活福祉資金(会計課、町社会福祉協議会)

- (1) 貸付対象  
     低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金(災害援護資金)の貸  
     付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯150万円以内
- (3) 貸付条件
  - ア 据置期間 6月以内
  - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
  - ウ 利子
    - 保証人あり 無利子
    - 保証人なし 年1.5%
  - エ 保証人
    - (ア) 連帯保証人となること
    - (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
    - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、白子町社会福祉協議会へ申し込む。

## 6 町税の減免等(税務課)

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法又は町税条例の規定により、町税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

- (1) 申告等の期限の延長  
     災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入  
     することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。
  - ア 災害が広範囲にわたる場合  
     町長が適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、災害のやんだ日から納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 個人の町民税

個人の町民税は、町税条例の規定により減免するものとする。

イ 個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

7 生活相談（総務課、住民課、健康福祉課、県、県警察）

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
白 子 町	<p>町は、総合窓口（生活相談所）を開設し、発災に伴う相談や通常の相談とともに被災者の苦情又は要望事項を受け、その内容について関係各課及び関係機関等への照会、連絡により解決を図っていくものとする。</p> <p>1 発災に伴う相談</p> <p>(1) 被災に伴う住宅・敷地の安全性、住宅の確保、住宅の建替えや改修等、住宅の建設購入等の融資に関する相談</p> <p>(2) 災害により死亡された方の遺族への弔慰金、重度の障害を受けた方への見舞金、負傷された方または住居・家財に被害を受けた方への生活再建に必要な資金、住宅が全壊、大規模半壊等の被害を受けた方の生活再建支援金に関する相談・申請受付</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金に関する相談、その他</p> <p>(4) 罹災（届出）証明申請受付</p> <p>(5) その他</p> <p>2 通常の相談</p> <p>行政、人権、農地・農政、健康、心配ごと、家庭教育、その他に関する相談</p>
県	<p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・</p>

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
	<p>労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。</p> <p>2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。</p> <p>(1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒等及び親への相談事業の実施</p> <p>3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び町と緊密な連携を図る。</p>
県 警 察	<p>1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</p> <p>2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</p>

## 8 雇用の維持に向けた事業主への支援（総務課）

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

## 9 義援金（総務課、健康福祉課、県、日本赤十字社）

町は、大規模な地震災害による被災者に対し、必要に応じ町が募集する義援金について確実・迅速に配分する。

なお、義援物資については「本編 第3章 第9節 2「食料・生活必需品等の供給体制」による。

### (1) 義援金

機 関 名	計 画 内 容
白 子 町	<p>1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法</p> <p>2 受付 町に寄託された義援金、寄附金（見舞金）は、総務班において受け付ける。</p>
県	<p>県に寄託された義援金は、出納局において受け入れ保管する。寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。</p>
日 赤 千葉県支部	<p>日赤に寄託された義援金は、日赤千葉県支部及び町において受け付ける。ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p>

### (2) 義援金の配分及び輸送

機 関 名	計 画 内 容
白 子 町	町は、県又は日赤から送付された義援金を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て健康福祉班が被災者に配分する。 健康福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。
県	1 県で受け付けた義援金の市町村に対する配分は、災害義援金配分委員会を設置し、決定する。 2 義援金は、被災地の状況を勘案して配分を決定し、市町村の指定する場所まで輸送して市町村に引き渡すものとする。
日 赤 千葉県支部	赤十字に寄託された義援金の市町村に対する配分については、被災した県、各行政機関並びに各経済団体、マスコミ、日赤の代表によって構成された義援金配分委員会の協議により決定する。

(3) 義援金の保管場所

機 関 名	計 画 内 容
白 子 町	寄託者より受領した義援金は被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。

10 その他の生活確保(日本郵便株、労働局、NHK)

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日 本 郵 便 株 式 会 社	災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。 1 郵便関係 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2 災害時における窓口業務の維持 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労 働 局	1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対し

	て、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

11 中小企業への融資（会計課、町商工会）

町は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会等との連携を図り広報等を行う。

12 農林漁業者への融資（産業課）

町は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

## 第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じるなど、課題が山積みである。

### 1 河川、海岸施設（県）

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

#### （1）河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

#### （2）海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

### 2 津波災害廃棄物処理（環境課、広域事務局）

町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、迅速な災害廃棄物処理について、必要に応じ県へ支援の要請を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び町民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

なお、津波災害廃棄物処理については本編 第3章 第14節 6「災害廃棄物及び障害物の除去」による。



## 第3節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上下水道・電気・ガス・通信等の都市施設及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 1 水道施設（広域水道部）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

#### （1）復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

#### （2）漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
  - イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
- この場合は次の点に留意する。

- （ア）漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- （イ）修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

### 2 小規模下水道施設(コミュニティ・プラント)（環境課）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

### 3 電力施設（東京電力パワーグリッド㈱）

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、町民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### （1）火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

#### （2）送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ " のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ " のその他の線路

#### （3）変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所

- ウ 重要施設に供給する配電用変電所
  - (4) 通信設備
    - ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
    - イ 保守用回線
    - ウ 業務用回線
  - (5) 配電設備
    - 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。
- 4 ガス施設（ガス事業所）
- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。
- なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。
- (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成
    - 復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。
      - ア 供給設備
      - イ 通信設備
      - ウ 需要家のガス施設これらの調査結果に基づき、被災した供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。
  - (2) 復旧措置に関する広報
    - 復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
  - (3) 復旧作業
    - ア 供給所における復旧作業
      - ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。
    - イ 整圧所における復旧作業
      - ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
    - ウ 中圧導管の復旧作業
      - (ア) 区間遮断
      - (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
      - (ウ) 漏えい箇所の修理
    - エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業
      - (ア) 閉栓確認作業
      - (イ) 被災地域の復旧ブロック化
      - (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
      - (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
      - (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
      - (カ) 本支管混入空気除去
      - (キ) 内管検査及び内管の修理
      - (ク) 点火・燃焼試験
      - (ケ) 開栓
  - (4) 再供給時事故防止措置
    - ア 供給施設

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの供給を再開する。また、ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設（東日本電信電話株）

(1) 東日本電信電話株式会社における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

\* 上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 農林・水産業施設（産業課）

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

ウ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

## 7 公共土木施設（建設課、県）

### （1）道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設の復旧を行うものとする。

### （2）河川、海岸施設

河川、海岸施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### ア 河川管理施設

（ア）堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

（イ）堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

（ウ）河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

（エ）河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

（オ）護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

#### イ 海岸保全施設

（ア）堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

（イ）堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

（ウ）護岸、水門の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

## 第4節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。)の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

### 1 激甚災害に関する調査(総務課、県)

#### (1) 激甚災害指定の手続

町内において、大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

#### (2) 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

### 2 特別財政援助額の交付手続き等(総務課、県)

#### (1) 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

#### (2) 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

## 第5節 災害復興

### 1 体制の整備（総務課）

町は、町民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

町は、東日本大震災や熊本地震の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

### 2 災害からの復興に関する基本的な考え方（総務課）

国、県、町などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みむこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

町は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、町は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

### 3 想定される復興準備計画（全庁）

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### （1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### （2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と町民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

#### （3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の重要な産業である観光、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

#### 4 復興対策の研究、検討(全庁)

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災並びに熊本地震に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

##### (1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 各種協定の締結
- エ 受援体制の充実・強化
- オ 代替施設や災害対応用地の決定
- カ 地域コミュニティの活性化

##### (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

##### (3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

##### (4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 白子町産農産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

##### (5) 商工業・観光業等の再生の発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

##### (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

## 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

総則	
・ 推進計画の目的	(第1節 震-5-2)
・ 推進地域	(第1節 震-5-2)
・ 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	(第1節 震-5-2)
・ 被害特性	(第1節 震-5-2)
・ 南海トラフ地震に関連する情報	(第1節 震-5-2)
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針	
・ 各般にわたる甚大な被害への対応	(第2節 震-5-4)
・ 津波からの人命の確保	(第2節 震-5-4)
・ 超広域にわたる被害への対応	(第2節 震-5-4)
・ 時間差発生等への対応	(第2節 震-5-5)
・ 外力レベルに応じた対策	(第2節 震-5-5)
南海トラフ地震に関連する情報	
・ 南海トラフ地震に関連する情報	(第3節 震-5-6)
・ 情報への町の対応	(第3節 震-5-6)
関係者との連携協力の確保	
・ 物資等の調達手配	(第4節 震-5-7)
・ 広域応援の要請	(第4節 震-5-7)
・ 帰宅困難者への対応	(第4節 震-5-7)
津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
・ 津波からの防護	(第5節 震-5-8)
・ 津波に関する情報の伝達	(第5節 震-5-8)
・ 避難対策等	(第5節 震-5-8)
・ 消防機関等の活動	(第5節 震-5-8)
・ ライフライン、通信、放送関係	(第5節 震-5-8)
・ 交通	(第5節 震-5-9)
・ 町が管理又は運営する施設に関する対策	(第5節 震-5-9)
・ 迅速な救助	(第5節 震-5-10)
地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
・ 避難場所・避難施設、避難経路等の整備	(第6節 震-5-11)
・ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	(第6節 震-5-11)
・ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路	(第6節 震-5-11)
・ 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備	(第6節 震-5-11)
・ 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等	(第6節 震-5-11)
・ 共同溝、電線共同溝等	(第6節 震-5-11)
・ 医療機関、社会福祉施設、学校等	(第6節 震-5-11)
・ 地域防災拠点施設	(第6節 震-5-11)
・ 防災行政無線施設	(第6節 震-5-11)
・ 備蓄施設等	(第6節 震-5-11)
・ 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備	(第6節 震-5-12)
防災訓練計画	
地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	(第7節 震-5-13)
南海トラフ地震防災対策計画	(第8節 震-5-14)
・ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	(第9節 震-5-15)
・ 防災訓練に関する事項	(第9節 震-5-15)
・ 地震防災上必要な教育及び広報	(第9節 震-5-15)



# 第1節 総則

## 1 推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）以下、この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速の救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、第1編「総則」及び本編第1章「総則」によるものとする。

## 2 推進地域

法第3条第1項の規定により、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定しており、本町は推進地域に該当する。千葉県における推進地域は次のとおりである。

白子町、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、御宿町及び鋸南町（18市町村（平成26年3月31日内閣府告示第21号））

## 3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、ほか防災関係機関が及び防災上重要な施設の管理者、町民、事業者等の処理すべき事務又は大綱については、第1編第3章「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

## 4 被害特性

### （1）広域的な被害

東海から九州にかけて広域的で甚大な被害の発生が想定され、特に西日本の太平洋沿岸では、甚大な津波被害が生じることが想定される。

### （2）町で想定される被害

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（平成24年8月）で示された被害の内、本町で最も大きいと想定される被害は下記の通りで、町の約36%が浸水すると想定されている。

震度	津波高さ 最高水位 (地殻変動考慮) (m)	津波最短到達時間 (分)	浸水面積 (ha)
5弱	8	78	1000

ケース 駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定の場合

1：津波高+1m

## 5 南海トラフ地震に関連する情報

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告より、南海トラフ沿いで発生する、大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果を防災対応に活かすことができるよう、適時的確な情報の発表に努めることが重要であると指摘されたことを受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気

象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなった。

当該情報発表時の町の対応を定めると共に、今後検討されるであろう新たな防災対応に基づく計画の更新を図る必要がある。

## 第2節 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

### 1 各般にわたる甚大な被害への対応

南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救助・救急活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

建築物の耐震化対策は、これまでの取組により、一定の成果は見られているが、改めて、南海トラフ地震対策として、町は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靭さ」という観点での対策も推進する。

「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。

経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

### 2 津波からの人命の確保

南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、町、町民等は、安全な場所への迅速な避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。

町、県等は、海岸保全施設等の整備・維持を基本として、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難経路を整備するとともに、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

また、町は、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する。

### 3 超広域にわたる被害への対応

南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、町は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

また、町並びに県は、大量に発生する避難者に対応するため、避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、大都市地域や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため最低でも3日間、可能な限り1週間程度の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

#### 4 時間差発生等への対応

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、町は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

#### 5 外力レベルに応じた対策

南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

津波対策については、海岸管理者等は、レベル1の津波を対象として海岸保全施設等を整備するが、津波が越流した場合にも、後背地の被害の軽減を図ることができるよう、海岸保全施設等の効果が粘り強く発揮される構造とする。加えて、町並びに県は、レベル2の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

災害応急対策について、町並びに県は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

経済的な被害への対策について、町、県、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。

対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

### 第3節 南海トラフ地震に関連する情報

#### 1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁から発表される「南海トラフ地震に関連する情報」は下記の通り。

《南海トラフ地震に関連する情報》

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	南海トラフ沿いで異常な現象（ 1 ）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたはずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

#### 2 情報への町の対応（総務課、消防本部）

気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された時は、直ちに災害対策本部を設置し第1配備体制とし、関係機関による今後の取組を確認すると共に、町民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行う。

（呼びかける今後の備えの例）

- ・ 家具の固定
- ・ 避難場所、緊急避難場所、避難経路の確認
- ・ 家族との安否確認手段の取り決め
- ・ 家庭における備蓄の確認

関係機関に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

## 第4節 関係者との連携協力の確保

### 1 物資等の調達手配（健康福祉課、産業課、商工観光課、広域水道部、県）

物資等の供給体制については、本編 第3章 第9節「救援物資供給活動」によるものとする。

### 2 広域応援の要請（総務課、住民課、消防本部、広域水道部、県）

町は、必要に応じて県へ応急措置実施のための応援を要請し、職員の派遣や必要物資の提供等の応援を受ける。応援要請に関する事項は、本編 第3章 第10節「広域応援の要請及び県外支援」によるものとする。

また、自衛隊への災害派遣要請に関する事項は、本編 第3章 第11節「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

### 3 帰宅困難者への対応（総務課、住民課、健康福祉課、教育課、生涯学習課、県、事業所）

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけや、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅支援等を実施する。帰宅困難者対策に関する事項は、本編 第3編 第13節「帰宅困難者等対策」によるものとする。

## 第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護（総務課、健康福祉課、建設課、県）

町は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努めるものとする。  
津波防護施設等の整備については、本編 第2章 第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

### 2 津波に関する情報の伝達（総務課、県、）

津波警報等の伝達については、本編 第3章 第5節「津波避難計画」によるものとする。

また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、本編 第3章 第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。

### 3 避難対策等（総務課、健康福祉課、県）

住民等の自主的な避難行動及び町が行う避難誘導については、本編 第2章 第2節「津波災害予防対策」及び本編 第3章 第5節「津波避難計画」、避難所の運営・安全確保については、本編 第3章 第5節「津波避難計画」による。特に要配慮者については、本編 第3章 第6節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、本編 第2章 第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

### 4 消防機関等の活動（総務課、消防本部）

#### （1）町は、地震が発生した場合、次の措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、配備

#### （2）町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

#### （3）県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

- ア 津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。
- イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。

### 5 ライフライン、通信、放送関係（総務課、健康福祉課、建設課、環境課、ガス事業所、広域水道部、東京電力パワーグリッド㈱、東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、日本郵政㈱）

#### （1）水道施設

水道事業体は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとする。

なお、広域水道については、本編 第3章 第16節「ライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、ガス、通信、下水道

電気、ガス、通信、下水道事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、本編 第3章 第16節「ライフライン関連施設等の応急復旧」によるものとする。

(3) 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対して、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、町及び県と連携、協力して被害情報、交通情報、ライフライン関連情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止措置を講じる。

6 交通（建設課、県警察）

(1) 道路

警察本部及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

7 町が管理又は運営する施設に関する対策（施設又は事業の管理・運営者）

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

なお、具体的な措置については、施設ごとに本編 本章 第9節「南海トラフ地震防災対策計画」に準じた計画を策定するものとする。この場合において、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達にあたっては、町の作成する津波避難計画マップ等を確認するとともに、次の事項に留意する。

a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消火用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置



(イ) 学校、職業訓練校、研修所等

学校等が市町村の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置

学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8 迅速な救助（総務課、健康福祉課、商工観光課、ガス事業所、消防本部、県、県警察、海上保安庁）

被災者の救助、救急活動等については、本編 第3章 第7節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

## 第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

- 1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備（総務課、健康福祉課、建設課、県）  
避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。  
避難場所・施設、避難経路等の整備については、本編 第2章 第2節 5「津波防護施設等の整備」によるものとする。
- 2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設（総務課、建設課、県）  
町は、避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。  
県は、補助金の交付等消防防災施設の整備強化に努める。
- 3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路（建設課）  
市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。
- 4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備（建設課）  
住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。
- 5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等（建設課）  
緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。
- 6 共同溝、電線共同溝等（建設課）  
災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、ガス管、水管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。
- 7 医療機関、社会福祉施設、学校等（健康福祉課、建設課、教育課、生涯学習課）  
病院その他の公的医療機関、休日・夜間診療病院等、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。
- 8 地域防災拠点施設（健康福祉課、建設課、教育、生涯学習課）  
災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。  
庁舎等の耐震化は、本編 第2章 第5節 1「建築物等の耐震対策」によるものとする。
- 9 防災行政無線施設（総務課）  
災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。
- 10 備蓄施設等（産業課）  
飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の整備に努める。

11 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備（健康福祉課、産業課）

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

## 第7節 防災訓練計画

町、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的として、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。

防災訓練の実施については、本編 第2章 第1節「防災意識の向上」及び第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

## 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町、県及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、本編 第2章 第1節「防災意識の向上」及び第2節「津波災害予防対策」によるものとする。

## 第9節 南海トラフ地震防災対策計画

本編本章第1節に定める推進地域に指定された地域内で、津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」(平成15年7月24日 政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。

- 1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項(施設又は事業の管理・運営者)
  - (1) 各計画において共通して定める事項
    - ア 津波に関する情報の伝達等
    - イ 避難対策
    - ウ 応急対策の実施要員の確保等
  - (2) 個別の計画において定める事項
    - ア 病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
      - (ア) 津波警報等の顧客等への伝達
      - (イ) 顧客等の避難のための措置
      - (ウ) 施設の安全性を踏まえた措置
    - イ 石油類、火薬類、高圧ガス等製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者  
津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施
    - ウ バス事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
      - (ア) 津波警報等の旅客等への伝達
      - (イ) 運行等に関する措置
    - エ 学校、社会福祉施設を管理する者  
避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
    - オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係  
本編 本章 第5節 5「ライフライン、通信、放送関係」に準ずるものとする。
- 2 防災訓練に関する事項(施設又は事業の管理・運営者)
- 3 地震防災上必要な教育及び広報(施設又は事業の管理・運営者)

# 第1章 総論

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する千葉県内の自治体として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

## 第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

### 1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生にあっても被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、町民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることが基本としたが、町、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

### 2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、地震・津波編で対処する。

### 3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の白子町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

### 4 計画の実施

本町の位置する千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

### 5 計画の位置付け

本計画は、地震・津波編の附編として位置付ける。

### 6 計画の修正

現行の大規模地震対策特別措置法の運用では東海地震の直前現象を検知することを前提としているが、現在の科学的知見からは確度の高い地震予測は難しいことが指摘されたことから、今後制度の改善や新制度の構築の検討が行われる可能性がある。制度の変更等に応じて当計画の修正を行う。

## 第2章 防災機関の業務

町、県及び指定地方行政機関、指定(地方)公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

### 1 白子町

機 関 名	業 務 大 綱
白 子 町	1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事 5 広報、教育、防災訓練に関する事 6 消防、水防対策に関する事 7 町が管理又は運営する施設対策に関する事 8 例外措置としての住民避難に関する事

### 2 県

機 関 名	業 務 大 綱
総 務 部	1 庁舎等の施設防災対策に関する事 2 私立学校の指導に関する事
総 合 企 画 部	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 県民等に対する協力、広報活動に関する事 3 飲料水の供給指導に関する事
防 災 危 機 管 理 部	1 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震予知情報等の収集伝達に関する事 3 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する事 4 通信その他施設整備に関する事 5 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関する事
健 康 福 祉 部	1 被災者の医療の確保に関する事 2 被災者の健康の維持に関する事 3 被災者の生活衛生の確保に関する事 4 被災者の福祉の確保に関する事
環 境 生 活 部	1 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関する事 2 環境大気及び公共用水域の監視に関する事 3 地質環境保全及び監視に関する事
商 工 労 働 部	1 物資の確保及び調達に関する事 2 商工業者、商工団体に対する指導に関する事 3 金融機関の業務確保に関する事 4 職業訓練施設の保全に関する事



機 関 名	業 務 大 綱
農 林 水 産 部	1 農業施設の保全に関する事 2 農業金融の指導に関する事 3 非常食糧の確保に関する事 4 農林業団体に対する指導に関する事 5 林地、治山施設の保全に関する事 6 漁業金融の指導に関する事 7 漁業団体に対する指導に関する事 8 農林水産部所属船舶の保全に関する事 9 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事 10 漁業無線による通信手段の確保に関する事 11 漁業漁港施設の保全に関する事
県 土 整 備 部	1 道路及び橋梁の保全に関する事 2 水防に関する事 3 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 港湾施設の保全に関する事 5 土木資材の確保に関する事 6 県営住宅の保全に関する事 7 建築物の防災に関する事 8 宅地の防災に関する事 9 下水道施設の保全に関する事
出 納 局	災害経費に関する事
水 道 局	1 県営水道施設の保全に関する事 2 飲料水の供給、確保に関する事
企業土地管理局	1 臨海地域土地造成事業施設及び新市街地造成事業施設の保全に関する事 2 宅地造成事業施設、内陸工業用地造成事業施設及びレクリエーション用地造成事業施設の保全に関する事
病 院 局	1 県立病院の保全に関する事 2 医療救護に関する事
教 育 庁	1 文教施設の保全に関する事 2 公立学校の児童生徒等の保護安全に関する事 3 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関する事 4 文化財の保護に関する事
警 察 本 部	1 警備本部の設置、運営に関する事 2 各種情報の収集、伝達に関する事 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 4 交通の混乱等の防止に関する事

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事</li> <li>2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事</li> <li>3 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事</li> <li>4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事</li> </ol>
関東財務局 千葉財務事務所	金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関する事
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関する事</li> <li>2 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関する事</li> <li>3 農地・農業用施設等、公共土木施設に関する事</li> </ol>
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の保全に関する事</li> <li>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関する事</li> <li>2 商工業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事</li> <li>3 被災中小企業の振興に関する事</li> </ol>
関東東北産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事</li> <li>2 鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関する事</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶による安全輸送の指導に関する事</li> <li>2 鉄道による安全輸送の指導に関する事</li> <li>3 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関する事</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関する事</li> <li>2 河川施設、道路施設の保全に関する事</li> <li>3 緊急輸送の確保助言に関する事</li> </ol>
成田空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関する事</li> <li>2 航空機の運航の安全と確保に関する事</li> <li>3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関する事</li> </ol>

機 関 名	業 務 大 綱
第 三 管 区 海上保安本部	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事 2 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関する事 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事 4 治安の維持、緊急輸送に関する事
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事 3 地殻変動の監視に関する事
東京管区气象台 銚子地方气象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関する事 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事
関東総合通信局	1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関する事 2 非常通信の運用に関する事
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関する事

#### 4 自衛隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸上自衛隊第1 空 挺 団	1 県との連絡・調整に関する事 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本電信電話株式会社	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社NTT ドコモ千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関する事
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関する事
K D D I 株 式 会 社	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事
ソフトバンク 株 式 会 社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く）に関する事</li> <li>2 災害救護に関する事</li> <li>3 日赤医療施設の保全に関する事</li> <li>4 血液センター施設の保全に関する事</li> </ol>
日本放送協会 千葉放送局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東海地震予知情報等の放送に関する事</li> <li>2 放送施設の保全に関する事</li> </ol>
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワー グリッド株式会社 千 葉 支 店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力の需給に関する事</li> <li>2 電力施設等の保全に関する事</li> </ol>
独立行政法人 水 資 源 機 構	水資源開発施設（導水路を含む）の保全に関する事

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
両 総 土 地 改 良 区	土地改良施設の保全に関すること
公益社団法人 千 葉 県 医 師 会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千 葉 県 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千 葉 県 薬 剤 師 会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
一般社団法人 千 葉 県 バ ス 協 会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千 葉 県 ト ラ ッ ク 協 会	物資の緊急輸送の確保に関すること
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

### 第3章 事前の措置

#### 第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

(総務課、建設課、産業課、教育課、健康福祉課)

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	機 関 名	内 容
情報伝達手段の整備	総 務 課	<p>(1) 町防災行政無線の整備 住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する町防災行政無線の整備をすすめるとともに、整備事業について、必要に応じ、県に対し指導及び助成を要請する。</p> <p>(2) 他の通信施設の利用 非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用(非常通信等による。)が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p>
建築物・構造物の地震対策	建 設 課	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 庁舎、学校、公民館等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 防災上重要な民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p>
道路河川等の対策	建 設 課	<p>(1) 施設等の点検整備 ア 海岸保全施設、海岸保全施設、道路、橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p> <p>(2) 施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p>

区分	機 関 名	内 容
被害想定 調査の実施	総 務 課	被害想定調査の実施 東海地震対策計画(修正)の基礎となる前提条件の確度の向上及び地域別影響度等を把握するため、震度分布、被害予想等に係る調査を実施する。
食糧確保 計画の化	産 業 課	災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画を策定しておくよう指導する。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	教 育 課	(学校に対する指導事項) (1)防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2)戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 (3)避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 (4)屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5)万年壱、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6)薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。
	健康福祉課	(一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項) (1)医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2)医薬品及び危険物等の安全対策 (3)飲料水、薬品等の備蓄 (4)発電機の整備 (5)防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項) (1)転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2)可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3)施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 (社会福祉施設に対する指導事項) (1)転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2)可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3)施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

## 第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

### 1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請（消防本部）

機 関 名	指 導 事 項
長 生 郡 市 広域市町村圏組合 消 防 本 部	<p>(1) 消防本部は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。</p> <p>ア 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>イ 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔予防規程〕 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>



2 生活関連事業所に対する指導、要請（商工管理課、会計課）

（1）食料、生活物資等を扱う事業所

機 関 名	指 導 事 項
商 工 観 光 課	<p>（1）生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者等に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>（2）食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を行う。</p> <p>また、生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p> <p>（3）熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、（一社）千葉県LPガス協会に要請する。</p>

（2）金融機関

機 関 名	指 導 事 項
会 計 課	<p>警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>（1）金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>（2）金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>（3）顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。</p> <p>イ 上記（1）のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

## 第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、町民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、町民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

### 1 広報（総務課）

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、町、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

#### （1）町における広報

##### ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は町民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、平常時、東海地震に関連する調査情報発表時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

##### イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に町民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

##### （ア）東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の本県域への影響度等

##### （イ）警戒宣言時に主要防災機関のとり措

##### （ウ）町民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

##### （エ）その他必要な事項

##### ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、「広報しらこ」等の印刷物によるほか、防災行政無線により実施する。

### 2 教育（総務課、教育課）

#### （1）町職員に対する教育

町、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

町、各防災機関の実施する防災対策の内容周知を重点とするほか、県に準じて実施する。

イ 教育の方法、手段等

各機関の特性及び実情に即し、効果的な方法、手段を選定する。

(2) 児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、小中学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

(ア) 東海地震に関する基本的知識

(イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等

(ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響

(エ) 警戒宣言時に学校がとる措置

(オ) 児童生徒等の学校内及び通学(園)時における安全対策、行動指針

(カ) 学校施設等の防災対策

(キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動(ホームルーム活動)を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

(ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。

(イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

(ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

## 第4節 地震防災訓練

### 1 総合防災訓練（総務課）

町は、県の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、町民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

### 2 住民、事業所が実施する訓練（総務課）

町は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

## 第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

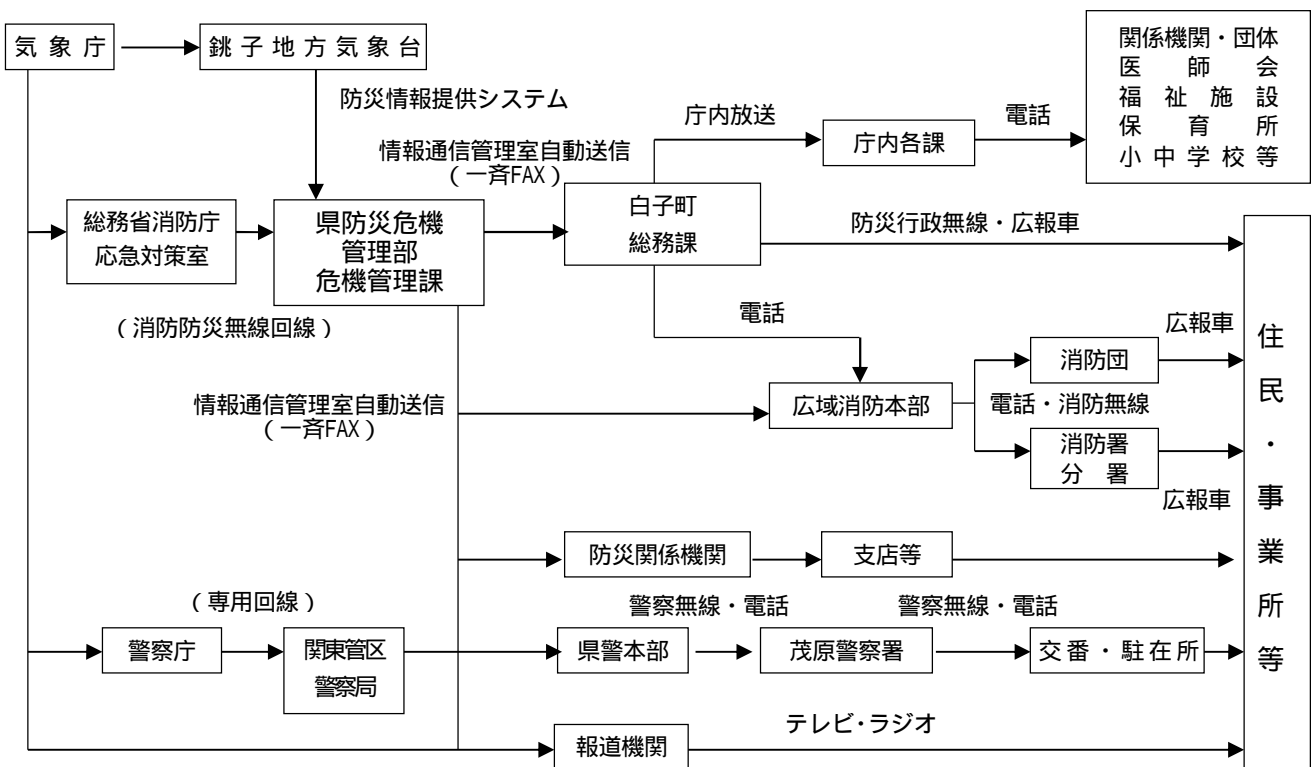
警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

### 第1節 東海地震注意情報の伝達

#### 1 伝達系統及び伝達手段（気象庁、総務課、県、県警察）

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



## 2 伝達体制（総務課、県、県警察、各防災機関）

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
白 子 町	町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
県 警 察	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
その他各防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

## 3 伝達事項（総務課、県、県警察、各防災機関）

- ( 1 ) 町及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- ( 2 ) その他必要と認める事項

## 第2節 活動体制の準備等

(総務課、県、県警察、海上保安庁、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ)  
町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関	内 容
白 子 町	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、町本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、災害警戒体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(2) 東海地震注意情報時の所掌事務 町本部が設置されるまでの間、総務課が各防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 各防災関係機関との連絡調整</p>
県	<p>(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</p> <p>(2) 職員の参集 職員の参集は、災害警戒体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</p> <p>(3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部危機管理課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 市町村、各防災機関との連絡調整</p>
県 警 察	<p>(1) 災害警備対策室の設置</p> <p>(2) 関係機関との連絡調整</p> <p>(3) 情報の受理伝達等</p>
千葉海上保安部 銚子海上保安部	<p>職員の非常招集及び巡視船艇等の待機の措置をとる。</p>
陸上自衛隊第1空挺団	<p>(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。</p> <p>(2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <p>(1) 通信量、通信疎通状況の監視</p> <p>(2) 設備運転状況の監視</p> <p>(3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</p> <p>(4) 電話利用の自粛等の広報活動</p>

機 関	内 容
株式会社NTTドコモ 千 葉 支 店	<p>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 通信量、通信疎通状況の監視</li> <li>( 2 ) 設備運転状況の監視</li> <li>( 3 ) 輻輳発生時の規制措置</li> </ul>



### 第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

(日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム)  
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として県がテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、混乱発生のおそれが予測される場合、町は必要な対応及び広報を行うとともに、県へ緊急連絡を行う。

機 関	内 容										
日本放送協会千葉放送局	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>千葉周辺</td> <td>80.7MHz</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>79.0MHz</td> </tr> <tr> <td>白浜地区</td> <td>82.9MHz</td> </tr> <tr> <td>勝浦地区</td> <td>83.7MHz</td> </tr> <tr> <td>銚子地区</td> <td>83.9MHz</td> </tr> </table> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の内容</p> <p>(2) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(3) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(4) 防災知識の紹介</p>	千葉周辺	80.7MHz	館山地区	79.0MHz	白浜地区	82.9MHz	勝浦地区	83.7MHz	銚子地区	83.9MHz
千葉周辺	80.7MHz										
館山地区	79.0MHz										
白浜地区	82.9MHz										
勝浦地区	83.7MHz										
銚子地区	83.9MHz										
株式会社ニッポン放送	<p>広報計画</p> <p>(1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク(休日は当直管理職)は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>(2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。</p> <p>(3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点(気象庁、首相官邸、都庁等)に待機する。</p> <p>(4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。</p>										
千葉テレビ放送株式会社	<p>広報計画</p> <p>東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。</p> <p>報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。</p>										

機 関	内 容										
株式会社ベイエフエム	<p>1 放送体制</p> <p>(1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。</p> <p>なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。</p> <table data-bbox="635 521 900 712"> <tr> <td>千葉周辺</td> <td>78.0MHz</td> </tr> <tr> <td>館山地区</td> <td>77.7MHz</td> </tr> <tr> <td>白浜地区</td> <td>79.7MHz</td> </tr> <tr> <td>勝浦地区</td> <td>87.4MHz</td> </tr> <tr> <td>銚子地区</td> <td>79.3MHz</td> </tr> </table> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報の機能の解説</p> <p>(2) 強化地域、観測データの解説</p> <p>(3) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(4) 防災知識の紹介</p>	千葉周辺	78.0MHz	館山地区	77.7MHz	白浜地区	79.7MHz	勝浦地区	87.4MHz	銚子地区	79.3MHz
千葉周辺	78.0MHz										
館山地区	77.7MHz										
白浜地区	79.7MHz										
勝浦地区	87.4MHz										
銚子地区	79.3MHz										

## 第4節 混乱防止の措置

（県、県警察、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ千葉支店、KDDI(株)）

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

機 関	内 容
県	<p>防災危機管理部（危機管理課）は、各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>（１）混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>（２）各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。</p> <p>（３）その他必要な事項</p>
県 警 察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>（１）警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>（２）住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、町民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>（１）防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>（２）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社NTTドコモ 千 葉 支 店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、町民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>（１）防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>（２）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
K D D I 株 式 会 社	<p>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</p> <p>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</p>

## 第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

### 第1節 活動体制

#### 1 町の活動体制（全庁）

- (1) 町は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに町災害対策本部を設置する。
- (2) 本部の設置場所  
町災害対策本部は、原則として役場庁舎内に設置する。
- (3) 本部の組織運営  
本部の組織は、災害対策基本法、白子町災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。
- (4) 所掌事務
  - ア 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
  - イ 各防災機関の業務に係る連絡調整
  - ウ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施
  - エ 報道機関等への情報提供
  - オ その他必要な事項
- (5) 配備体制  
災害対策本部の配備体制は、第3 配備体制とする。

#### 2 各防災機関の活動体制（県警察、海上保安庁、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、各防災機関）

機 関 名	内 容
県 警 察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千葉海上保安部 銚子海上保安部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること</li> <li>イ 対策本部船舶の運用に関すること</li> <li>ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること</li> </ul>
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施

機 関 名	内 容
東日本電信電話株式会社	<p>(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話株式会社に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
株式会社NTTドコモ 千葉支店	<p>(1) 情報連絡室の設置 株式会社NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>(2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
K D D I 株 式 会 社	<p>(1) 対策本部の設置 K D D I 株式会社は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。</p> <p>(2) 要員の参集 K D D I 株式会社は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。</p>
そ の 他 各 防 災 機 関	<p>(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、町及び県が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

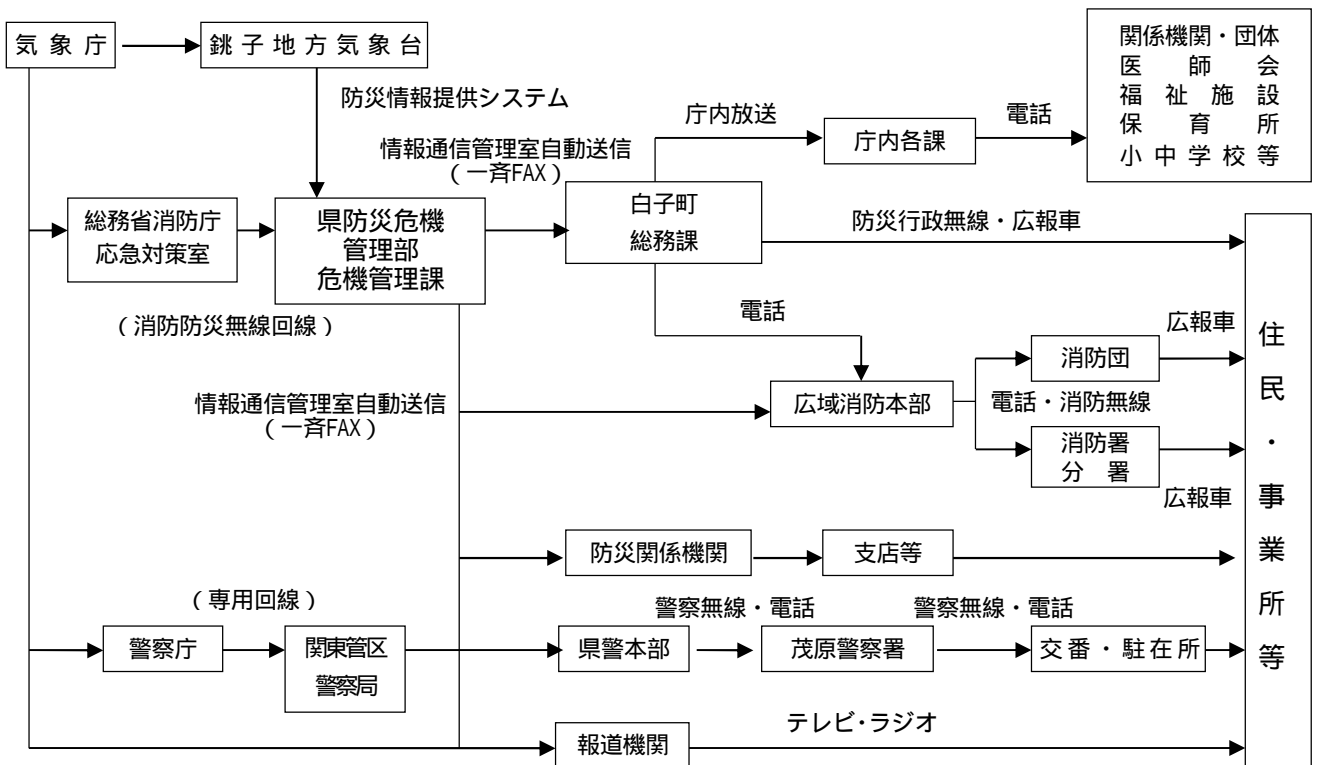
## 第2節 警戒宣言の伝達及び広報

各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

### 【警戒宣言の伝達】

#### 1 伝達系統及び伝達手段（気象庁、総務課、県、県警察）

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



## 2 伝達体制（総務課、県、県警察、各防災機関）

機 関 名	内 容						
白 子 町	<p>(1) 町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 一般住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <table border="1"> <tr> <td>警鐘</td> <td>(5点)</td> </tr> <tr> <td>サイレン</td> <td>(約45秒) (約45秒) (間隔約15秒)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</td> </tr> </table>	警鐘	(5点)	サイレン	(約45秒) (約45秒) (間隔約15秒)	備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
警鐘	(5点)						
サイレン	(約45秒) (約45秒) (間隔約15秒)						
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。						
県	<p>(1) 県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災機関等へ伝達する。</p> <p>(2) 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関等に対し伝達する。</p>						
県 警 察	警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。						
そ の 他 各 防 災 機 関	県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。						

## 3 伝達事項（総務課、県、県警察、各防災機関）

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言等の内容      (2) 本町への影響予想      (3) 各機関がとるべき体制  
(4) その他の必要事項

### 【警戒宣言時の広報】

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、町、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、町災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた町災害対策本部は、必要な情報を速やかに町民等へ広報する。

なお、県提供のテレビ・ラジオ、千葉県ホームページ、県民だより等を活用して、県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

### 1 町における広報（総務課）

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

住民に対して行う広報は県に準じて行うこととし、特に重要な広報は広報例文等をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(2) 広報の実施方法

広報無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

2 各防災機関の広報（各防災機関）

住民及び施設利用者等に対する広報は県に準じて行う。

(1) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制
- ウ その他必要と認める事項

(2) 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、町民等に対する情報伝達を各機関の実態にあわせて積極的に行う。

3 報道機関への発表（総務課）

町災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行う。



### 第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。  
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

#### 1 基本的な活動（県警察）

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広 報

#### 2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動（県警察）

##### (1) 警備部隊の事前配置

- ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
- イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ その他必要と認める場所

##### (2) 広 報

広 報 内 容	ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広 報 手 段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

## 第4節 水防・消防等対策

### 1 町（総務課、消防本部）

町は、警戒宣言が発せられた場合、消防本部、消防団と連携し、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

### 2 県

県は、警戒宣言が発せられた場合、津波、高潮、がけ崩れ等の危険に備え、次の措置を講じる。

- (1) 河川、海岸の水門、排水機場等の施設の操作に備え、消防団及び消防本部と協力して要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。
- (2) 河川管理施設（ダムを除く。）海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、直ちに出勤できる体制をとるものとする。
- (3) 水防資機材の点検整備を行う。

### 3 水防管理団体等（建設課、消防本部）

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防本部、消防団と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

## 第5節 公共輸送対策

（（一社）千葉県バス協会、（一社）千葉県タクシー協会）

（一社）千葉県バス協会、（一社）千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

## 第6節 交通対策

### 1 警察のとり交通対策（県警察）

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う

#### （1）緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

#### （2）緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

なお、町域内に広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の指定はない。

### 2 道路管理者のとり措置（建設課、国土交通省関東地方整備局、県）

#### （1）国土交通省関東地方整備局

##### ア 道路施設に関する対策

（ア）警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

（イ）地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

##### イ 道路交通対策

（ア）警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

（イ）公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

##### ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

#### （2）県

警戒宣言が発せられた場合、長生地域整備センターは、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

##### ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

##### イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

#### （3）町

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

## 第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策

### 1 上水道対策（広域水道部）

広域水道部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

#### （1）基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### （2）人員の確保、資機材の点検整備等

##### ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

##### イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

#### （3）施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

#### （4）広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	（1）警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること （2）発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 （3）発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広 報 手 段	（1）報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 （2）広報車による広報 （3）水道工事店の店頭掲示 （4）ホームページによる広報等

### 2 小規模下水道（コミュニティ・プラント）対策（環境課）

環境課は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

#### （1）施設等の保安措置

ア 危険物を取り扱う処理場の運転管理については町職員、維持管理業務受託業者職員の連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する

イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資材の点検、整

備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

次亜鉛素酸ソーダ、苛性ソーダ等については残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

3 電気対策（東京電力パワーグリッド株）

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話株式会社、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

#### 4 ガス対策（ガス事業所）

##### （１）基本方針

警戒宣言が発令された場合においてもガスの供給は原則として継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急対策を実施する体制をとる。

##### （２）広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

###### ア 広報内容

- （ア）引き続きガスを供給していること。
- （イ）ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法

###### イ 広報手段

- （ア）広報車により、直接需要家に呼びかける。

#### 5 通信対策（東日本電信電話株、株NTTドコモ、KDDI株）

東日本電信電話株式会社千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

##### （１）要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

##### （２）情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）

電話番号：043-211-8652（代）

##### （３）資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

##### （４）応急対策

###### ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- （ア）防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- （イ）一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

###### イ 手動通話、番号案内

- （ア）非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。
- （イ）番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

###### ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

## エ 営業窓口

平常業務を行う。

### (5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「 地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、 地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いいたします。」

## 【株式会社NTTドコモ千葉支店】

株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

### (1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

### (2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

### (3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

## 【KDDI株式会社】

KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

### (1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部および現地対策室を設置する。

### (2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

### (3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材および緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策を執るものとする。

### (4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。



## 第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

### 1 学校対策（住民課、教育課、生涯学習課）

町教育委員会並びに住民課は、警戒宣言が発せられた場合には、幼児児童生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童・生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 幼児児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
  - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
  - イ 交通機関を利用している幼児児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校等に残留し、保護する幼児児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長・所長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

### 2 病院対策（健康福祉課）

町は、警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては茂原市長生郡医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

### 3 社会福祉施設等対策（健康福祉課）

町は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ確かな防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達  
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- (2) 施設の防災点検  
応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等
- (3) 出火防止  
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

- ( 5 ) 要配慮者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- ( 6 ) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- ( 7 ) その他必要な事項

## 第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により津波等の危険性が高い地区にあっては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

- 1 警戒宣言時の措置（総務課、健康福祉課、商工観光課、広域水道部、消防本部）
  - (1) 避難勧告・指示  
町長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。
  - (2) 避難所の確認
    - ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
    - イ 防災設備等を確認する。
    - ウ 給食、給水用資機材を確認する。
    - エ 衣料品等生活必需物資を確認する。
  - (3) 情報伝達体制の確認  
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。
  - (4) 関係機関に対する通知  
避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。
  - (5) 職員の派遣  
避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。
  - (6) 要配慮者等に対する援護措置  
幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の配慮を要する者に対して必要な援護を行う。
  - (7) 給食、給水措置  
給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。
  - (8) 生活必需物資の給与
  - (9) その他  
避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。
- 2 事前の措置（総務課、健康福祉課）

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

  - (1) 避難対象地区の選定  
関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。
  - (2) 避難所の指定  
避難者を一時的に收容、保護するため、学校等を避難所として指定する。
  - (3) 避難勧告、指示体制の確立  
広報無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。
  - (4) 情報伝達体制の確立  
避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。
  - (5) 要配慮者等に対する介護体制の確立  
幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時

における援護体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

## 第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

### 1 救護救援対策（健康福祉課）

町は、公立長生病院及び茂原市長生郡医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

### 2 防疫対策（環境課）

町は、長生健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関する事
- (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関する事

### 3 保健活動対策（健康福祉課）

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

#### (1) 町が行う業務

- ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。
- イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は長生健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

## 第 1 1 節 その他の対策

### 1 食料、医薬品等の確保（健康福祉課、産業課）

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

#### (1) 食料の確保

産業班は、協定業者等に対して、在庫確認及び供給準備をとるよう要請する。

#### (2) 医薬品の確保

健康福祉班は、外房薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

### 2 緊急輸送の実施準備（産業課、商工観光課）

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

#### (1) 緊急輸送車両の確保

産業班と商工観光班は緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

#### (2) 緊急輸送車両の確認

第 2 編 第 3 章 第 8 節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

#### (3) 関係団体による協力

産業班と商工観光班は、輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

### 3 町が管理、運営する施設対策（生涯学習課）

町が管理、運営する社会教育施設等については、原則として開館、開催、供用を自粛する。  
なお、行事等が予定されているときは、主催者に自粛の協力を呼びかける。

### 4 町税の申告、納付等に関する措置（税務課）

警戒宣言発令時における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

#### (1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

#### (2) 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

### 5 その他（危険な動物の逃走防止）( 県 )

県は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

#### (1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

#### (2) 動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第 1 6 条及び第 1 7 条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

## 第6章 町民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

町、県を始め、各防災機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、町民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、町民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

### 第1節 町民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。            ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。            イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。            ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。            イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。            ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。            ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。            イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。            ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。            エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。            ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。            イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。            ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の飲料水約3リットル)。            イ 食料は、長期保存ができる食品(米、クラッカー、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。)を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。            傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に入れて準備しておく。            また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。</p>

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 町等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 町、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 町、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p>



区 分	と る べ き 措 置
警 戒 宣 言 が 発 令 さ れ て か ら 地 震 発 生 ま で	<p>(11) 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

## 第2節 自主防災組織のとりべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</li> <li>(2) 防災知識の普及活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</li> <li>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</li> <li>ウ 地域内の消防水利を把握する。</li> <li>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</li> <li>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</li> </ul> </li> <li>(3) 防災訓練を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</li> </ul> </li> <li>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</li> <li>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</li> <li>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</li> </ul> </li> <li>(5) 防災資機材等を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</li> </ul> </li> <li>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</li> <li>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</li> </ul> </li> </ul>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</li> <li>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</li> </ul>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自主防災組織の編成を確認する。</li> <li>イ 自主防災組織本部を設置する。</li> <li>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</li> </ul> </li> <li>(2) 町、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</li> <li>(3) 地域住民に対して住民のとりべき措置を呼びかける。</li> <li>(4) 防災資機材等を確認する。</li> <li>(5) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。</li> <li>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</li> </ul>

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会、部落会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

### 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。</p> <p>ア 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自衛防災本部を設置する。</p> <p>ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>町、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警 戒 宣 言 が 発 令 さ れ て か ら 地 震 発 生 ま で	<p>( 3 ) 危険防止措置を確認する。  ア 施設、設備を確認する。  イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>( 4 ) 出火防止措置を確認する。  ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。  イ 火気使用場所及び周辺を確認する。  ウ 消防水利、機材を確認する。  エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>( 5 ) 防災資機材等を確認する。  情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>( 6 ) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、町民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>( 7 ) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>( 8 ) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>( 9 ) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>( 10 ) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。  なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>( 11 ) 電話の使用を自粛する。  町、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>( 12 ) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>